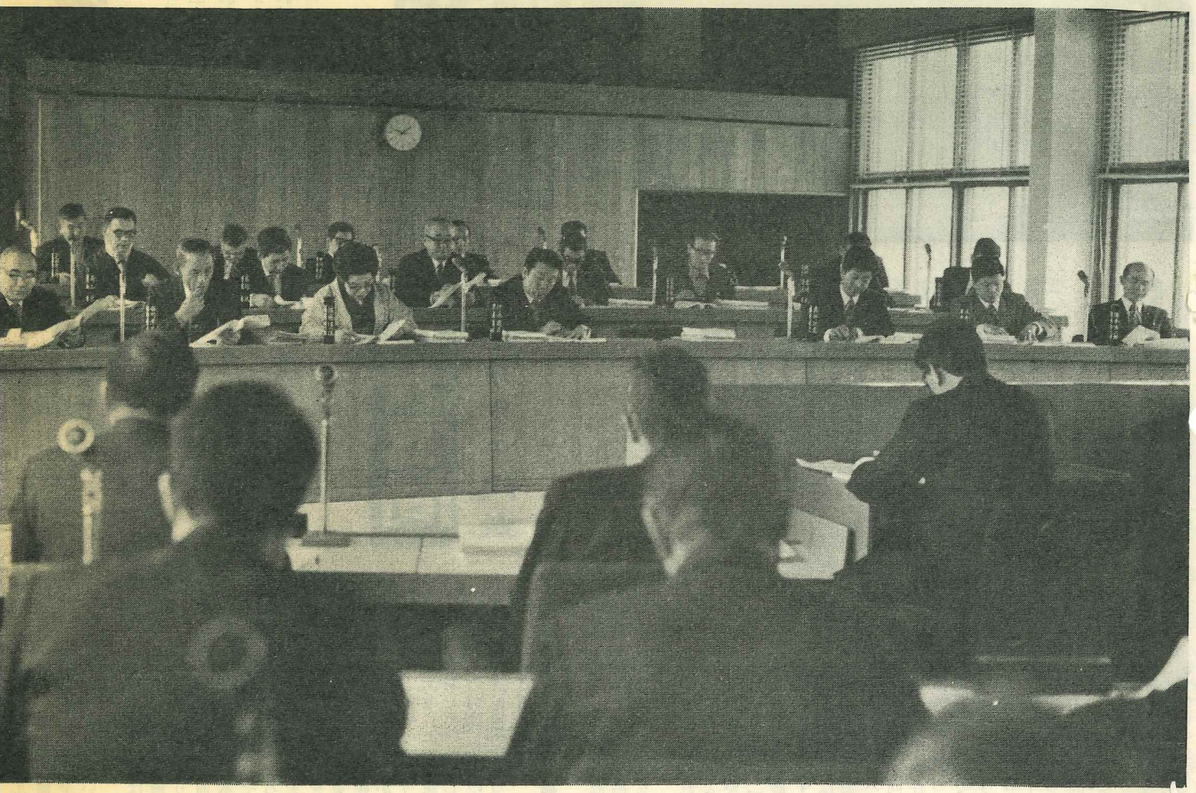
議会だより

昭和48年5月1日発行
創刊号
発行　岩内町議会
編集　議会運営委員会



議会だよりの発刊にあたって



岩内町議会議長　宮下佐一

かねてからの念願でもあり、又町民の皆さんからもご要望のありました議会審議状況を「議会だより」として発行することになりました。

議会だよりは、主として、町政に対する議員各位の代表質問と一般質問などを中心にお知らせしたいと思います。

ご承知のとおり議会は、本会議総務、社会文教、建設、産業の各常任委員会もすべて公開ですからいつでも自由に傍聴が出来ます。

しかしながら皆さん多忙な毎日ですからなかなか傍聴できないのが実情と存じます。

本来議会は町民の皆さんの声を町政に反映させると同時にその結果についても、お知らせしなければならないものと考えられるのであります。

そのために、定例会の状況だけでもお知らせいたしたいと云うことで年四回程度皆さんのお手許にお届けしようと考えております。又町を遠くはなれて出稼ぎされている方々に対しても是非お送りして町政に対してのご理解と望郷のお慰めになればと考えております。

議会だよりを通じまして、町議会と町民の皆さんとのつながりが尚一層身近かなものとなり、町政に対する深いご理解をいただき、住みよい町づくりのための一助ともなれば真に幸いと存じます。

この議会だよりが、広報―いわないー と同様によく読んで下さいまして気のついたところをどしどし議会にお寄せいただきまして今後益々町民の皆さんに親まれるものとなりますよう、よろしくご支援ご協力の程お願い申し上げます。



岩内町議会副議長　猪股武

常任委員会

のしごとと委員の紹介

◎委員長
○副委員長

町村の議会は四以内の常任委員会を置くことができます。

岩内町議会は、総務、社会文教、建設、産業の四常任委員会を置いており、議員は必ず一つの常任委員会に所属しなければなりません。

常任委員会の活動は、その部門に属する町の事務の調査、議案、陳情を審査します。

又、予算その他重要な議案、陳情等については、公聴会を開いて、利害関係者又は学識経験者から意見を聞くこともできます。

さらに議会の議決によって付託された特定の事件については、議会の閉会中も審査することができます。

総務委員会



猪股武　無所属　国鉄職員　当5
54歳
革新クラブ所属



佐藤猶徳　無所属　獣医師　当3
61歳
公正クラブ所属



芝西市太郎　自民党　商業　当6
62歳
清和クラブ所属



石川貫一　無所属　建材販売業　当4
64歳
清和クラブ所属



○西川栄太郎　無所属　漁業　当3
66歳
清和クラブ所属



◎中川隆之　無所属　会社社長　当4
48歳
公正クラブ所属

社会文教委員会



坂井清明　社会党　電々公社職員　当1
38歳
社会党議員会所属



小野与惣吉　自民党　会社社長　当2
59歳
清和クラブ所属



宮下佐一　自民党　漁業　当7
62歳
清和クラブ所属



佐藤はつ江　無所属　無職　当2
67歳
公正クラブ所属



○貢川田春由　公明党　理容業　当3
53歳
公新議員クラブ所属



◎岡本正巳　共産党　会社社長　当5
44歳
革新クラブ所属

建設委員会



伊藤健三　無所属　商業　当2
48歳
公正クラブ所属



岩崎正　共産党　会社社員　当2
49歳
革新クラブ所属



城崎孝策　無所属　会社社長　当1
53歳
清和クラブ所属



青山栄　自民党　漁業　当7
57歳
清和クラブ所属



○菅原常雄　無所属　文筆業　当2
66歳
公新議員クラブ所属



◎笠原義雄　無所属　会社社長　当3
59歳
公正クラブ所属

産業委員会



宮越進　無所属　漁業　当1
40歳
清和クラブ所属



真井敏宏　無所属　会社役員　当2
42歳
清和クラブ所属



清本清次郎　社会党　飲食業　当3
50歳
社会党議員会所属



斎藤栄太郎　無所属　商業　当4
50歳
革新クラブ所属



○木森幸男　無所属　商業　当5
52歳
公正クラブ所属



◎倉島平治　無所属　会社社長　当3
67歳
公正クラブ所属

明るく住みよい町づくり



政策と姿勢を問う

昭和四十八年第一回岩内町議会定例会は、三月八日招集され、会期を三月二十四日までの十七日間と決定し審議に入りました。

提出された案件は、議案二十六件、報告一件（委員会審査報告）で、町長から、町政執行方針、教育長から町教育行政執行方針の説明がなされ、これに対し各会派の代表質問、並びに一般質問が行われましたので、そのあらましをご紹介いたします。

代表質問

清和クラブ代表

町長選挙について

長溜町長はこの際、引き続き町政担当の意志を表明していただきたい。

町　長……もし町民の皆さんのご支持をいただくことができましたら引き続き町政を担当させていただきたいと考えています。

都市計画の推進について

野束、敷島内並びに東宮園に、早急に都市計画を実施し市街化しやすいようにすべきでないか。

町　長……現在全町的に都市計画を検討中で、現段階では岩内町の区域を、第一種の住宅専用地域、第二種の住宅専用地域、あるいは住宅地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域等の用途地域指定の線引きなどは重大な問題でありますので、案が出来次第関係機関にもよく諮りまして町の将来、構想を策定する予定です。その中で野束、敷島内、東宮園地域等の道路計画もはっきりしてくるようになると思います。

国道二二九号線の改修について

大浜変電所から岩野橋に至る町道のうち、町内商業地域のアーケード施設に対し町は地域関係者と十分協議し行政的、財政的に指導援助を構じていただきたい。

町　長……アーケードの設置によって商店街は横のデパートと云われ設置を促進することは必要なことでございます。昭和四十二年の商工指導センターの商店街診断の際もこの意見が出ております。しかし実際に実施するとなればいろいろな手続きやいろいろな条件が必要となります。商店街がバラバラな施設は出来ないので、同じ企画で実施することが基本条件となり、そのためには、組合をつくり共同事業体で仕事をする形でなければこの問題は困難でしょう。経費は財政的に歩道四メートルにした場合、概算で単価は一メートル当り五万円位です。仮に一つの商店が九メートル（五間）の間口の場合四十五万円という資金が必要になります。この資金については道の商店街環境整備資金を利用できます。この場合も共同で実施することが条件です。このほか中小企業融資の設備資金も利用できます。従いまして商店街で計画が具体化しましたら町からの助成ということで検討したいと存じます。

町内商店街の駐車場の設置について

大変な困難が予想されますが、市街地に公営駐車場を設置するため東校跡地を児童公園として整備し既設のうちよ、万代、おもないの三公園を空地を兼ねた駐車場とすることは出来ないかどうか地域住民並びに関係機関と協議のうえ前向きに検討していただきたいので町長の所見を伺いたい。

町　長……町内には都市計画によって設置された児童公園が十八カ所あります。交通事故防止の立場からは、公園をつぶすよりも逆に公園を広げなければならない現状です。従って公園をただちに駐車場に解放することは困難と思います。東校跡地は、一中の跡地、その他の公有地と共に町内各界代表の意見も承っておりますので十分検討が必要と思います。さらにまた、今年のうちに西小の跡地利用など少くとも今年のうちにきっちりした計画を固めて本年度から大きな事業にかかるような段取りをする必要があると思います。従って東小の跡地を何に使うという決定的なことは明言できません。いままでに申し上げたいろいろな点を含めて検討し結論を出します。今後駐車場をどうするかについては将来の考え方として公共施設を作る場合には駐車場も併せてつくる。また、話しとしては、国鉄岩内線が出来た際、高架線路の下は鉄道用地ですが駐車場をつくることも考えられないこともない。商店街の型などの店舗近代化をとることによって駐車場用地が出来ることも考えられる。空想のようですが都会と同様商店街の地下に駐車場をつくることも夢ではない。以上のようにいろいろの角度から検討し懸案の問題として考えて行きたい。

町営温泉センターの早期完成について

町営温泉センターの早期着工は町民待望のことで、一日も早く完成してほしい。建設に当っては町民の休養と憩いの場としての施設を考慮してほしい。

町　長……家庭的利用を中心とする、日帰り休養娯楽施設、大衆料金で利用できる簡易宿泊施設等町民の憩いの場所をつくりたいと考えて大体の青写真をつくっております。ほかに大浴場、大広間、個室、娯楽室、四レーン位のボーリング場、温泉プール、食堂、喫茶等も考えており、さらに老人とか身障者については無料で開放することも考えられることでご要望のございました趣旨をよく考えに入れて最終的計画を固めることにいたします。

道路の舗装整備について

道路は、本来舗装されるべきものであり舗装されて初めてその効用を発揮するものと思う。従って都市計画街路の指定を拡大し年次計画をもって実施すべきと考えるがこの施策を伺いたい。

町　長……町内の全道路は、どこにある道路は国の金で、どこにある道路は道の金で、どこの道路は町の金だけで舗装すると分類し昭和四十五年から四十九年までの道路整備五カ年計画を作り、現在実行中です。学校の改築で多少遅れましたが計画どおり進んでいる。さらに都市計画施設として街路決定についても、目下大変面倒な作業をすすめていますが十二月いっぱいで終り、四十九年から年次計画で舗装にかかる考えです。

下水整備について

町民の健康管理の面からも下水道の設置は必要と考えます。しかしながら十数億の設置費を要し困難な面が多いが、下水道の研究及び実施計画を考えるなど下水道問題と取り組む決意をすべきであると思うが所見を伺いたい。

町　長……当町が今後都市として発展するためには、上水道と並んですで道に場店当た費れ共り画ラ必いか際商とれっ町て行対

を建て増ししたい方、などのために住宅資金の斡旋対策ができないか、また独居並びに寝たきり老人の中で全く身寄りのない方を地元で収容する施設を建設するお考えはないか。

町　長……老人の部屋の建て増し資金は六種類の資金制度がありますが貸付が必要なときは、よい方法でご相談に応じたいと思います。収容施設の問題ですが、老人は老人ホームに決して喜んで入る性格のものでありません。町の老人ホームについて調査したところ、老人ホームに入りたくないというのが全体の九一・五パーセント、理由は家族と一緒に暮したいが七五パーセントです。しかし施設の必要がないというのではありません。

施設の建設については広域市町村圏の七カ町村で十分話し合いがなされておりますが、特別養護老人ホームは泊村にあのような施設もありますので泊村に、老人ホームは希望が岩内、寿都、島牧の三カ所ありまして、当町の場合は老人ホーム建設のため大井さんからも土地をいただいておりますが、しかし関係隣接町村の関連から島牧となりました。しかし建設時期がきましたら建設したいと思っています。

学校改築問題について

学校改築問題については、できれば着工の年次を明らかにしていただきたい。

町　長……西小の改築は遅くとも四十九年度に手をかけさせてもらいたいと折衝中で確答はまだありません。

二十六議案と委員会審査報告一件を原案のとおりきめました

通告のあった代表質問、一般質問が終了の後、町長から提案されたつぎの議案を審議しました。

審議した議案

昭和四十八年度一般会計予算……**原案可決**

（予算規模は十四億二千八百六十万円で、前年度当初予算に比較して一億百六十万円の増となります）

昭和四十八年度国民健康保険特別会計予算……**原案可決**

（老人及び乳幼児医療費の無料化により前年度に比較して十七パーセントの増となります）

昭和四十八年度温泉事業特別会計予算……**原案可決**

（財政健全化のため前年度収入さ

（職員手当のうち、特殊勤務手当を増額改定するものです）

寒冷地手当支給条例の改正……**原案可決**

（国家公務員の寒冷地手当に準じ改定するものです。）

老人医療費助成条例の改正……**原案可決**

（一才未満の乳幼児医療費を助成していますが更に三才未満児まで医療費の助成をするものです）

乳児医療費助成条例の改正……**原案可決**

（一才未満の乳児医療費を助成していますが更に三才未満児まで医療費を助成するものです）

重度心身障害者医療費助成条例の設定……**原案可決**

（重度身心障害者またはその保護者が負担する医療費を助成する条例を定めるものです。）

母子家庭等児童医療費助成の設定……**原案可決**

（母子家庭と両親のいない家庭の十五才未満の児童の保護者負担分の医療費を助成する条例を定めるものです。）

心身障害児童手当支給条例の設定……**原案可決**

（義務教育期間中の心身障害児童の保護者に心身障害児童手当を支給する条例を定めるものです。）

遺児手当支給条例の設定……**原案可決**

（交通海難や不慮の災害により父母や生計の中心者を失った遺児の義務教育期間中保護者に対し、遺児手当を支給する条例を定めるものです。）

小学校建設基金の設置、管理処分に関する条例の改正……**原案可決**

（小学校建設基金の処分と使用の規定を追加して定めたものです）

奨学金条例の改正……**原案可決**

（貸付金の額を増額したものです）

特殊学級施設建設基金条例の設定……**原案可決**

（ライオンズクラブから寄付された一〇〇万円を特殊学級教育施設基金として積立てる条例を定めたものです）

道路占用料徴収条例の改正……**原案可決**

（占用料を現状に合った額に改めるものです。）

行政財産使用料条例の設定……**原案可決**

（行政財産の目的外の使用料の額を定めるものです）

公営住宅管理条例の改正……**原案可決**

（四十六年度道が建設した特別低家賃住宅が町に譲渡移管されるので住宅使用料、管理事項を定めるものです。）

水道事業の設置等に関する条例の改正……**原案可決**

（四十八年度から水道事業を開始するので地方公営企業法に基づいて条例を改めるものです。）

企業職員の給与の種類、基準に関する条例の設定……**原案可決**

（地方公営企業法に基づいて職員の給与の種類、基準を定めるもの です）

土地開発公社の設立について……**原案可決**

（学校、道路、公園などの公共施設用地や住宅用地を求めるために設立するものです。）

工事請負契約の締結について……**原案可決**

（運動公園の敷地造成について工事請負契約を結ぶものです。）

昭和四十七年度一般会計補正予算……**原案可決**

（年度末の最終的な歳入歳出の補正をするものです。）

昭和四十七年度国民健康保険特別会計補正予算……**原案可決**

（療養給付費の不足分と、職員の寒冷地手当の改定による追加分を補正するものです。）

委員会審査報告……**原案可決**

（新日本婦人の会岩内支部（支部長、森谷道子外七百四十二名）から提出の三才未満の乳幼児医療費の無料化を要求する請願」の社会文教委員会の審査報告）

委員会のうごき

第１回定例会において各常任委員会及び特別委員会で継続調査審査となった案件はつぎのとおりです。

総務委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
財産の調査について		継続調査中
財産の取得調査について		同

社会文教委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
老人福祉に関すること		継続調査中
保育所の増設に関すること		同
岩内町地区集会所の管理について		同
教職員に対する行政処分取消しに関する請願	北教組岩内支会長 堺　善昭	継続審査中
西小学校の改築に関する陳情	岩内西小学校PTA会長 大場忠次	同
高令者就労事業の年度実施を求める請願	岩内町栄団地122号 島倉英夫	同
北星学園余市高等学校通学生徒学費助成に関する陳情	北星学園余市高等学校PTA岩内支部長 細坪信男	同

建設委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
町内主要道路の補装並びに改良計画について		継続調査中
下水側溝の計画並びに維持補修について		同
上、下水道の計画について		同
土木、建築工事の調査について		同
変電所東側側溝不備に伴う建物土台取替えについての陳情	岩内町字御崎6の12 新山広治	継続審査中
町道整備についての陳情	岩内町字相生30 北浜三道利外2名	同

産業委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
産業振興について		継続調査中
観光開発について		同
原子力発電所について		同

岩内地方開発対策特別委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
岩内地方の開発に関すること		継続調査中
岩内地方の過疎対策に関すること		同
岩内地方の市制実現に関すること		同
広域市町村圏、広域生活圏等に関すること		同

させた場合どうなるかという計画も持っております。鉄筋コンクリート二階建、一、五〇〇平方メートルの計画であります。今現在の事業費は約一億三千万円ですが、これを、いつ、どこに建てるということになりますと学校等公共施設との関連もありまして申し上げかねますので、他との関連を考えて時期を検討したいと思います。

岩内町総合計画の策定について

計画策定の中で特に産業についてお尋ねします。

三年をもって一昔といわれる時代すみやかに策定案を議会に提出していただきたい。

本年度の産業対策を予算案で見ると、農、漁、商工業に対する補助政策が例年に見られぬ大増額であります。そこで一連の補助政策は産業政策の基本ではないと考えますが、町長のご見解を承りたい。

自治体の産業政策は、過疎過密問題を中心とした経済成長政策に起因する弊害のため、これには対応する具体的決め手に欠けるといわれますが、本町の場合工業導入近代化、海岸増殖等基幹産業を中心とする産業構造の洗い直しが必要と思います。

これらの基本的解決決定がなくて当町が南後志広域行政推進の根となることは出来ないと考えますこれは町理事者の政治力量の問題ではなく地域社会の将来にかかわる重大な問題でありますので町長は日頃どう考えておられるか明快なるお答えをいただきたい。

町　長……岩内町総合計画の問題でありますが、目下素案について作業中で近く第一回の総合計画策定審議会を開く予定であり、審議会で十分意見を尽し六月定例会を目度に議会の議決を得たい考えであります。

産業対策でありますが、補助金政策だけが産業政策の基本でないことはご意見のとおりであります。今上水道は六億でやっていますから十三億の金がなければ下水道は出来ない計算になります。ただ問題となるのは十分の四の国費補助があり、受益者の負担として建設費の五分の一以上、三分の一をもたなければなりません。受益者とは全町民でなく利用者だけでそれを徴収するという点も相当問題があります。また下水道法により処理区域内の汲取り便所は必ず三年以内に水洗トイレに変ります下水道の使用料も当然条例で定め町が徴収することになります。公害問題との関連においても将来の重要な問題でありますので早急にとりかかるということはなかなか困難ですが放っておける問題でもありません。設計、測量調査だけで千五百万円か千六百万円かかる状態ですが、今後の大事な懸案として前向きで建設計画を打ち立てて行きたいと考えます。

老人福祉対策について

現在七十才までを無料となっている老人医療費を近い将来六十五才までに引き下げるお考えはないか。

町　長……岩内の場合、老人の年令別を見ますと七十才以上が九百人おります。今お話しの六十五才から六十九才までの老人を無料にすると対象者がちょうど七十才以上と同じ約九百人であります六十五才以上を無料にするということには私も全く賛成であります一度に出来ませんので段階的に年令を引き下げて対象者を増やして行く考え方で実現するようにいたします。

宅地問題について

住宅を建てたくとも土地がなくまた到底庶民の手の出せるような価格ではないので町として宅地を造成し大衆的価格で分譲することを考えてはどうか。

町　長……宅地造成が必要なことは、ご意見のとおりです。土地開発公社は、公共の福祉の増進をはかるため必要な土地を公有地として確保しその業務内容には宅地造成管理処分という事項もありますしたがって、公社の業務の中で出来るだけ安い快適な生活が営める住宅環境を目ざした宅地を造成して分譲することも計画の中に入れてご意見の趣旨に沿って事業を進めて行くことにします。

消費物価の安定対策について

消費者物価の安定に役立たせるため公設市場の開設並びに市場の整備を町として本格的に検討するよう考えて見てはどうか。

町　長……最近の消費経済の多様化と高度化に対応するため農林省は昭和四十六年に卸売市場法の改正をしております。この法の改正によって、北海道卸売市場整備計画が出来、結局七万人位の都市でなければ地方卸売市場は認可しないとの道の方針であり、このため公設市場としての認可を受ける市場は、現在の段階では不可能でありますが公設市場の設置は流通機構を改善しまして消費者には安く生産者は少しでも高くとそれで中間の経費をはぶくというのが公設市場であります。岩内の場合は近隣町村の消費人口から見て現在の段階では問題があり、岩内には問屋が三軒ありますが小売店と広報「いわない」、町政こんだん会、その他の機会を通して、町民のみなさんと密着した町政を心がけ、ご協力とご理解が得られますよう、努力いたしておりますが、この議会広報としての議会だよりの発行は、文字どおり、町と議会が車の両輪となり町民のみなさんのかけはしとして、大きな役割を果たすものと期待されます。

ここに議会当局に対しまして心から敬意を表しますとともに、日頃町政に対するご協力に衷心より感謝申し上げ、ひとことお祝いの言葉といたします。



〝議会だより〟発刊によせて

岩内町長　長濱金太郎

町政に対する議会の審議状況を通じ、町民のみなさんのご理解とご協力をいただくため、このたび岩内町議会では、議会だよりを発刊いたしました。

このことは、町民のみなさんから強い要望のあったものでもあり議会としてもこうしたみなさんの意向を十分配慮して、社会情勢のめまぐるしい変化に即応した民主的な町政を推進するよう企画されたものであり、まことに意義深く存じます。

町におきましても、これまで、で下水整備は是非必要な問題ですしかし、手をつけるとなれば尋常一様の問題ではない。下水道法でいろいろ決められており、公共下水道、都市下水道、流域下水道というものがあります。実施に当っては、建設基準に合致した事業計画をたて建設大臣の認可が必要となり、建設費は上水道の大体倍かかるというのが常識であります。今上水道は六億でやっていますから十三億の金がなければ下水道は出来ない計算になります。ただ問題となるのは十分の四の国費補助があり、受益者の負担として建設費の五分の一以上、三分の一をもたなければなりません。受益者とは全町民でなく利用者だけでそれを徴収するという点も相当問題があります。また下水道法により処理区域内の汲取り便所は必ず三年以内に水洗トイレに変ります下水道の使用料も当然条例で定め町が徴収することになります。公害問題との関連においても将来の重要な問題でありますので早急にとりかかるということはなかなか困難ですが放っておける問題でもありません。設計、測量調査だけで千五百万円か千六百万円かかる状態ですが、今後の大事な懸案として前向きで建設計画を打ち立てて行きたいと考えます。

老人福祉対策について

現在七十才までを無料となっている老人医療費を近い将来六十五才までに引き下げるお考えはないか。

町　長……岩内の場合、老人の年令別を見ますと七十才以上が九百人おります。今お話しの六十五才から六十九才までの老人を無料にすると対象者がちょうど七十才以上と同じ約九百人であります六十五才以上を無料にするということには私も全く賛成であります一度に出来ませんので段階的に年令を引き下げて対象者を増やして行く考え方で実現するようにいたします。

宅地問題について

住宅を建てたくとも土地がなくまた到底庶民の手の出せるような価格ではないので町として宅地を造成し大衆的価格で分譲することを考えてはどうか。

町　長……宅地造成が必要なことは、ご意見のとおりです。土地開発公社は、公共の福祉の増進をはかるため必要な土地を公有地として確保しその業務内容には宅地造成管理処分という事項もありますしたがって、公社の業務の中で出来るだけ安い快適な生活が営める住宅環境を目ざした宅地を造成して分譲することも計画の中に入れてご意見の趣旨に沿って事業を進めて行くことにします。

消費物価の安定対策について

消費者物価の安定に役立たせるため公設市場の開設並びに市場の整備を町として本格的に検討するよう考えて見てはどうか。

町　長……最近の消費経済の多様化と高度化に対応するため農林省は昭和四十六年に卸売市場法の改正をしております。この法の改正によって、北海道卸売市場整備計画が出来、結局七万人位の都市でなければ地方卸売市場は認可しないとの道の方針であり、このため公設市場としての認可を受ける市場は、現在の段階では不可能でありますが公設市場の設置は流通機構を改善しまして消費者には安く生産者は少しでも高くとそれで中間の経費をはぶくというのが公設市場であります。岩内の場合は近隣町村の消費人口から見て現在の段階では問題があり、岩内には問屋が三軒ありますが小売店と

革新クラブ代表

町長の四選出馬について

町長は、三選出馬の際、四選には出馬しないと言ったと言われているが、この点どうか、またいつまで町長をおやりになるつもりかお聞きします。

町　長……私が三選出馬の当時は三期だけと考えたこともありましたが、現段階では、もし町民のご支持をいただくことが出来ましたら引き続き町政を担当させていただきたいと考えております。

いつまで町長をやるかということについては、四期目の町政担当の意志表示はいたしましたが、その後のことにつきましては予測してどうなるかわかりません。

岩内線赤字負担について

岩内線建設後赤字負担について共産党革新共同の多田光雄議員は三月五日の衆院予算委で質問しこれに対し新谷運輸大臣が答弁したことが報道されました。この報道でも明らかなように新谷運輸大臣は「岩内線建設後赤字負担は法律の禁じているところで寄付を受けることは絶対にあり得ない」と言っているのに、町長は、どのような根拠で岩内線建設後赤字負担の文書を、国鉄や鉄道建設公団に出したのか、また、文書を撤回する意志があるかないか答弁願います。

町　長……岩内線赤字負担の問題ですが、これはいままでに二回にわたって国会で取り上げられておりまして、最初が昨年の十一月八日第七十回国会の衆議院地方行政委員会で論議されまして、運輸省がこの文書の見解を質問されたとき「早期着工に対する地元の熱意表明」と答弁しましたが、その言葉こそ文書を提出した根拠でございます。また、文書を撤回せよということでございますが、ご存じのように岩内町長が出したものでなく、岩内線建設促進期成会の役員である八カ町村十六名の総会の意志によって提出したものでありますので、岩内町長としては撤回するしないということをお答えできる筋のものでないと存じます。

なお、これに関連してご参考までに申し上げますと、三月五日の衆議院の予算委員会の第五分科会でも、岩内線問題が取り上げられております。新谷運輸大臣が「地元負担があるか、ないかによって認可の内容を変えることはない」「自治体の負担については法律の禁じているところで寄付を受けることは絶対あり得ない」と明言しております。さらに三月五日の地方行政委員会では、国鉄機崎総裁と運輸省の秋富鉄道監督局長から函館本線の急勾配の弱点を補い函館本線のバイパスとして意義あるという発言が引き出されており、今後の岩内線建設運動について重大な意義を持つものと考えます。

原子力発電所設置について

町長は、町政執行方針の中で、原子力発電所に対する町議会の意思を述べているが、最も大切な意思である原子力基本法に定める自主・民主・公開の三原則が抜けており、これでは議会の意思ではないのでないか、なぜ削除しているのか、また町長は三原則を必要なしと思うのか、見解を明らかにしていただきたい。

町長と北電社長との間に取り交わされた覚書は、当時町長が、原発設置に協力的態度の中になされたものであり、この際白紙撤回する意志はないか。

覚書凍結は、賛成にも反対にも都合のいいように受け取れるが、賛成の人から覚書凍結の間にどのように説明しているか。

原発に反対する町民会議の代表に対し町長は、覚書凍結に係る所見の中で、北電が凍結を無視し強行着工することがあれば抵抗せざるを得ないと言明し、この意味も含めての凍結であると述べているが、新しい局面を迎えて原発強行着工という事態がおきた今日、現時点で、町民会議に示しているように町長は抵抗する意志があるか。

岩内町をつくる責任ある町長として、四選出馬の意向を表明した町長として、町長自身、原発設置に反対か賛成か、意向を明らかにしていただきたい。

町　長……原子力の研究については軍事利用を絶対に排除して平和利用に限定し、そのためには機密をなくする意味での公開の原則であり、外国に依存することによって軍事機密が日本に入るのを防ぐ観点からの自主の原則であり、政府その他の独善的専行を防ぐという意味での民主の原則が立てられたものであり、法的に守られなければならない大前提であります私は、町政執行方針で原発反対決議の全文をそのまま申し上げているのでなく、法的に厳守されなければならない大前提は当然のことという考えに立って省略をしたのであり、他意はないのでご了承願います。

覚書の白紙撤回の問題ですが、覚書の扱いは、くどくどと申し上げるまでもなく、町政執行方針に

一般質問

誠真クラブ

町長選挙について

町長は過去十二年間の実りある業績に自信をもって今後四年間も私を支持していただきたいと今一度立起声明をしていただきたい。

町　長……昨日の代表質問で申し上げたのは立起の表明であります私を支持して云々といえば選挙運動の段階になると考えますのでご了承願います。

原子力発電所について

覚書の凍結に当り、関係町村に対し凍結に至る事情の説明・配慮が必要であると考えます。その方法と内容につき明らかにしていただきたい。

町　長……このことは凍結のかたちをとる段階になりましてから関係町村長と十分連絡をとりまして岩内の事情を理解していただき、ご了解を得ております。

どのように説明したかは町政執行方針に述べましたとおりでありいかなる場合にあっても一貫した態度をとっております。

下水道対策について

上水道と密接不可分の下水道については、町長の在任中に計画案を作成し後任者へのプレゼントにしていただきたい。

町　長……結論として在任中に計画を策定しろということですが、とにかく計画を作るという考えで進めます。

スポーツ振興について

札幌オリンピック以来、他管内のジャンプ熱は大変なものです。当町の青少年のために小さなシャンツェでも建設して未来のジャンパーの出現の芽を育てていただきたい。

町　長……ジャンプ台の問題ですが、ご意見のように青少年用という考えに立って少なくとも三〇メートル級のものを岩内岳スキー場の中におり込んで行きたいと思います。

庁舎の改築について

現状では増築するのは止むを得ないと思うが、駐車場との関連からも庁舎を別なところに改築し、現庁舎の高度な利用を考えられないか。

町　長……庁舎の改築問題ですが学校改築よりも、役場の移転改築を優先させることは絶対にできないわけです。この問題はおそらく何年が後で出てくる時期があると思います。

福祉対策について

現在家が狭く老人と同居できない方、同居しているが老人の居室内には岩内の教育、一つの目標があってしかるべきだということを考えまして、四十五年にこの問題をいろいろ教育委員会で協議したのであります。

その結果、教育目標は字数にして少ないものであるけれども教育的配慮を十分調査のうえで成り立つものということで教育研究所を主体として学校の先生方に意見を問うてまいりました。

その後、今まで相当かかっているが、道内でこの作業の相当進んでいるところなど視察し、その間に十分調査、研究のうえ岩内町教育目標設定委員会を作ったものであります。この中には、町内のいろいろな機関団体の方々をご委嘱申し上げ、ご意見をいただき機構としては、各関係委員会を段階別に設けての調査、研究を根拠にして作りたいと考えております時あたかも岩内町総合開発計画が立案されているときでありますので、これを十分に踏まえてその長期計画に折込んで教育目標を設定したいと考えております。教育目標設定委員会としては今年度中にその作業を了し出来上ったものを公聴会を開いて十分住民の意志を取り入れたいと考えております

岩内町の産業構造は従来の漁業中心とした、第一次産業から第三次産業を基調とした第二次産業の伸びとそれを背景に高度化が進んでいるわけであります。

しかし、総体的に第一次産業のウェートは低下しつつあるものの漁業の占める地位は極めて大きいものがあります。

農業については、土地の基盤づくり、草地造成、経営規模の拡大と併せて、経営の構造改善を進めて生産所得の増大に努めることにし水産関係については漁業生産を増大し安定的な供給をはかるために漁業の造成、新漁場の開発と北方圏漁場への進出、漁船の装備の近代化、大型化を進めることが必要であります。さらに水産加工業については、団地の造成をはかると共に水産業の近代化先導する高度な生産技術を開発するための試験研究機関の整備と併せて普及指導体制の充実をはかって漁業基地の型成につとめるべきと思います。

このため、こうした基本的な考え方にたって水産加工業、商工関係、観光産業と各分野にわたって産業政策を進めたいと考えております。

実業高校の新設について

高校間口は年々漸減し今年も六十名程が他町の学校へということであります。

地元産業との結びつきのある教育がなければ、高校卒業生の九〇パーセントが町から出る現状では問題の解決にはならないと思います。

そこで町長は、公私立は別として水産、商業、工業等の各科目を網羅した実業高校の新設に努力する考えがあるかどうかお聞きします。

町　長……文教政策について学校改策に全力を上げろということですが、基本的にはほかの公共施設より優先させるべきだと考えております。

実業高校の誘致については、町の中に高校が一校成り立つだけの生徒が町外に出ている訳ですが、高校の間口増は極めて困難な状況下にあります。実業高校誘致はいうべくしてなかなか困難な問題であります。

しかし、共和の高校間口を増すことは不可能でないというように考えます。

過去に学校誘致を考えた時代もありましたが、土地の面から考えれば土地がないとはいえませんし町の懸案として今後検討していきたいと思います。

原子力発電所問題について

先般町長は、北電との覚書について凍結を通告されましたが、各新聞紙上でも見られるように事実上の破棄という見方も含めて一応前進した態度と評価しております

そこで、町民の理解を得られない限り賛成しかねるというのは、現在の原子力発電所については反対であると私は理解しておるのですがそれでよろしいかまずお尋ねします。

次に、電源立地のこの種の発電所の建設にあたっては、国と企業と地方自治体と住民が一体となった体勢で決定されるべきと考えるが、町長の見解を求めます。

町政執行方針の参考として記載されている原子力発電所設置に反対する決議に関連してお伺いします。

一、国の原子力委員会が発表した公聴会の制度化について

二、原発の安全審査の内容発表について

三、温排水の海洋生物への影響については未確認の段階ですから大量の温排水を出す原子炉は運転中止すべきである。

以上の三点の原子力行政についての町長の見解をお伺いします。

町　長……昨日の原発の質問に対する答えは、当然共和、泊地区に建設が予定されている原発について申し上げたもので、岩内の場合は町民の理解が得られるまで原発設置には賛成出来ませんということであります。

国の原子力行政についての意見ということですが、第一番目の公聴会の制度化の問題は、二月二十八日衆参両院の科学技術振興対策特別委員会で公聴会を開くことを公式に表明しております。ご意見による形で実現すると考えます

原子炉の安全審査問題に関連して内容は公表すべきであるということでございますが、四十六年の十一月十日に第六十八回の国会で衆議院の科学技術振興対策特別委員会の席上、科学技術庁長官が安全審査に対する審査結果については報告書として公表すると公式答弁しております。

三番目の温排水の影響の問題はこれは研究すれば結論の出る問題だと思います。当然明らかにすべきものであり、こうした点についても町民の理解が得られるまでは凍結すべきであるという方針に立っております。

文教政策並びに岩内町教育目標の設定について

私は、先に教育の目標設定には現場の教師を含めて慎重に運ぶことを要請しましたが、若干の疑問を含めてお伺いします。

岩内町として教育目標を設定することはなぜ必要か、どのような期待をし効果を生み出し、どのようなをよりどころにして作るのか、主体となっている教育研究所の事業としてどこまで進行しているのか明らかにしていただきたい。

岩内町教育目標の設定にあたって、教育長の基本的な考え方をお尋ねいたします。

さらに、今の時期に着手したのはどのような理由か、また他町村の実例はどうか。

近い将来の課題として四つの学校改策があげられているが、この改策にあたっては全力をあげて努力するよう要望します。

教育長……国には、国の教育目標あるいは憲法、教育基本法、北海道には、道教育の目標というようにあります。

岩内町には、岩内地域のおかれている教育的立場、こういうものがあると思います。したがって岩

申し上げたとおりです。ただ新聞に北電の電力施設計画が発表され着工は昭和四十八年の十二月とあるが、北電の着工とは具体的にどういうことかと聞きましたところ北電の答えは、着工とは、主要機器の発注ということで、土木工事にかかるというようなことではないとのことであります。

そこで主要機器の発注とは、具体的にどういうことかと尋ねたところ、それは炉型を決めることであるとの答えであります。

そこで炉型を決めるということを具体的にいうとどういうことかと尋ねたところ、圧力型にするか沸騰型にするかを決めることで安全性を確認するには炉型を決めなければならず、これが機器の発注であり、これが着工ということの意味であります。

したがいまして、現段階では凍結という方針を変更しなければならない事態の変化ではないと判断しております。

賛成側について、覚書凍結の質問に対しては第一点は議会の意志を尊重して対処することと、第二点は議会の反対決議の内容はこれこれであること、第三点は北電との覚書による協議は、意見の一致をみずに現在に至っていること、そこで町政執行方針に申し上げているように、放射能の安全性が確認され、温排水によって漁業への被害がなくされることについて、町民の理解が得られるまでこれを凍結するのである、これが私の方針であり、このことは賛成・反対の区別なしに全町民に対する私の一貫した方針であります。

原発が強行着工の場合のことですが、私が町民会議でお話ししましたのは、町民が納得しない段階で北電が原発建設を強行しようとするなら、私は抵抗せざるを得ないという意味のことを申し上げたつもりであります。

町民の理解が得られない状態で事実上の着工を強行するとなれば凍結の段階にある町長としては、そのまま過すわけには参りません。

どのような抵抗をということについては現在は凍結の段階であり仮定を前提として、ここで申し上げることは差し控えたいと存じます。

最後に、原発設置に町長は賛成か反対ということですが、町政執行方針のとおり放射能の安全性が確認され、温排水による漁業への被害がなくされることについて町民の理解が得られない限りは、町民の理解が得られるまでは原発設置について賛成できません。

町民税の伸び率について

町民税は前年度調定実績の一二パーセント程増を見込んでいるが町民に対し重税を押しつける結果にならないか。

町　長……今年の予算の計上に当っては、昭和四十七年度の調定実績を基礎にして税制改正等も推算し所得の自然増収による伸び率を一二パーセント程度として計上したもので、税率は昭和四十四年度以降一番低い率を使っており、特に町民に超過負担をかけているということにはなっておりません。

教育行政について

町教育行政執行方針の中に「いよいよ広域化し流動する社会にあっては」とあるが、具体的に説明していただきたい。

苦しい財政の中で、町民は西小学校、第二中学校、高台小学校の改築をはじめ教育行政についてさまざまな要求がありますこの要求を十分満されない現状で教育行政方針の中に町長に多額の予算を要望したところ、教育委員会の方針を尊重していただきましてとありますが、教育予算に多額とはいかなる金額をいうのかお知らせ願います。

今日の学校教育が受験目当のテスト中心の教育になり、学習について行けない子供の問題について父母、教師ともに悩んでいる現状ですが、これを解消するための特別な努力がなされるべきであるがどうか。

なお、中学校から高校へ進学する者の学力の状態及びこれの対処をどうするか教育長の見解を示されたい。

町教育行政施行方針の中で教育内容充実をはかる本年度を教育充実の年度とする五カ年計画をあげられていますが、特殊学級については何ら触れられておりません。

そこで現況のまま充実した学習指導が可能だとお考えですか、特殊学級の振興充実、学習指導改善につきどのような計画をお持ちですか。福祉行政と教育行政の関連についてどうお考えですか、ライオンズクラブから寄付された特殊学級振興の一〇〇万円についてどのように考えているかお尋ねします。

教育長……ご案内のように、交通機関、通信機関が非常に発達して時間とか距離とかいうような考え方は大分以前と変わってきている。このことは教育上についてもいえることであります。

また、テレビ、電子機械の発達により世界中のことが茶の間でわかる現代になりましたので非常に移り変わりが激しく、変動する状勢をよく判断できるようなという考え方でこの言葉を使いました。

多額な教育予算と申しますのは教育予算というものは切りがなく町の総合的な立場から教育委員会で要望いたしましたことに対し全部ということではありませんが、大幅に認めていただいたということで感謝の意味を含めて使った言葉でありまして金額的にいくらというものではありません。

児童生徒の基礎学力の向上でありますが、一般的には学習により得た能力といわれております。しかしながら学力の優劣というものは一概に判断することは困難であります。中学生の場合、学力の一つの判断として高校合格者の学習記録等で見る方法もありますがこの学力検査はペーパーテストであるため知識的なもののみが促成されるという面があります。特に学力偏重のときでこれの是正が叫ばれており、今後人的環境として教師先生方の研修、あるいは教育環境の整備、父兄の理解、こういうようなことによって総合的な学力、愛情ある学力で底上げするということについて十分配慮してもらいたいと考えています。

なお、岩内高校の合格の記録をというお話しですので、昭和四十七年の道立高校合格者記録でみますと、管内には道立高校は十二校ありますが、岩内町の場合、平均点数では四番目になり、したがって岩内の生徒の学力は低いんじゃないという自信を持っているものでありまして、今後学校が一致して基礎学力、あるいは全体的学力向上に邁進して参りたいと思います。

特殊学級のことでございますが現在小学校で三学級二十二名、中学校で三学級二十三名おります。そこで該当者全員を特殊学級に収容して将来の子供のために教育することが大切であるということで設けました。

昭和四十七年から南後志、岩宇六カ町村の判別委員会を設け判別方法を定め、さらに専門の先生の養成をいたしております。

特殊学級ではないが身体的故障のために苦労している子供の学級をつくるべく管内に先がけて研修することにしております。

特殊学級の全額的に少なくないとのお話しについては、少なくないといわれる向もあろうかと思います。これは今後十分増して行きたいと思います。また、特殊学級の備品外終学奨励補助関係団体の育成補助等小中学校合わせて七〇万円の予算計上であります。

ライオンズクラブから、特殊学級の児童施設作業場を建設して本教育の振興ということで一〇〇万円いただきましたが、この施設を単独で建設することは困難でありますから、将来の学校建設と合わせてこういう施設を建てる必要があるという考え方で特殊学級教育施設建設基金条例を設け、これに積立てさせていただくことにしております。

公新議員クラブ代表

公害防止体制の確立に関連して

水質汚染の問題に係る道水質審議会の知事に対する答申、並びに岩内港湾区域内に注ぐ四本の河川の汚濁状況とその影響から考慮して、町政執行方針に述べていることは段階的姿勢としては承知できるが、もう一歩前進して岩内町公害対策審議会条例の設定を本定例会に提案するのが本筋と考えるが町長の見解はどうか。

町　長……町内の水質汚濁防止法により特定施設として届け出を要する業者は件数で九十五件、港内に汚水を排出している企業は約半分の四十二件であります。これらの業者の一日の最大汚水排出量は五百四十一㎥で平均三百四十㎥になります。汚染度は普通の家庭風呂に二人入ってアカを出さなくても四千ＰＰＭから四千五百ＰＰＭラーメン屋のソバを洗った水は一万ＰＰＭ、海水三千ＰＰＭ、生のし尿で三万ＰＰＭだそうであります。そこで廃棄物処理に関する条例を設ける必要があるかどうかについては町政執行方針に述べておりますように今後の問題としていずれ条例ということも検討して行きたいと存じます。

公共下水道設置の展望について

公共下水道設置の構想打ち出しに期待していたが、明年以降に実現を期するとあるのみで、環境保全の大きな立場からながめた場合、岩内の立ち遅れになると思うが、町長の見解はどうか。

公共下水道設備工事費は相当の巨費を要するものと聞くが、現段階における町長の基本構想があるかどうか、あればその具体案をおたずねします。

町　長……汚濁の実態に対処するには公共下水道が一番大事な問題になるわけでありますが、学校の三つ四つ分も金がかかるということでこれを先にやるか、学校を先にやるか同時にできることではありません。どっちが先かという問題になりますと、やはり町の中の学校で新築と老朽とあれだけの違いができておりますので、学校改築が優先されるのでないか。これは私ひとりで決める問題でありませんがそのように考えます。

公共下水道の建設について具体的にとのお話しですが、着工年度とか完成年度とかそういう計画はできておりません。実際につくるとなれば設計だけで千五百万円くらいかかりますし、ここ一年くらいの間の仕事でないのにそれだけの金をかけるのもどうかと思いますので具体的な設計はできておりません。それからもうひとつの解決策としてはいうまでもなく水産加工団地をつくることが考えられます。このことに対する計画は一応できておりまして、すべて完成するのに約六億を要します。しかしこれをどこにもって行くかという問題になりますと、簡単に決らず、さらに実際に利用してもらえる態勢ができるかどうかもひとつの大きな問題であります。以上のように現実にやるとなれば生やさしい問題ではなく、しかしいずれは解決しなければならない問題でありますからこれを進めたいと思っています。いずれにいたしましても早急には実現しがたい問題が多いわけであります。

それから港の中はお説のように相当汚染度が進んでいることは間違いがないわけで、道ともよく協議しながら汚染度の測定をしまして、その実態を明らかにし対策に向って行きたいと思います。公害対策の基本的考え方としてすでにおきている公害をなくすることと未然に防止することを基調にして公害発生源に対し規制など総合的な計画をたて、積極的に進めたいと考えます。さらには町内の土地利用の適正化も大切なことで工場住宅地区など青写真は年内にできますので、これを進めるためには事業者はもちろん、住民のかたの理解と協力がなければ解決さ

れない問題であります。具体的には公害対策基本法に基づくところの公害対策審議会を設ける問題、公害防止条例をつくるという問題あるいは水産加工団地、公共下水道の整備というような問題があり今すぐは困難なことがたくさんありますが、これらの関連を考慮して計画的に今後対処して行きたいと考えます。

公正クラブ代表

生活保護について

生活保護法の支給基準に一級から四級までランクがあるが、岩内町が四級地になっていることが他の都市との比較において理解できないので、お聞きしたい。

町　長……一級地は六大都市、衛生都市の一部、北海道は札幌市だけ、二級地はその他の衛星都市、中都市、近接観光消費地域ということで、道内の市のうち十二が二級地で、近いところでは小樽市が二級地であります。三級地は一・二級地に属さない市の全部と特殊事情のある町村とが入っておりまして四級地は一・二・三級地に入らないものが全部で岩内は四級地、後志管内の町村は全部四級地であります。一級地と四級地の差は三六パーセント～三七パーセントもあり、約三千からの要素を得た方程式にあてはめてコンピューターで計算されたものであります。

生活保護基準においても逐次改善されておりますが、必ずしも適切であると考えられない点もありますので、ご意見のありましたような要望は今後続けてまいりたいと考えます。

生活保護法と福祉政策の関連について

憲法が保障する最低生活を維持するに必要な限度を生活保護法で具体化していますが、他法優先のため生活保護の家庭ではいくら福祉政策によっていろいろな収入があっても、すべて生活保護基準の額で計算されて削られ恩恵に浴さない非常に気の毒な立場にあると考えられます。

そこで全国的問題ではありますが、生活保護を受けている家庭がもっと優位になるような方法を岩内町長として行政的な処置でできないかどうか、できないとすれば関係機関に働きかけて改正するよう運動を起こす必要があるのでないかと考えますのでお伺いします。

町　長……岩内町の場合、国・町両方の児童手当、遺児手当、身体障害児童手当、独居老人の給食事業関係が対象になると思います。

岩内町の場合は、北海道知事が認定するものであり、町で阻止することはできません。確かにお説のような問題はありますのでこうした収入認定の範囲を拡大するという要望を続けたいと考えます。

観光産業について

観光開発事業に取り組む場合、従来のような企業家を呼ぶという形でなく町みずから観光事業を行なうという姿勢に切り替えて行くべきであると考えます。これに対し町長の所見を伺います。

町　長……いま後志管内全体の関係町村が集ってニセコ地域全体の観光レクリエーション施設整備計画の最終的段階に入っております。

その中に岩内町の関係する分として提案しておりますのは、雷電海岸では海中公園、水族館、植物園、海底展望船、雷電海岸近くには公園、朝日温泉の方に森林公園円山の方に観光牧場、岩内岳にスキー場、駐車場、宿泊施設とたくさんの項目わたっており、これを基本として今後の開発を進めたいと考えております。

町みずから観光事業をやれという主旨はよくわかります。

今後それらの主旨に添うよう努力いたします。

学校改築問題について

教育関係の懸案事項に、まず学校の改築計画があげられていますが、町の人にどの学校が先に改築になるのか、と聞かれますが、この額で計算されて削られ恩恵に浴さない非常に気の毒な立場にあると考えられます。

そこで全国的問題ではありますが、生活保護を受けている家庭がもっと優位になるような方法を岩内町長として行政的な処置でできないかどうか、できないとすれば関係機関に働きかけて改正するよう運動を起こす必要があるのでないかと考えますのでお伺いします

町　長……岩内町の場合、国・町両方の児童手当、遺児手当、身体障害児童手当、独居老人の給食事業関係が対象になると思います。

岩内町の場合は、北海道知事が認定するものであり、町で阻止することはできません。確かにお説のような問題はありますのでこうした収入認定の範囲を拡大するという要望を続けたいと考えます。

観光産業について

観光開発事業に取り組む場合、従来のような企業家を呼ぶという形でなく町みずから観光事業を行なうという姿勢に切り替えて行くべきであると考えます。これに対し町長の所見を伺います。

町　長……いま後志管内全域にわたって積極的に指導に当りたいと思います。又今年中に町内の用途区域の指定の線引きが出来ますがそれに関連して問題を考えて行きたいと考えます。

全町的な苦情処理は下水側溝の点検を行い可能な限り対処する考えであります。

勤労者対策について

勤労者の一番の悩みは岩内町の物価高である。このことは消費行政について町自体が関心と努力を払わないところにも大きな原因があると思う。

もちろん物価対策問題は自治体の力のみではどうにもならない。やはり根本は国政レベルでの解決を考えますが、このままでよいとは考えられない。そこで漁協の経営する魚菜市場の機構機能拡大、消費物価の価格をチェックして業者間、または消費者それぞれの意見等を協議する機関を設けるなど町自身の働きかけをすべきでないか。

次に、勤労者のために近い将来解決すべき課題の中から会館の建設促進を要望したい。そこで近い将来とは何年か。建設資金の中身はどうか具体的にお考えがあればお聞かせ願いたい。

町　長……勤労者と物価上昇の問題、消費行政の問題ですが、これは「魚の日」「野菜の日」程度のことしか扱っていません。

公設市場の問題は先にご答弁しましたようにいろいろと隘路があり早急な実現は困難です。

しかし、大事な課題ですので今後考えていきます。

岩内の魚菜市場の事情の問題ですが、現状では地元の生産物を扱うだけでいっぱいのようです。これは生産市場として生産物だけを取扱う指定を受けているわけであります。現段階で、この市場をすぐ利用することは困難とは思いますが、漁協ともよく協議いたしたいと思います。

消費物価の価格チェック機関のことですが、これは婦人会、生活改善クラブ等の機関を中心に組織化をはかることも可能と思いますし、必要なものでもあり有効なものと考えますので、ご意見をよく吟味しまして対策を検討いたしたいと存じます。

労働会館のことですが、町政執行方針に文化会館をつくる場合、これこれのものを併設することも考えられると述べてありますが、どれを入れるかについては検討することとして一応労働会館を独立

社会党議員会代表

水産加工の近代化と公害対策について

町の公害らしきものを考えて見ればその大きなウエートを占めるのは、水産加工場からの排水汚水であろうと思います。

その他病院関係等があるが、しかしこれは下水側溝の水の流れをよくすることであると程度解決されると思う。

そこで今春町内全域にわたって苦情処理をすると共に近代化を要求されている水産加工については団地造成も含めて公害を出す恐れのあるものは一定の地域を指定する形にまとめて排水処理等の万全を期するようにすべきと考えますが、町長の所見を承わりたい。

町　長……水産加工と公害問題ですが、水産加工場は町内に七十二カ所ありまして水質汚濁防止法に基づいて届出されております。これらの加工場の汚水悪臭については地域住民からかなりの苦情も出ておりますし、水産加工の町村共通の問題でありまして、道からも近く汚水排水の指導基準が示されるものと考えています。

そこで水産加工場の一定地域に指定することですが、町内加工場の分布状況等から考えて、又、加工場と現在までに至る歴史的発展過程、更に将来の水産加工業の振興ということを考えますと大きな問題であります。水産加工団地の造成、公共下水道の関係等抜本的に対策が必要でありますが、当面道から示される指導基準にしたがって積極的に指導に当りたいと思います。又今年中に町内の用途区域の指定の線引きが出来ますがそれに関連して問題を考えて行きたいと考えます。

全町的な苦情処理は下水側溝の点検を行い可能な限り対処する考えであります。

勤労者対策について

勤労者の一番の悩みは岩内町の物価高である。このことは消費行

議会だより

昭和48年11月1日発行

第 3 号

発行 岩内町議会

編集 議会運営委員会



審議した議件

議案第1号 昭和48年度岩内町一般会計補正予算（第2号）……原案可決

一般会計の補正予算は、57,091千円を増額し、総額15億60,052千円となりました。

そのおもなものは、老人医療費助成負担金の増加分保育所給食費の単価増、公園通り線工事費、道路用地買収費、幼稚園就園奨励補助金の増などがあります。広報いわないを参考にしてごらんください。

議案第2号 岩内町費職員の旅費支給条例の一部を改正する条例設定 …… 原案可決

町費職員の旅費のうち、宿泊料と陸路計算における車賃について現状に合うよう改めるものです。

議案第3号 岩内町職員定数条例の一部を改正する条例設定……原案可決

水産研修センターの設置に伴ない職員の定数を改めるものです。

議案第4号 後志支庁管内公平委員会規約の一部を変更する規約設定 …… 原案可決

後志支庁管内公平委員会に羊蹄山ろく消防組合が加入したことにより規約の一部変更をするものです。

議案第5号 あらたに生じた土地の確認について ……原案可決

昭和47年度に公有水面の埋立てによって造成した港湾敷地を町有地とするため法律に基いて確認するものです。確認する土地は、字大浜89番地の1地先 92,608平方米

議案第6号 字の区域変更について …… 原案可決

公有水面埋立地を字大浜に編入するため「字」の区域を変更するものです。

議案第7号 岩内町営住宅管理条例の一部を改正する条例設定 …… 原案可決

公営住宅管理条例の一部改正は昭和48年度建設の公営住宅の使用料を定めたもので、

第1種公住 3DK 11,300円、2DK 9,900円

第2種公住 3DK 8,900円、2DK 7,300円

となります。

議案第8号 岩内町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例設定 ……原案可決

昭和48年度において栄地区に建設される集会所を条例に加えると共に各地区集会所の全く目的外に使用される場合の使用料について定めたものです。

議案第9号 岩内町保育所条例の一部を改正する条例設定…… …… 原案可決

昭和48年度において東山地区に建設される保育所を東山保育所として条例に加えるものです。

議案第10号 岩内町営草地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例設定…原案可決

昭和47年度において団体営草地開発事業によって造成した草地10ヘクタールを公用開始するため条例に加えるものです

議案第11号 岩内町水産研修センター条例設定 …… …… 原案可決

昭和48年度建設の水産研修センターの設置、管理運営について必要な条例を定めるものです。

議案第12号 岩内町助役の選任につき同意を求めることについて …… ……原案同意

岩内町助役、杉本邦雄氏は昭和48年9月26日をもって、任期満了となりますので、同氏を再任いたしたいので、議会の同意を得ようとするものです。議会は万場一致杉本氏の再任に同意しました。

議案第13号 岩内町教育委員の任命について同意を求めることについて…… 原案同意

教育委員庄崎之男氏は昭和48年9月30日をもって、任期満了となりますので、同氏を再任いたしたいので議会の同意を得ようとするものです。議会は万場一致庄崎氏の再任に同意しました。

議案第14号 財産処分について ……原案可決

北海道食糧缶詰株式会社から町有地の買受申出があり、議会の議決が必要な事件ですので議決を受けようとするものです。

諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて …… 原案可決

岩内町において法務大臣から委嘱を受けている人権擁護委員、梅庭泰寛氏、村山勇氏、西沢憲氏の3氏のうち、梅庭、村山の2氏が本年10月31日をもって任期満了となりますので、再度推せんしたいので議会の意見を求めるものです。議会は万場一致2氏の推せんに同意しました。

意見案第1号 北方領土復帰等の促進に関する要望意見書……原案可決

北方領土の早期返還の実現を願うと共に元北方地域関係者に対する援護措置の万全を講じてほしい旨の要望意見書を関係方面に送付し要望するものです。（別記）

議案第15号 岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定…… 原案可決

国家公務員の給与改定に準じ一般職員の給与を改定するものです。

議案第16号 岩内町立小中学校の給食業務従事職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定…… 原案可決

国家公務員の給与改定に準じ給食従事職員の給与を改定するものです。

議案第17号 非常勤職員に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定 ……原案可決

一般職の職員が給与改定を実施するので、それにならい非常勤職員についても増額改定するものです。

議案第18号 遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例設定 ……原案可決

恩給法の一部改正に準じ、元町職員の遺族扶助料を増額改定するものです。

【第一中学校に八重桜を寄贈するロータリークラブ】

住みよい町政に理事者の見解をきく



昭和48年第３回定例会は９月14日招集され会期を27日迄の14日間と決定し審議に入りました。

提出された案件は、議案18件、諮問１件、意見案１件などです。14日の本会議は町長から各案件に対する提案理由の説明を受け、議案調査のため19日まで休会しました。20日再開された本会議では各会派を代表する一般質問が行われました。その後、助役、教育委員会委員、人権擁護委員など３件の人事案件、並びに各会派代表による議員提案の北方領土復帰等の促進に関する要望意見書を可決しました。翌21日予算特別委員会を設置し25日と２日間に亘る審議を終え、27日本会議再開予算特別委員長の報告に対する採決を行い、第３回定例会を閉会しました。

第３回定例会

一般質問

革新クラブ代表

自衛隊の違憲について

一、自衛隊は違憲という長沼判決が出されました。これに対する町長の見解とこの事実をどのような形で町政に反映させるお考えかお伺いしたい。

二、自衛隊員募集業務をやめるべきでないか。

三、自衛隊による小中学校のグランド造成工事等も中止すべきでないか。

四、学校教育社会科での自衛隊に関する学習指導上どのような影響を与えると考えるか、また今後の指導要領についてお聞きしたい。

町　長　一、いわゆる長沼判決の自衛隊が違憲か合憲というような性質の問題について、町長として公式の席で見解を述べることは差し控えたいと思います。

二、この事実をどのような形で町政に反映させるかについては、そうしたことは全く考えておりません。

三、自衛隊員募集業務は、自衛隊法第九十七条に基づく国からの委任事務として、市町村長に義務づけられているものですから従来どおりにいたします。

四、自衛隊による学校グランドの造成工事等も、その問題が起きた段階で検討いたします。

教育委員長職務代理者　教育長に代って答弁いたさせます。

教育長　四、小学校については触れられておりません。

中学校では、三年生で取り上げられ「歴史的分野」と「公民的分野」の二つに分かれ、「歴史的分野」については「現在の日本と世界」という項で、警察予備隊から自衛隊になったことを順序に書かれており、「公民的分野」については、「国民の生活と政治」という欄で自衛隊の生い立ち、また、中学校の社会科資料では、日本国憲法と前の憲法と比較に触れて自衛隊のことにも触れております。従って自衛隊の違憲判決については今後の学習の中で平和主義などに関し討議されると思うが、学校としては生徒に対し判決及び控訴の事実を提示認知させる手立てだろうと思います。



就任あいさつ

岩内町長　長濱金太郎

一言ごあいさつ申し上げます。

このたび町民の皆様の暖かいご支持をいただきまして、引き続き四期目の町政を担当させていただくことになりました。

岩内町の今後には残されている多くさんの懸案問題がございます。これらの問題につきましては今の段階で考えられることは、たとえば、上水道工事は五カ年の計画を四カ年につめて完成させることを考える必要があると思います。あるいはまた、西小学校、島野小学校の学校統合による改築は明年度から三カ年計画で完成させてその完成年度の三年目には、第二中学校の改築も三年計画で着工して結局五カ年で西小、島野小、二中の三校を完成させるという計画で進める必要があるとも考えられます。

また、旧東小学校の跡地には一千数百人を収容できる大集会所である文化会館の工事に着手すべきであると考えますし、そのほか計画中の運動公園については、町民のいろいろな意味での記念植樹の場所として緑の林に囲まれた町民の一大憩の場として整備すべきであるとも考えます。その他老人医療費無料化の年令引き下げの問題とか、あるいは、町道舗装、下水側溝などの環境整備あるいは、住宅建築更に港湾の最終的な完成、岩内線の開通促進というようなかぞえあげれば数々の問題がございまして、地方自治体の仕事というものには終りがありません。

しかし私にも年令的な限界もありますしまた、一人の人間の町政担当が長すぎるとも自分でも考えております。更にまた懸案問題のすべてを自分の手で解決できるというものでもありません。

私は長い年月に亘ってお世話になりました岩内町のために私の今迄の仕事に一応の区切りをつけまして、私が手がけた仕事と今後の大きな懸案問題にはっきりした将来の見通しをつけて私の責任を果したいという気持でございます。

今後は虚心担懐只一すじに岩内町の将来を考えて心を無にして私の一生の最後のご奉公をしたいという気持で懸命の努力をする覚悟でございます。

以上申し上げ今後のご協力ご鞭撻をお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

西小、島野小の統合問題について

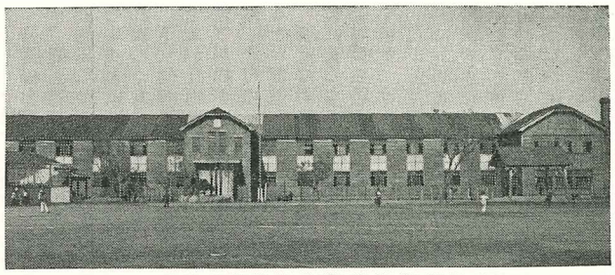
一、関係団体が、校地選定対策上苦慮している状況の中で、教育委員会が統合校舎敷地の見解を示したため、島野小の態度が硬化したと聞いているがこのような教育委員会の姿勢、タイミングのまずさには納得できない。いまこそ、教育委員会も町長の就任挨拶の中で述べてるように、虚心担懐となりただ一筋に子供の幸せを願い問題の解決に頑張っていただきたい。そこで長期展望に立った小中学校改築計画があるなら発表していただきたい。

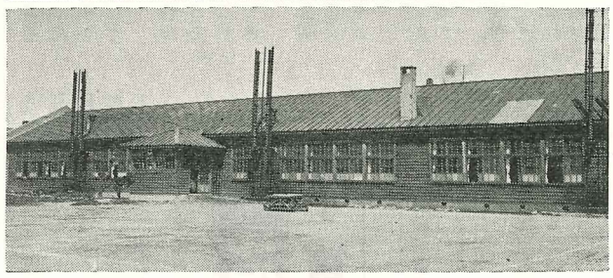
二、校地選定で難航している時点で、どうして一方的見解を発表したのか。

三、現状打開の今後の見通しについて伺いたい。

教育長　一、町内老朽校舎が、小学校三校中学校一校があり、良い環境を作って教育向上と学校経営の合理化をすることでこの老朽校舎の改築を計画するべく検討しております。どの学校からということは、老朽度の高いところからになると思います。

西小学校改築の陳情についても現在地が不適当であるということで、教育委員会は、回を重ねて調査した結果、現在の区域内では困難であり、島野の通学区域内に選定するとなれば、当然、島野小との統合も考えてみる必要があるとの結論に達した次第です。そこで、島野小学校の区域の皆さんとも後で悔を残すことのないように子供の将来のために検討しようということで話し合いをもったので





あります。この統合校舎が、もし出来るならば町内三校の小学校を同規模の均衡のとれたものにしたいという考えで、高台小の建設される時点で十分検討し一部通学区の変更も考えたいという展望です。

二、校地が選定できないでいる段階で、教育委員会が一方的に見解を発表したのは、教育委員会が示した適地一、二、三を提示し、関係機関との話し合いを進め重ねてきた段階で、どうしても一カ所にしぼることが出来ず、その後、大所高所から一つ教育委員会に校地選定を任かしてもらえないかということで、両期成会にそれぞれ提示したところ、それぞれの機関にはかって回答をいただいたのが、島野小は一、二を選定し、あとは白紙委任は出来ない、西小は、三以外はお任かせ出来ないという結論でした。これでは、なかなか困難であり歩みよりは出来ないかということで協議を続けましたが、その後、お盆休みを経て八月二十三日この問題の話し合いに入りました。しかしながらなかなか煮詰らず九月六日に至り両方から教育委員会の見解を示さずこの問題の討議をするのはおかしいということの強い要請もあり、教育委員会としてもこのあい路打開のためという考えで教育委員会の統一見解を示し、その実現に協力を求めたものであります。しかし結果的に関係方面に連絡等の不都合もあったと思い、この点反省いたしているものであります。

公共用地取得について

一、土地開発公社が公共用地を取得する際、当該農地所有者の中で本人は売りたくないと思いながらも買収予定地周辺の事情によりやむを得ず土地を手離す農家もあり公共用地買収計画の中に自分の農地が入っているのではないかと不安を感じている方もあるとのことです。そこで、このような人達の希望を満たしてやるため、土地取得計画案をできれば公表するなど話し合いの場を持つ必要があるのではないか。

二、農業委員会では、養鶏業の開業についても、悪臭公害等を想定し養鶏を営むことによって、住宅地区化しつつある東宮園地域には早晩公害問題が発生し得る危険性があるとの判断で、これを否決し公害に対し慎重な姿勢を示している。農地を取得する場合、周囲の田畑で農薬除草剤等の散布で問題が生じる可能性があると考えられるので慎重な取扱いを望むと共にその対策についてお伺いしたい。

町　長　公共用地取得に関連しまして農業振興地域の指定については、岩内として指定を受けるかどうか。農業委員会に意見を求めその結果諸般の情勢から判断して、地域の指定は、町の将来に必ずしも有利であるとは考えられないということで、農業振興地域の指定については不適当と答申が出されております。

答申理由を、かいつまんで説明しますと、宮園地区は、宅地化が急速に進み、今後ますます増大の傾向にあって、農用地として当分の間確保されるものは極めて部分的なものしかない。西老古美地区は、衛生処理場周辺は農用地として確保したいけれども、市街地も近く将来宅地化されるという可能性が強いので駄目であろう。野東地区は、元は自給生産地帯であったけれども、宅地化が進んでもうすでに農地ではない。そのほか、敷島内地区は、農地としては開発が期待できないということで、町の総合開発で考えてるような方向で進むならば、いろんな施設のためには宮園及び島野地区の農用地があてられるものと思われますので、将来長く農地として枠かけをしておく指定を受けることは困るというのが結論でございます。こういうことを考えまして、土地開発公社、岩内振興公社、町などが農用地を取得する場合には、当然地主との連名で農地転用の許可申請がなされるのですから、売買価格、代替地、転業のその他の条件について両者が十分話し合いをして成立するものですから、農家の意志に反することや、著しく経営を阻害するということはないはずです。今後もこうした点は、十分配慮して対処することにいたします。

農地取得計画案を、農家に公表して話し合いの場を持つ点については、出来る場合、出来ない場合がありますので、事情に応じて判断いたします。

二、公害対策については、農薬などの関係につき十分対策を配慮した上で利用することといたします。

公正クラブ代表

塵芥の処理問題について

一、公正クラブの調査では、余市では、ロータリー車で当町の三倍の能力をあげ価格は二千八百万円程度とのこと、倶知安町では、委託方式でバツカー車を使用し予算八百万円程度で捨場を毎日ブルドーザーで整理をしている。

当町の場合は、予算上四十数万円で恐らく人件費を入れ八百万円位と思うが間違いないか、倶知安町と当町とでは市街地形勢は違うが当町と同じ予算規模で週二回巡回出来る原因はなにか、余市町は市街地や住宅密集状況が当町と似ているが予算規模、方法を説明願いたい。当町の場合現在一日二十七㌧の塵芥収集と聞いているがここ二、三年のデータを知らせてほしい。このあたりで抜本的な対策が必要ではないか、町民が強く要望している収集回数の増加など理事者のお考えをおたずねしたい。

二、町内に少くとも百個以上のドラム罐焼却器があるが、これで処理されるゴミは相当なものと思うが、これが撤去された場合の対応策についておたずねしたい。

町　長　一、余市町は、委託方式による委託料が年間四百五十五万九千円、塵芥捨場の予算は四百八十四万五千円、その外捨場整備の臨時的経費三百万円で、総額千二百四十万四千円、倶知安町は、委託料が年開九百万円、その他十万円、総額九百十万円です。



岩内町の場合は、年間収集量の二～三年の実績は、四十四年、四千六百三十㌧、四十五年、四千六百二十八㌧、四十六年、五千百二十二㌧、四十七年、六百二十二㌧です。公住等の週二回収集は特にゴミが多く出る要素がなく、一般家庭と同じ取扱いでよいと思う。しかし、集収回数を増やすということはドラム罐の撤去の問題だけでなく、全町的立場に立って収集車を一台増やすなどして町をきれいにしたいと考えます。

要は、町をきれいにするということで、車の台数や予算がどうのということより、町に現実にゴミが溜っているのか、現在の能力できれいにできるのかという基本的判断に立ってすすめる考えです。

二、次にドラムは、全町で三百十個ありましたが、その後減りいま残っているのは二百五個です。警察では、交通事故が多く人命を守るという非常事態から、全道的に自転車で歩道を歩かせるという形をとっており、その観点からドラム罐の撤去はしなければならず、特に、交通量の多い国道二二九号線の関係のドラム罐の撤去を、町民各位のご協力をいただき春先には六十五個になり、それが現在では十七個になっておる状態です。今後は、各通り会にお願いして一番交通事故につながりの高い国道だけでなく、道々、町道共に町の美観の上からも考えなければなりませんので、町民各位のご協力をいただいて撤去を進めるようにいたします。

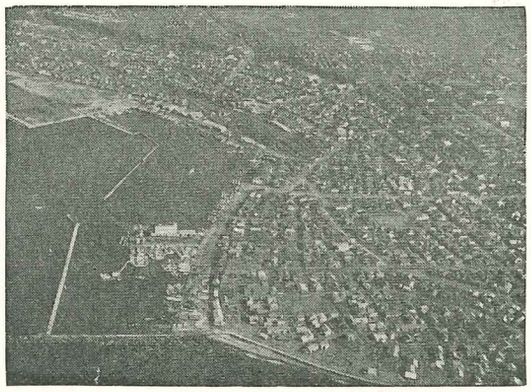
撤去後のゴム処理は、そのためにゴミが山積されることのないよう対策を立てて処理いたします。このためには商店街、その他の商業、加工場等毎日営業上からの特殊な廃棄物については、それぞれの商店あるいは事業所で従来どおり処理していただくことをお願いし、それを前提としてきれいな町にするよう努力いたします。



本町の西部地域開発について

岩内町の市街地は、東山から共和町にのびつつあるが、私共は町の西部地区、清住、相生地域の再開発を考えなければならないのでないか、「家並は東にのびる」といわれていますが、この地域には住宅、商店の適地がまだまだあります。隣町に建設される市街地形成を、我町に、町の政策で進める方途はないものかと思う。たとえば、公園橋と相生橋の中間に橋を建設し島野地区が網走市の駅前の川向い地区のようにならないか、又、この地区は、道路幅が広く、公共施設も多いのに道路整備がおくれている。岩内町発生の基礎地区であった御崎、相生、清住、島野と連けいした再開発計画を、どのように考えるか積極的な姿勢を承わりたい。

町　長　清住、相生地域の市街



の公共施設の整備を促進するという主旨のようですがこの地区だけを見ますと、郷土館、百二十名収容の保育所、福祉センター、団地集会所、第二中学校、その他公住改良住宅、福祉住宅、教員住宅等があり、公共施設が他の地域に比較して特別少ないということにはならないと思う。しかし、やはりお話しのように問題はあります。

公園橋を初め智恵光寺前裏通り、郷土館から二中に向う通学路の舗装については、いま薄田橋から中央橋に至る舗装ができればそれにつぐものと考えます。

下水側溝は、五カ年計画で約四千米が計画されており、そのうち完了が約千二百五十米です。これは、全町のバランスから見てできるだけ促進したいと考えます。

歩道の新設は、郷土館から公園橋に至るもので、来年度は交通安全対策施設として金をつぎ込み必ず手をつけたい。

都市計画の児童公園が、あの地区にありませんので適当な用地が確保できたならば考えたい。

いずれ遠からず、第二中学校付近の埋立地と学校の移転跡地など相当な面積になりますので、これをどうするか、このことはあの地区の開発を大きく左右する決め手になると考えます。

公園橋の永久橋架替えは今年中に出来上ります。

その他地区集会所の新設の必要、子供会館も四十六年に三十六万円かけバラックの解体材などで作ったものので、あれをあのままにしておくわけにはいきません。又この地区は、住宅用地の造成も考えられる場所で、いずれ表面に出ると思います。このようにいろいろありまして、多少他の地域より遅れているというご意見、私も同感でありますので、今申し上げたような問題について解決の方向に努力いたします。

島野地区については、私は多少将来の考えを持っているつもりでありますので、これを含めて努力いたします。

一般質問

町融資の制度について

町融資制度発足以来、対象企業の振興に大きく貢献していると思うが、当クラブの調査では、総額六千万円に達し、町の財源預託が五行で千五百万円になっていると考える。そこで、銀行によっては町の預託の五十パーセントより貸付しないところがあり、町の政策に非協力と考えられるが、このことはどのように理解すべきか、理事者のお考えをお聞かせ願いたい。

この数字が、又、非協力なためこのような数字になるとすれば、多く貸付けている銀行に多く取扱いさせる型に変えてはどうか、最低貸付の銀行と町の指定金融機関との関係についてお考えを承わりたい。

町　長　融資制度が始ったのは三十七年で、切め三百万円から出発し、四十一年五百万円、四十二年六百万円、四十四年千万円、今年から千五百万円となり運用も実情において逐次改善をしてきております。

今年は、運転資金の返済を十カ月を十二カ月に、設備資金の百万円で一年返済を二百万円の五カ年まで延長とか、貸付利子九、二五パーセントを八、二五パーセントに下げるなど業者の要望に応えて改善してきているようです。

今お話の四十八年度の融資実績はお話のとおりですが、ただ最近の五カ年間を見ると大きな違いはありません。今でも若干差が出来た原因として考えられるのは、各銀行が町融資を利用するお客さんの階層の多い少ないが融資実績の多い少ないにつながっていること又、季節的融資、正月、お盆など銀行の自己資金との関連もあるのでしょうし、利用者の好みなど実績を見ればそういうことが一応考えられます。原因として上げられるものに都市銀行の金融引き締めが大きいものと考えますが、その他のことも多少は考えられることもあります。しかし、金融機関の非協力的ということではないと思います。

最終結論として、預託額の調整という問題が質問の要点ですが、将来の問題としてこうした実績を考えながら預託銀行間の調整を検討いたします。

活発な質疑

予算特別委員会

予算特別委員会では各議案の審査の中で活発な質疑が行なわれました、そのあらましをお知らせします。

岡本委員　石狩湾新港の場合、私共の調査によると四つの問題点があると考えます。

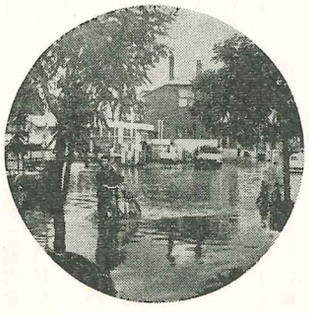
一、年間六、二〇〇隻の船舶の往復で一二、四〇〇隻になるわけで当然、廃油の問題と漁具の被害、船舶の混みあいから衝突事故と油害の発生、さらには漁業が駄目になる恐れ

二、石油配分基地の建設と公害発生の問題

三、都市型企業で公害は広がる一方、調査ではヘドロ、カドミウム等工場排水が考えられ、直接影響を受ける小樽、余市、古平、積丹さらには沿岸としてつらなる岩内まで汚染される状況になると思う

四、後志の過疎につながる問題、北海道研究所の発表では、石狩湾新港の後背地に工業や流通団地が集中される、これを札樽圏とするならば計画が完成する昭和六十年には全道の卸売業の販売額の六四%がここに集中されると書かれておりその結果、当然、後志の過疎が広がる状況となっている、私は石狩湾新港に賛成するという立場では岩内の漁業にとっても、あるいはまた、今後の岩内の発展という点からも問題があるんではないかと思うわけです、こういう点を後志広域生活圏協議会の中でも十分検討していただきたいと思います(休憩中、話し合いのうえ答弁必要なしとなる)

岡本委員　先月の大雨で、島野の国道沿い河野石屋さんの床下浸水で消防自動車の出動の事態、大浜一区の三陽重機付近の出水と床下浸水の点、名店街のはんらんの点降雨の都度、道々岩内小沢線のガベ坂通りの入口の増水、それぞれ国、道に要望することになると思いますが、これらの状況と根本的対策を併せて広域消防について、その現状をご報告願います。



建設課長　島野地区の出水の件については、住民とも話し合いをし建設課で出来るものは手当をし、側溝計画上では所管委員会にも協議のうえ追加してゆき、国道の改修の面については、開発建設部にお願いしてあります。又、三陽重機の前、国道の油屋さんの前等は根本的改修が必要でありまして、

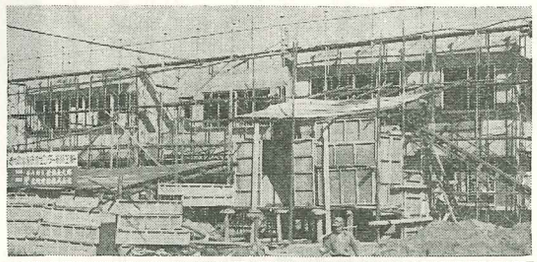
第3回臨時会

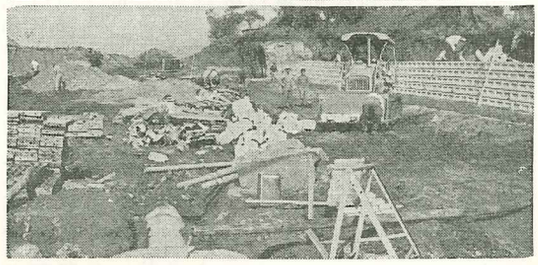
臨時会は8月7日招集され、一日間の会期で開会されました。

最初に町長から発言の申し出があり、町長4選の町政に取組む、決意表明の挨拶がありました。

引き続いて議案第1号の提案がなされ、原案のとおり可決されました。議案は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により次の工事請負契約締結に係わるものです。(工事請負契約額が一千万円を超える場合は議会の議決が必要です)

・昭和48年度公営住宅建設工事(第1・2工区)・公園橋永久橋架替工事・浜中大通舗装新設工事・町立東山保育所新築(建築主体)工事・岩内町水産加工研修センター新築(建築主体)工事





目下検討中であります。その内容は、村上米屋さんのところから一挙にオモナイ川の国道を横断していくような方法です。名店街の件については、全面的改修ということで、国に要求中であります。結果的には、国の方でなんとかしますということですが、しかし、岩内町の上水道計画との関連において工事しましょうとなっております。最終的には、国道の中心部に大きな管が入って港湾や野束川の方に抜ける計画のようです。町としても、上水道計画がありますので国の方にも応援して時を合わせて施工してゆきたいと考えております。

町　長　二二九号線に関連して、昨日開発建設部から建設部長が来町されましたが、議会のため私は欠席し課長を出席させ、現場を見てもらいました。上水道の配管計画もありますので、町の金のかからない方法をとるなどというケチな方法でなしに、はっきりした見通しをつけます。

総務課長　広域消防は、初期消火と常備消防の強化ということで、関係町村と話し合いを進めております。基本的には、岩宇四ヵ町村と寿都町、島牧村、黒松内町の七カ町村の協議が整うと、全町村で議決をし知事の許可を受け、来年の四月から発足したいという考えで事務レベルでの作業を進めております。

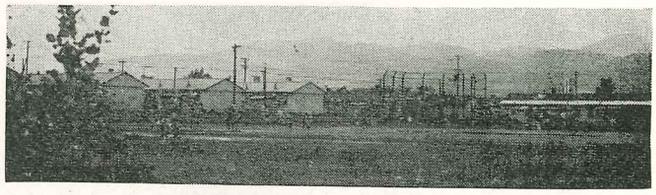
岩崎委員　非常にいたんでいる東山グランドの管理はどうなっているか。

教委次長　管理は教委の所管であります。

岩崎委員　グランドを直すのに、どこの所管だといわないでお互い各課協議のうえ早く修理するようにしてほしい。更に一中グランドの盛土部分の流出土の防止対策はどうか、また東山はトラックで十台位土を運び込むことで、どのようになるか、そのような工夫をしていただきたいがその点いかがですか。

教育長　建設課とも連絡し土を入れ水はけの問題を検討してまいります。

一中グランドは今後十分技術的に検討し、前向きで善処します。



岩崎委員　総合庁舎の防火対策はどうなっているか、特に職員の休憩所と書類保管室の方はどうなっているか、またトイレ事務室の水が凍ることがあるか、大丈夫か

財政課長　防火対策は、自動火災報知器を備えております。

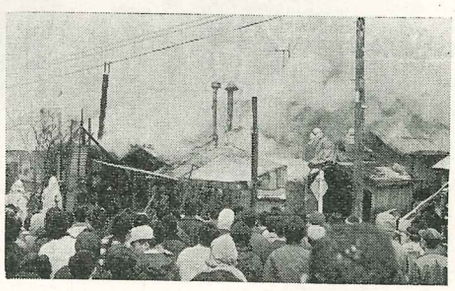
付属の書庫、休憩室は現在スポットが設けられておりません、別棟の方に引くためにはどのようにするか検討していただいております。消火栓については早急にテストをしてみたいと考えてます。

斎藤議員　消防の器具の管理ですが、先般の火災の際、第二分団のラビットが現場において用をなさるかった例があり、結局、管理上に問題があったようですがお知らせ願います。

消防長　先般の火災において第二分団の小型ポンプの水が出なかったということですが、これは事実てす。

前日敷島内での水害の際使用し別に故障もなく、たまたま給水管の中に小石が入り、翌朝四時火災出動の際において、このために使用出来なかったということです。水害から帰ってすぐに器具の点検すればこのようなことにならないですんだのですが、身体が濡れた等の事情で翌朝点検をする指示を与えました。これについては大変申しわけなく考えております。

今後このようなことのないように必ずその日の内にきちんと点検をするという方向でまいりたいと考えております。



清本委員　岩内町の建物の中で、公営住宅の占める割合は他の自治体と違い非常に高いと考えます。昭和二十九年、三十年に出来た住宅家賃は千三百円から千四百五十円で、一戸当りの敷地坪数は四十から五〇坪です、この借地料も坪当り相当な額です、もちろん安い家賃で岩内町民の社会福祉全体の行政面で配慮されることは当然ですが、予算の中で占める住宅費の関係、更に財政全般の中での住宅行政には限度があると思う。そういう意味では家賃改訂を前提にするしないは別としても、今後四年から五年先を見通した住宅白書など明確にする必要があるのでないか、所管の委員会等とも協議し、検討の手当をするかどうか併せておたずねします。

町　長　この問題については、四十七年度の町政執行方針において岩内町政にとって一つの重大な懸案問題としてかなり意識的に明らかに書いたつもりであります。

端的にいえば、住宅使用料の調定額が四千五百七十万円です。実収入は四千三百七十三万四千円の状態です。

これに対し、昭和四十七年の一カ年で住宅管理費、敷地借上料、住宅営繕工事費、その他管理諸雑費、全部で約六千万円です、住宅使用料が全部入っても四千五百万円より入りません。大ざっぱに千五百万円の金が一般財源から住宅関係に支出していることになります。こうした問題が何年たってもそのままで良いという性質のものではないと思います。したがいまして家賃の値上げを前提にしてというわけでないというお話しですがそういう問題も含めて、町としてこのまま済ませてはいけない、町の将来に大きな問題だと考えるわけです。

公債償還金、営繕工事費、敷地借上料、公住買収年賦金、その他管理費などです。また住宅家賃の再計算も出来ることになっておりそれによりますと、千五百円の住宅料は三千八百四十四円四十三銭となります。団地だけから見て家賃が安ければよいという単純な考えでなく、町政全般のうえから見直す立場にあると思います。

この問題につきましては、関係委員会にも資料を提出しご検討を願うことにいたします。

清本委員　家賃の改訂を前提にしないということは、住宅問題で財政的に赤字だということは議員のだれでもが理解していると思う。住宅の家賃改訂と住宅団地の環境整備との関連もあります。現在の家賃が環境整備をする、しないは別として財政的に限度なのか、そうゆう意味の問題を検討材料として、その配慮の中で家賃問題が出てくるのではないかと思います。

町　長　地帯整備を十分にするご意見には賛成です。

現状では集会所の建設、団地の排水等住宅料が安いから手を抜くようなことはしておりません。

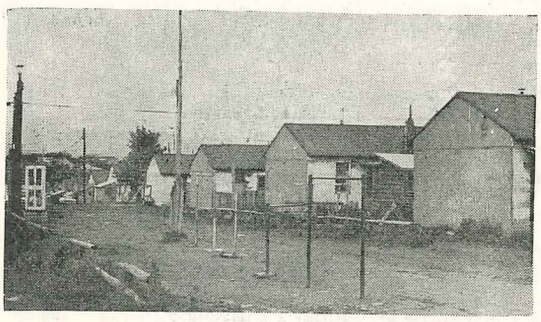
斎藤委員　管内十九カ町村の中では、一万円と算定されても一万円に決めていないところもあります。

四十八年度の使用料の決め方はどうなっておりますか、また補助率が低い場合は、補助率アップの運動も実施していると思いますがどのような型で行なっているか経過をおたずねします。

町　長　町村によって限度額に近い岩内と同じ方式で、限度額より下げている町村もあると思います。しかし、五〇戸から一〇〇戸の公住の町村と二、〇〇〇戸に近い公住を持っている町村とでは事情は違うと思います。このくらいの公住の比率をもっている町村は、全国にないでしょうから特異な条件にある町として独自で考えたいと思います。それから補助率の運動は単に住宅に限らず全道の住宅関係の役員もしておりなかなか困難ですが、今後も続けてまいります。

斎藤委員　民生の安定を打ち出している町長としては、もう少し安い費用で住宅をつかわせる方向に考えてもらえないか。

町　長　これはなかなか面倒なことです。土地の少ない町内での住宅建設敷地の確保の点、昭和二十九、三十年頃の家賃を、今の段階の限度額にしてその浮いた金で新しい住宅の家賃を下げる点、古い住宅と新しい住宅とのバランスの点等住宅全般を見て考えなければならず、全然方法がないというわけではありません。



意見案第一号

北方領土復帰等の促進に関する要望意見書

日ソ両国間の平和条約の締結は世界人類の共栄と平和確立の上にきわめて緊要であり、われわれが多年念願してきたところである。

この国民的宿願解決のため、今次、モスクワにおいて行われる日ソ首脳会談において相互の信頼と友好の上に立って、領土問題の解決を含め、すみやかに平和条約を締結するよう特段の努力を要望する。

さらに、国内措置として北方地域旧漁業権者に対する補償措置及び北方地域元居住者に対する援護措置の拡充等に万全の措置を講せられるよう強く要望する。

ここに地方自治法第九九条第二項の規定により意見書を提出する

昭和四十八年九月二十一日

殿

岩内町議会議長　宮下　佐一

提出先

内閣総理大臣　田中　角栄
外務大臣　大平　正芳
法務大臣　田中伊三次
大蔵大臣　愛知　揆一
農林大臣　桜内　義雄
総理府総務長官　堀川　信三
衆議院議長　前尾繁三郎
参議院議長　河野　謙三

各委員会の活動

〝委員会のうごき〟でお知らせしておりますが、これではなかなか具体的な内容がわかりませんのでその一部をご紹介してみましょう。

総務委員会

広域消防について

第二回六月定例会において、あらたに調査案件に加えられ目下継続調査中です。

広域消防とは、岩内町、共和町泊村、神恵内村、島牧村、寿都町黒松内町の七カ町村が、町村独自ではなかなか出来ないでいる消防機械の近代化、常備職員の配置、救急業務の整備等を広域的に共同処理するため、国から財政優遇措置をうけて一部事務組合を設立して対処していくものです。

これによって、整備計画にもとづく消防常備職員が配置され、住民の生命と財産を守ることに一層の活動が期待されます。

社会文教委員会

西小学校新築について

島野小学校改築について

西小学校新築についての陳情と島野小学校改築についての陳情を同時に審査中です。

陳情者は、ともに学校統合のうえ早期に校舎を建設することに賛成であり、問題は校舎建設の位置をどこにするかの点で検討中です。

教育委員会も精力的に関係者と協議を重ね努力中ですし、社会文教委員会も、これらの進展状況を見きわめたうえで採択をしたいということで継続審査中です。

建設委員会

上・下水道の計画について

上水道事業は、基礎調査も終了し、いよいよ昭和四十八年から五カ年で給水人口三万人、給水量一日一万トン、工事費六億六千万円で施工する水道敷設計画が完成し本年度は、その第一年度目の工事に着手することとなります。上水道事業は、五年の長期にわたり、工事が町内全域に及ぶ大きなものでありますので、今後も引続き継続調査として取組み中です。

産業委員会

請願十六号、十八号、十九号、二十号、二十一号原発に関する北電との覚書の破棄を求める請願・請願十七号原発に関する岩内町長と北電との覚書の白紙撤回を求める請願

六団体から提出された請願に対する事情説明を受け、審査中でしたが、採択、不採択の決定について委員会ではかった結果継続審査と決定し今後も引続き審査を続けることとなります。

岩内地方開発対策特別委員会

岩内地方の過疎対策について

林政審議会から国有林野に対し改善の指摘がありました。

改善とは営林局、営林署の適正配置で統廃合も考えなさいということです、そこで、適正配置案では岩内営林署が統廃合の対象に上げられるということで、さっそく「岩内営林署の存置に関する意見書」を議決して、関係方面に運動を展開しております。

このほか、第三回九月定例会で付託された、北海道開発局の統合事務所設置反対の請願があり、今後審査が続けられます。

◎委員長
○副委員長

総務委員会
◎中川　隆之　公正クラブ
○西川栄太郎　清和クラブ
石川　貫一　〃
芝西市太郎　〃
佐藤　猶徳　公正クラブ
猪股　武　革新クラブ

社会文教委員会
◎岡本　正巳　革新クラブ
○黄川田春由　公新議員クラブ
佐藤はつ江　公正クラブ
宮下　佐一　清和クラブ
小野与惣吉　〃
坂井　清明　社会党議員会

建設委員会
◎笠原　義雄　公正クラブ
○管原　常雄　公新議員クラブ
青山　栄　清和クラブ
城崎　孝策　〃
岩崎　正　革新クラブ
伊藤　健三　公正クラブ

産業委員会
◎倉島　平治　公正クラブ
○木森　幸男　〃
斎藤栄太郎　革新クラブ
清本清次郎　社会党議員会
真井　敏宏　清和クラブ
宮越　一進　〃

委員会のうごき

第3回定例会において各常任委員会及び特別委員会で継続調査審査となった案件はつぎのとおりです。
※は今定例会において付託又は処理されたものです。

総務委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
財産の調査について		継続調査中
財産の取得調査について		同
広域消防について		同

社会文教委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
老人福祉に関すること		継続調査中
保育所の増設に関すること		同
岩内町地区集会所の管理について		同
教職員に対する行政処分取消しに関する請願	北教組岩内支会長　堺　善昭	継続審査中
高令者就労事業の48年度実施を求める請願	岩内町栄団地122号　島倉　英夫	同
北星学園余市高等学校通学生徒学費助成に関する陳情	北星学園余市高等学校岩内支部長　細坪　信男	同
島野小学校改築についての陳情	岩内町立島野小学校統合改築促進期成会会長　山形　守	同
西小学校新築についての陳情	岩内西小学校校舎新築促進期成会　会長　大場　忠次	同

建設委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
町内主要道路の舗装並びに改良計画について		継続調査中
下水側溝の計画並びに維持補修について		同
上下水道の計画について		同
土木、建築工事の調査について		同
変電所東側側溝不備に伴なう建物土台取替えについての陳情	岩内町字御崎6の12　新山　広治	継続審査中
町道整備についての陳情	岩内町字相生30　北浜三道利外2名	同
※ポン岩内川護岸整備についての陳情	岩内町字宮園291　且尾　謙　外9名	同

産業委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
産業振興について		継続調査中
観光開発について		同
原子力発電所について		同
原発に関する北電との覚書の破棄を求める請願	岩内町宮園243　高教組岩内高校班班長　前田　義	継続審査中
原発に関する岩内町長と北電との覚書の白紙撤回を求める請願	岩内町字万代1　岩内郡漁業協同組合　原子力発電所設置反対対策委員会　会長　伊野　良市	同
北電との覚書破棄についての請願	岩内町万代6の8　原発設置に反対する岩内町民会議　議長　佐賀　正一	同
原発に関する北電との覚書の破棄を求める請願	岩内町字高台15　日本民主青年同盟岩内協議会　代表　大田　勉	同
原発に関する北電との覚書の破棄を求める請願	岩内町字宮園249の2　新日本婦人の会岩内支部　支部長　森谷　道子	同
原発に関する北電との覚書の破棄を求める請願	岩内町万代　一般労働組合代表岩内支部　委員長　斎藤　和夫	同

岩内地方開発対策特別委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
岩内地方の開発に関すること		継続調査中
岩内地方の過疎対策に関すること		同
岩内地方の市制実現に関すること		同
広域市町村圏、広域生活圏等に関すること		同
※統合事務所設置反対についての請願	小樽市潮見台1の13　全北海道開発局労働組合小樽支部執行委員長　大西等	継続審査中

議会だより

昭和49年5月1日発行

第　5　号

発行　岩内町議会

編集　議会運営委員会



＜趣味のフラワー教室・福祉センターにて＞

意見案第2号

通話料金の地域格差是正に関する意見書

現行の単位料金区域によって通話料金を算定する場合、区域内並びに隣接区域との通話は料金格差はないが、岩内地方から本道の政治経済の中心都市である札幌、小樽方面との通話の場合、同じ支庁管内で行政、生活ともに同一圏域の町村でありながら、札幌料金区域に隣接している倶知安単位料金区域に比べ非隣接の岩内単位料金区域が相当額高い料金となっていることは、まことに不合理であり地域住民にとっては、大きな不利益である。電話は近年生活必需品として益々その需用の増加を見つつあるとき、かかる通話料金の地域格差のあることは、電話利用者の立場からは納得出来かねるものがある。

ここに通話料金の地域格差の生じないよう是正の措置が早急にとられるよう強く要望する。

よつて地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出いたします。

昭和49年3月12日

岩内町議会議長　宮下　佐一

提出先

衆・参両院議長、内閣総理大臣
郵政大臣、北海道開発庁長官、
日本電信電話公社総裁
外関係機関

提案理由

岩内地方の単位料金区域が他の単位料金区域に比べて高い通話料となっているため、これが是正を要望するため政府並びに関係機関に要望意見書を提出するものです。

意見案第1号

失業保険法改正反対に関する意見書

政府は今国会において現行失業保険法を抜本的に改め、「雇用保険法」の制定を進めているが、このことは夏季間の稼働によって冬期間失業保険で生活している北海道内約26万人の働く者の生活を脅かす重大かつ深刻な内容を有するものであり、また中小零細業者の経営にも多大の打撃を与えるものであります。

悪性インフレと高物価、加えて金融引き締めによる中小企業者の経営困難は倒産となってあらわれ労働者の失業増大が懸念され、この影響はきわめて大きなものといわなければなりません。

今回の改正を高令者の職業開発問題と併せて進める場合には、その立法の趣旨をゆがめるおそれもあります。

よって失業保険法の改正に反対し、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出いたします。

昭和49年3月12日

岩内町議会議長　宮下　佐一

提出先

衆・参両院議長、内閣総理大臣
労働大臣外関係機関

提案理由

雇用保険法の制定は冬期間失業保険で生活する道内約26万人の生活を脅かし更に中小零細業者の経営にも重大な影響を及ぼすので失業保険法の改正に反対するため政府に対し要望意見書を提出するものです。

決議案第1号

岩内町立岩内西小学校、岩内町立島野小学校、岩内町立高台小学校の3校統合並びに統合校舎建設に関する決議

岩内町立各小学校の教育効果の向上と学校経営の合理化をはかり併せて教育的環境の整備と老朽校舎の改築並びに都心部における災害防止の観点から学校間の均衡ある適正配置を考慮し、この際岩内町議会は岩内町立岩内西小学校、岩内町立島野小学校、岩内町立高台小学校の三校を統合して統合校舎2校を昭和49年度から同時に着工し同時に完成することを要望する。

昭和49年3月25日

北海道岩内町議会

提出先

岩内町長、北海道教育委員会外
関係機関

提案理由

岩内町立小学校3校を統合し、統合校舎2校の建設を同時に着工し、同時に完成することを要望するための決議です。

昭和49年第1回定例会おわる

二校の建設決まる を統合し



審議した議件

昭和四十九年第一回定例会は三月十二日招集されました。会期は当初二十七日までとしておりましたが議事の都合により二十九日まで延長し、休会中には重要問題について中央陳情が行われました。提案された議件は二十七件となりそのうち二十三件については、予算特別委員会に付託し活発な質疑が行われた後、二十九日の本会議において全議案を原案どおり可決し閉会しました。

議案第一号
昭和四十九年度岩内町一般会計予算……原案可決

議案第二号
昭和四十九年度岩内町国民健康保険特別会計予算……原案可決

議案第三号
昭和四十九年度岩内町温泉事業特別会計予算……原案可決

議案第四号
昭和四十九年度岩内町水道事業会計予算……原案可決

以上は四月号「広報いわない」に登載されたとおりです。

議案第五号
岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

国や道職員との給与体系の均衡を図るために今迄の五等級制を六等級制に改めると共に管理職手当の改定をするものです。

議案第六号
岩内町職員定数条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

水道事業の実施に伴い又、岩内・寿都地方消防組合の発足による職員の所要定数を改正するものです。

議案第七号
非常勤職員に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

季節移動労務者援護対策を強化するために相談指導員を非常勤の職員として、月額報酬を定めるものです。

議案第八号
遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

恩給法の一部改正により、長期勤続者、高令者に対する優遇措置がなされたので、これに準じて遺族扶助料を改定するものです。

議案第九号
岩内町土地開発基金条例設定について……原案可決

公用、公共用に使用する土地、又は、公共の利益を図るために必要な土地の、先行取得を円滑にするため、岩内町土地開発基金を設置するものです。

議案第十号
岩内町医療費助成条例設定について……原案可決

老人医療費の助成対象年令を引き下げ、ねたきり老人の適用範囲を拡大すると共に、医療費助成関係のいくつかの条例をまとめて整理するものです。

議案第十一号
岩内町児童手当支給条例を廃止する条例設定について……原案可決

本年四月から国の児童手当制度が完全実施となり、岩内町独自の児童手当支給対象児童がなくなりますので、本条例を廃止するものです。

議案第十二号
岩内町公営住宅管理条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

昭和四十七年度建設の北海道特別低家賃住宅が本年四月から、町に譲渡移管されますので使用料等管理事項を定めるものです。

議案第十三号
岩内町国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

国民健康保険の給付を拡大するため、被保険者に対する助産費及び葬祭費を増額改定するものです

国民健康保険特別会計の医療費の改定等による療養給付費の不足分について補正するものです。

議案第二十二号
昭和四十八年度岩内町水道事業会計補正予算（第一号）…原案可決

水道事業会計の企業債の借入条件の変更及び職員給与費について補正するものです。

議案第二十三号
岩内町助役の選任につき同意を求めることについて……原案可決

助役の選任について地方自治法第一六二条の規定により、議会の同意を得ようとするものです。

議案第二十四号
岩内町立学校設置条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

現在設置している岩内町立岩内西小学校、岩内町立高台小学校、岩内町立島野小学校の三校を統合して、統合校舎二校を設置するため、本条例を改正しようとするものです。

議案第十四号
岩内町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

水道事業の合理的な運営を図るため、雷電地区簡易水道事業を、水道事業に含め、簡易水道特別会計を廃止し、企業会計に統合するものです。

議案第十五号
岩内町特別会計条例の一部を改正する条例設定について…原案可決

簡易水道事業が水道事業に統合されましたので、簡易水道特別会計を廃止するものです。

議案第十六号
岩内町水道事業給水条例設定について……原案可決

水道事業の給水等の適正を図るため、「水道法第十四条」に基づき新たに供給条件等を定めるものです。

議案第十七号
岩内町助役定数条例設定について……原案可決

執行体制の強化を図るため、助役を二人制にするものです。

議案第十八号
岩内町の収入役の事務の兼掌に関する条例設定について…原案可決

収入役を置かないで、その事務を助役に兼掌させるものです。

議案第十九号
岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

収入役の事務を兼掌する助役の給料月額について定めるものです

議案第二十号
昭和四十八年度岩内町一般会計補正予算（第四号）……原案可決

一般会計の補正予算は、西小、島野小学校の統合校舎建設敷地買収費、土地開発基金、財政調整基金、除排雪用車輌借上料、港湾直轄事業負担金、道路用地買収費、その他年度内に支出を要する経費の予算について補正するものです

議案第二十一号
昭和四十八年度岩内町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）……原案可決

活発な質疑 予算特別委員会

予算特別委員会の審査の中で行われた質疑のあらましをお知らせします。

テレビ中継所の早期実現と岩内・新潟間フエリーの就航について

岩崎委員　HTB・UHBテレビ中継所の早期実現方と商工会議所からも要望が出されている岩内～新潟間フェリー就航について、調査費をつけて早急に実現するよう努力していただきたい。

町長　HTB北海道テレビ株式会社、UHB北海道文化放送株式会社は、局を置く場合の条件がありまして、中継局設置個所までの道路を地元で整備すること、電気の施設を整備すること、中継局の設置場所の確保を地元ですること固定資産税について免除措置をとること、もし固定資産税について免除措置をとれば地方税法との関係が出てきますので、厳密にはこれは出来ない、その他置局が決定して放送開始にあたっては、町が番組制作のスポンサーになれというようなこと、このようなことについて協力するということが条件でなければ、中継局の設置は困難な状況です。

この計画については、目下、現在支庁所在地を中心にして、倶知安、留萌、江差などから希望が出ており、先に申し上げた条件がかなうところから順番が決まっていく結果になるわけです。これらの市町村の状況を見ますと、出ている条件をのむから早く局を置いてくれという動きが大部分です。

町としては、中継局の用地として去年九月開発公社で土地を買っており、電波については、岩内町だけでなく四ヶ町村で受信できるよう誘置すべく岩内テレビ置局誘置促進期成会という会が出来ておりまして、その会を通して各町村が協力し誘置に努力している現状であります。

フェリー問題ですが、今運航しているのは、釧路～東京間の近海郵船、苫小牧～東京間の日本沿海フェリー、苫小牧～仙台～名古屋間の太平洋沿岸、小樽～敦賀～舞鶴間の新日本海フェリー、それから苫小牧～仙台間の就航予定の新東日本フェリー、これも就航予定の苫小牧～八戸間というものが現状です。

問題となるのは、企業の経済性とも関連して、どのようにして積荷、貨物の確保を図るかが大きな問題点で、その他流通経路の問題

西小・島野小・高台小二校

やフェリー就航のためには、港湾にそれなりの施設をしなければなりませんしそれぞれの問題が解決されなければフェリー問題が解決しないわけです。

岩内の近海港湾としては、小樽が現在あのような状態で就航しておりますし将来を考えれば石狩湾新港との関連も出て来ますし、岩内港のフェリー就航問題というのは、簡単なものでないというのが現状であります。とりあえず、岩内が手をつけなければならないのは、地方港湾にその施設をすることですが、現在の三三億の岩内港五ヵ年整備計画にはその施設は織り込まれておりません、これを実現させるためには途中で港湾計画の中にそういう施設をどこかに織り込んでもらう方法を講ずることが先決問題になるわけです、このことは困難な問題ですが不可能でないと考えますいろいろな問題がありますが重要な問題ですので、今後調査研究し岩内港の利用計画とも関連して、次の機会に関連した調査費を盛りたいと考えております。

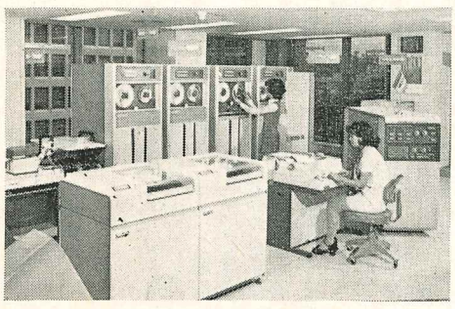
税務事務のコンピュター委託について

斉藤委員　コンピューターの委託料としてかなりの金額が予算に盛られておりますが、これはどこに委託し事務量の面ではかなり楽になると思いますが、また、委託先の点で岩内にもあるようですが委託できないのか、具体的にお知らせ願います。

税務課長　委託先は札幌の北海道電子計算センターです。

コンピューターを導入することにより、四月から六月まで職員が一人二〇〇時間から二五〇時間の時間外勤務が約九〇％程度改善されると考えます。

また、コンピューターの地元委託のお話しは、四十八年に地元業者と話し合いし、その取扱いが可能かどうかお聞きしましたところ、それだけの設備がないということで札幌の方に委託した次第です。



公害問題と違反建築物について

岩崎委員　公害苦情の中に、岩内製材の苦情が持ちこまれておりませんか、これはチップの音、ノコクズの飛ぶ問題で早急に行政指導を強めるようにしてほしいと思います。それから同工場の高い建物ですが、あれは建築違反でないかという声も出ておりますがこの点どうですか、また、防火対策はどうなっているのかお聞きします。

企画課長　ノコクズについては、岩内製材の工場・建物が古く建直す考えでその段階で飛ばないように施設したいとのことです。

町としては、それも当然ですがその前に、現在ある施設の中で早く飛ばないようにしていただきたいと要請しているわけで、改めて行政指導のかたちで確認してみたいと思います。

建設課長　高い建物は、四十八年三月頃の建設のようです、私共が知ったのは四月中旬で、岩内製材に来てもらい事情聴取しております。このことは支庁の建築主事とも連絡をとっておりますが、その後、書類を早く提出して処理するものは処理するように指導してもらっておりますが、再三の連絡にもかかわらず書類が出て来ておらず、今年の三月に入り支庁の建築主事と再協議し、そちらの方で善処して下さるようにして協議を終っております。

消防長　消防としましても、建築確認申請が出ておりませんで、同意という行為が出来ないわけです。あの建物は、以前から防火指定の対象物に指定されておりますので査察をしております。

岩崎委員　これについては、大体事情がわかりましたが、違反建築をして多大な迷惑をかけている状況ですから支庁と連絡をとり、そういうことのないよう善処してもらいたいと思います。

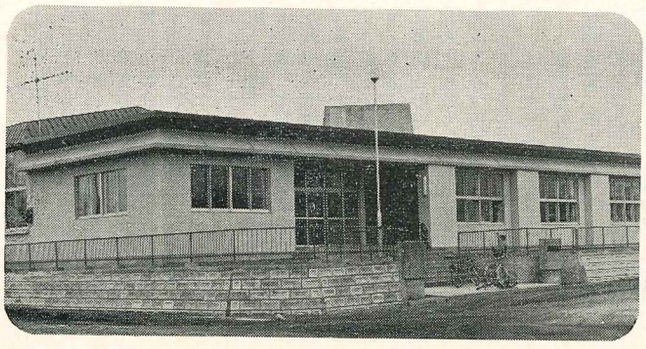
保育所の増設について

岩崎委員　清住保育所が申込み者一二六人のうち五九人入所し、入所出来ない人が一〇〇人位いるということで、町では、島野支所を保育所に、統合校舎建設後の島野小学校を保育所にするという計画はないか、また、東山の保育所の増設計画についてお知らせ願います。

町　長　今年の保育所入所申込は総体的に二六二人で、そのうち入所したのは一六三人で九九人残ったのが現状です。それから旧島野の関係で今年申込んだのは十六人です。過去五ヶ年間の経過をみても、四十五年は十七人、四十六年は十七人、四十八年で十二人、今年が十六人という状況です。これは、島野に保育所が無く清住まで通うのが遠いから、数が少ないのではないかという理由も考えられますが、いずれにしても現状では申込者が少ないということです島野に保育所を造った場合、逆に遠い方に向っていくものが増えるということになりかねないわけで清住の保育所を増築すればよいのですが、清住はあれ以上増築する余地はありません。島野支所を使うことも、六〇年も経っている古い建物であり、国道沿いにあり、交通上問題があり、保育所に使うことは適当とは考えられない、島野小学校の跡地は、面積的には利用が可能ですし、一部を暫定的に使うことも不可能ではないが、これからの建物は学校のように永久的なものをつくり、暫定的な建物は造らない考え方ですから、島野にもし建てるとすれば東山と同じような式のものしか考えておりません。

東山の保育所の問題は、定員が九〇名ですが、申込みが割合い少なくほどんと入所しており、同保育所を増築して入所申込みする区域を大きくするなどでなしに、全





定例会の審議経過

三月十二日招集された第一回定例会は、会期を二十七日までと決定し、議案第一号から議案第四号までを一括議題とし、町長から町政執行方針について、教育長から教育行政執行方針について説明を受け、引続き議案第五号から議案第二十三号までを一括議題として提案理由の説明を受けました。

この後町議会各会派代表から共同提案された、意見案第一号、失業保険法改正反対に関する意見書並びに町議会社会文教委員全員から提案された、意見案第二号、通話料金の地域格差是正に関する意見書を万場一致可決し、三月二十一日まで議案調査のための休会に入りました。

休会中には、可決された意見書第一号、第二号その他三月末日をもつて廃止となる日本専売公社岩内出張所の存置の件、今後の問題となっている岩内営林署の統合廃止反対の件等重要問題について、政府並びに関係機関に強力なる陳情運動を実施することとなり、町議会各会派の代表からなる陳情団を組織し十三日上京、中央陳情を行いました。

一方かねて計画をすすめておりました。町立西小学校、島野小学校の統合校舎の規模に変更が生じら学校問題の陳情結果について報告を受けたあと、町立西小学校、島野小学校、高台小学校三校を統合し二十四学級、等規模の統合校舎二校を本年度から同時に着手し同時に完成する計画について、財政的に大きな負担を伴う問題であり議会としての意志決定を必要とするため、慎重に協議が続けられました。この結果同日午後三時五十分急拠本会議が招集され、町議会各会派代表の共同提案による決議案第一号、岩内町立岩内西小学校、岩内町立島野小学校、岩内町立高台小学校の三校統合並びに統合校舎建設に関する決議が可決されました。

三校統合、二校建設という町政の三役会議が開かれ町長から上大きな問題の解決を見た上は、この際代表質問を取り止め、ただすべき事項は予算特別委員会においてただすこととして直ちに議案の審議に入りたいとする意見が各会派から出され、議会運営委員会で万場一致了承されました。

二十六日は、この決定にもとづき会期を二日延長し、直ちに予算特別委員会が設置され、二十六、二十七、二十八、二十九日と慎重に審査が続行されました。

二十九日の再開の本会議では、予算特別委員長の審査報告に対しそれぞれ質疑、討論、採決を行い引続き、助役の選任に同意し、追加提案された議案第二十四号を原案どおり可決して定例会を閉会しました。

この対策について、急拠社会文教委員会が開会されるなど、町長は二十三日まで出札陳情が行われました。

このため二十二日再開の本会議では代表質問を見合わせ、学校問題対策のため二十五日まで休会としました。二十五日休会中ですが議員全員の協議会が開かれ町長か

町的にもう一度検討いたします。いずれにしても、保育所を将来増築するという方向で考えます。

東山墓地内道路の整備と防犯灯の設置について

青山委員　東山墓地は、お盆のときだけ臨時灯を設置しておりますが、ふだんは真暗で保育所や青少年会館に行く子供達が無線局の前をほとんどが通っております。そこで保育所や青少年会館に行く間に防犯灯をつけてもらいたい。また墓地内には何本も南北に通ずる道路がありますが、これらは墓地内草刈の草の捨場となっており、そのため、でこぼこの状態です。そこで目を島野の墓園にだけ向けないで東山の南北に通ずる道路についても人夫をいれればすぐきれいになるのですから歩きやすく手入れをしていただきたい。

福祉課長　防犯灯の件については実態を調べた上で検討いたします

住民課長補佐　東山墓地内の通路については、ゴミを置くことなどはやめ良く実情を調べて善処いたします。



国道、道々、町道の連系について

木森委員　国道、道々、町道の道路側溝がそれぞれ連系されていれば雨水などが停留することはないと思いますが、実際に御崎方面などで停留しているのはその連系がついていないんでないかと思いますが、その点について伺います。

建設課長　ただいまの御崎の場合は、国道側溝は野束川に落とすものと町の防火用水として築港の方に流しているものとあります。お話のありましたように国道全体が勾配の関係上流れが悪くそれが町道の側溝に集中して入りますとのみきれず公民館前、駅前などがそれです。これらの改良につきましては町の上水道工事と平行して国道の改修をやる計画で努力中でございます。

出稼援護対策について

岩崎委員　月二回の休みの保障もなく出稼ぎ先でのはげしい労働と残業に耐えている人にとって送られる『ふるさと便り』はすみずみまで読まれ大変好評ですが、定期的に出す必要があると思いますがご意見を伺いたい。

福祉課長　昨年四月から十二月までの間に町の広報を各事業所に送り延べにして二、一〇八部となっております。そのほかに『ふるさと便り』を十一月の広報のときに作り一回送ったのですが、新年度は三回ないしもう少し増したいと考え予算を計上しております。

公設市場の開設について

岩崎委員　公設市場を早急に建設してほしいということですが町長のご見解を承りたい。

町　長　このことはずい分前から話が出ておりまして、一時卸売業者が共同して作るという段階まで話が進みましたが、中間で小売業の方から了解がつかない面があって中止され今日に至っているわけです。この問題は、岩内青果商組合から議会の産業常任委員会にも話がありました。小樽青果が職業訓練校の向い側の共和地区に土地を借り建設したいとの話が進められている状況の中で、岩内町として単独でも設置してほしいということでありますが、今の段落では町が作るとしても四十九年度にはならないと申し上げてあります小樽青果の方では駐車場の関係等で早急に作らなければならない状態にあるということもあって、もし岩内町が作るならば今小樽青果が予定している共和地区の土地に岩内町が単独で作るということは行政区域の点からも必ずしも適当なやり方であるとは考えられないしもし公的な建物を作るなら岩内共和両町が共同して建てるということであればまた考えられないわけでもないということで両町の町長段階である程度の話はしますがしかし両方一諸に共同で建物を作るということの最後までの話はついておりません。そういうことも考えられるということで簡単には結論の出せることでなくもう少し時間をかけて相談したいということです。小樽青果の方でも問題としてこの対策を考えるということになっており、私自身も共和の町長と、もう少し相談し、その結果産業委員会に報告し最終的にどのようにするのかを考えたいと思います。

円山スキー場の駐車場について

伊藤委員　この冬期間に円山スキー場を利用した人数と車の台数を把握していますか。たくさんの方が利用していると聞いていますがスキー場に行かれた場合、駐車するのに困っているようですが今後の対策についてお聞かせ願います

観光課長　そのお話は聞いておりますので今年度大和山の前を通り佐々木宅の裏側の方に一応駐車場を作るようなことを考えており敷地その他については産業課とも連絡して考えております。

消費者協会について

坂井委員　消費モニターの謝礼でありますが、消費生活モニターというものは一体何名おってどういう形で仕事をされ、その結果町としてどういう把握をされているかまた年度が変るわけですが、モニターの存在が現在の方がどういうようになるのか、お聞きしたい。

産業課長　岩内町では四十九年度から初めて委嘱しょうということで、今年度初めてのケースとして五人で、この仕事の内容は価格調査、試買調査、量目調査とか自分の生活あるいは消費者を通して取材をしてそれを町に報告していただく格好でやってまいりたいと考えております。

坂井委員　道の消費モニターは何名で実際の作業内容はどのようなものですか。

産業課長　道から委嘱されている方は現在七名です。作業内容につきましては全道の町村に配付されているとおりです。

小野委員　新しく消費者協会ができるわけですが、標準物価ということは一つの品物をA、B、Cの商店があって仕入れ価格がそれぞれ異る中でどこをもって標準価格とするのか。経営が成り立つかどうかというような標準算定については行政指導をするのか、お聞かせ願います。

産業課長　現在、国の方で指定している生活関連物資というのは十五品目ありますが、これらは製造の過程、卸しの過程、小売の段階の過程まで標準価格というものを設定しております。しかし他の品目につきましては、あくまでも通産省の行政指導ということで石油が値上がりしたからといって値上げしないでほしいというようにいわゆる消極的な指導よりないわけです。消費者協会ができたからといってもそこで価格をチェックしたり、あるいは高いから安くせよという強制力はないわけです。しかし、あまりにも他の商店に比較して国の設定した標準価格に比較して高いような場合は消費者から町なり消費者協会を通じてその消費者協会あるいは道の本部を通して通産に上がり、そして製造過程から追跡調査されるという仕組みになっております。価格については町が権限を持っておりません。現在、権限を持っているのは後志管内では八人の物価調査員が支庁におります。しかし、この方々も価格の設定について、また調査について全部権限があるのでなくどこまでも標準品目が国で指定した価格を守っていくという指導ですしたがって消費者協会は価格の抑制とか強制力は一切ありませんでかしこい消費者になるための勉強商品の仕入れの仕方、消費の仕方を勉強していくことになります。

中小企業振興条例について

真井委員　中小企業振興条例を早い機会に条例化を検討してほしいが、町長のご見解をお聞きしたい

町　長　商工業を中心とする中小企業の対策についてそれぞれいろいろな角度から措置を講じてきておりますが、たとえば工場の誘致、工場の新設、工場の拡充については産業振興条例が適用されており、第一次産業の農林漁業を含めた中小企業に対しては助成対策として産業奨励補助規則によって対策としては中小企業融資制度要綱とかまたは年度融資あっせん業務の実施等それぞれの分野において定められております。特に産業奨励補助規則は相当広範囲の行政需要に対応できるようにしているはずであります。ご質問の中小企業振興条例があるのは後志では小樽市だけです。岩内町の中小企業は最近都市化も早いし、経営の近代化と対応化というものが他町村と比べ進み方が早いわけで、いわゆる都市と言った方が良い状態に発展してきておりますので、現在は小樽市だけよりありませんが、そのような方向で今後検討してまいります。

公害防止施設と産業振興条例について

小野委員　岩内の産業は、漁業、水産加工等で加工はいろいろですが今後は公害によって相当施設をしなければならない状況ですのでこれにはばく大な経費がかかり生産の上がらない産業投資となりますが、これに対し町は産業振興条例を適用する考えがあるかどうかお伺いします。

町　長　公害防止施設関係の改善に対し産業条例の適用ですが、これは今国会で審議中であり、地方税法の改正で水質汚濁防止法による特定の施設をする工場、事務所とか海洋汚染防止法関係とかの公害防止のための施設には固定資産税はかけないということになっておりますので産業振興条例の適用がなくとも別に支障はないということになると思います。

観光案内の設置について

城崎委員　観光客が波止場に上陸してからバス、汽車の便等各商店に入っていろいろ尋ねている現状ですが、この際観光客の利便を考えて駅まで徒歩で何分、何百メートルあるとかというような観光案

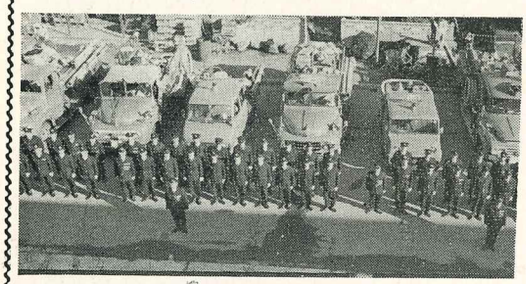


第1回臨時会

4月1日午後1時30分から第1回臨時会が招集され会期は本日一日と決定しました。

議件は、岩内・寿都地方消防組合の設立に伴い岩内町の消防関係条例を廃止するものと、同組合に対し組合規約第5条第2項の規定により、組合議員1名を本議会から選出する、2件です。

消防関係条例は万場一致で廃止することを可決し、又組合議員には宮下佐一議員を選出し、同日閉会されました。



内のようなものができれば大変良いと思いますが、その点についてお伺いします。

町　長　ただいまのご意見のような施設をいたします。

岩内町全体の緑化計画について

岡本委員　予算で一五〇万円計上されたことは喜ばしいことですが町全体にうるおいを持たせるという観点から計画的に緑化を推進すべきと考えますが、この点についてお考えがあれば承りたいと思います。

町　長　町を緑で包むという基本的な考え方に立って今回の街路樹を植え、岩内でも街路樹が育つんだということをやってみようという計画です。今までのところ駅から万代東山通り一カ所だけが残っておりますが、その他は折れたり抜かれたり、すぐ補充はしないでいるということで現状の姿になっておりますが街路樹は育てれば育つんだというものです。本来ならば建物を建てる場合にはその計画に公共施設を緑で囲む計画を設計の中に入れる考えに立たなければだめだと思います。しかし学校などの場合、子供達がきれいに植えて何十年か後に自分達の植えた木がこんなに大きく育った、そういうところに大きな教育の意味もあるので学校そのものにはただちに木を植えるということは考えてみる必要があると思いますが、それ以外の公共的建物は緑で囲むということで進みたいと思います。



港の除雪について

真井委員　港湾除雪については安全を期するためどうしても岸壁の近くに雪が山になり、そのことが船の荷の積みおろしに支障になるということで危険のない人手の必要としない岸壁の雪を海に落とす岩内独自の対策はできないものかお考えを承りたい。

町　長　機械除雪では危険性があるということになれば人手によるしか方法がなく、そのため相当経費がかかるわけですが機械に長いものをつけて海に落とすというのは良いご意見ですので、今年のものにはなりませんけれども多少費用はかかっても計画をしてみます。

御崎の消波工と護岸整備について

斎藤委員　御崎の消波工はどのようになっていますか。また護岸道路は波にたたかれ道路の用をなさなくなっていますが、補修ができないかどうかを承りたい。



町　長　消波工の予算は、当初予算に出てはいませんが、道、国と協議の過程では今年は一、二〇〇万円の工事をする話合いが済んでおります。そこで消波工を続けていけばいいか、嵩上げという型で工事をするのがよいか。消波工であれば今年三〇メートル程度ですが嵩上げでは一八〇メートルぐらいできると、どちらの方法がよいか専門家の間の意見別れでまだ最終結論が出ないので当初予算に現れてございません。専門家の結論によって決定し工事をいたします。道路は工事が終った一番後になります。

斎藤委員　御崎にも浅海漁業者がおりますので島野と同じようにいそ舟が丘に上るものが必要ですので、もしできることなら野束川付近に一カ所だけでも施設してもらいたいと思います。今年の冬は非常に波が上っているわけですが再度調査の上施工してほしいと思います。

町　長　船を上げる施設の要請は今初めて聞きました。その場所も聞いて可能かどうか検討いたします。

防犯灯の町費負担について

笠原委員　一例をあげると東山町内会は十七万円の町内会経費の中でその半分ぐらいが電灯料に使用されています。それで各団地の電灯料は町費負担が少いんではないか、団地の方々の負担を軽減する意味でもこの点を考慮すべきでないかお聞きします。

町　長　この問題については町政執行方針に述べているとおりです。『防犯灯については本年度も必要個所に設置しますが、町内会自治会等が負担している電灯料の維持管理費に対する助成については、今後検討いたしたい』。今年もその気持でしたが予算に計上できなかったもので、どこを見てどこの場所を見ない、その検討が面倒ですが、維持管理費については町で助成したいという考えから申し上げているものです。ただし学校統合が始りますとこのとおりいくかどうか非常に困難な問題に変っていくと考えます。

教員住宅について

岩崎委員　四十五年度の町政執行方針で教員住宅の確保については四十五年度を初年度として三〇戸程度建設する考えですと述べられており、最終年度になり建設を見送ったことは公約違反ではないかと、この見送った理由についてお伺いします。

町　長　現在の段階では公約以上にやっているということで、四年で二十四戸のところ二十六戸建てており今年何もやらないことになりますと公約違反ということです。そこで社会文教委員会でも説明しておりますが、住宅使用料の問題に関連しまして大体償還費が約八、〇〇〇万円、町費負担が土地の借上料、火災保険料とかを入れ約五、六〇〇万円が残っていくこととなり今度建設すればそれがどんどん増える形となるので解決方法としては教員住宅に対し住宅手当をつけてもらうことを解決することが先決問題です。この点について道教委にも出かけ話合いをしておりますが、我々の段階ではらちがあかないということで、このままでは建てられないから住宅手当をつける結果が出た場合には公約の残りを途中で申し込んでも建てることのできる体制をとっております。私は若干四戸で公約からはずれますが、こういう状況の中で建築を続けることは町の財政上からもやってはいけないと思います。ですから住宅手当をつける問題の解決について私は全力をあげようと思っています。またこれは単に我々だけでなしに先生方自体もどうして強く動いてくれないものかという気持を私は持っています。



学校統合問題に関する新聞報道について

岡本委員　三月二十六日のある新聞の報道でございますけれども、この報道によりますと西小、島野小、高台小の三校統合の問題に関連をいたしましてこういうふうに報道しているわけです。『これは当町が当初計画していた西、島野両小の統合規模三十一学級（うち二学級は特殊）が文部省の適正基準二十四学級をオーバーするのでないかと道教委に横やりを入れた一部革新系の動きに対し文部省が土壇場になって補助基準を当初の特殊学級を除く二十九学級から二十四級に修正したため五学級二〇〇人があふれることになり云々』とこういうことです。ここで問題になりますのは町長の話では三月十九日に後志教育局長が岩内の町長を訪れて文部省の方針として二十四学級しか認められないと伝えたということでありましたが、後志教育局長はそうすると一部革新系の横やりによって道教委が方針を変更して岩内に来たと、こういうことにもなりますし、更に文部省が一部革新系が道教委に横やりを入れた結果、土壇場になって補助基準を変えた、こういうことにもなるわけです。この点のことがどうなのか。町長の知っている範囲内で後志局長が横やりを入れた結果ここに来たのかどうかについてお答えを願いたいと思います。それからもう一つ、これは国会でも問題になることと思いますけれども文部省はこれによりますと三十一学級で統合するというように認めてあったように思われます。ところがこういうような動きがあったので二十四学級にしたんだと文部省が当初は三十一学級で編成する計画だったということになりますと、これは法令の関係から言っても当然重大な問題にも相成りますし、この辺の動きはどうか、町が陳情した際に文部省ははじめは三十一学級で統合することはよろしいというふうに答えていて後

程二十四学級に急に変えてきたのかどうかその点ひとつお答えを願いたい。三点は長浜町長は当初の計画どおり五十三年度に二中の老朽改築に着手する方針に変りないことを強調しているということが書かれておりますが、町長の二中の改築というものを五十三年度に行う方針であるのかどうか、その点についてお答え願います。

町　長　今言われました新聞記事に関する事項については、新聞を私が読んだ範囲以外については私は何も聞いておりません。そのことは新聞を読んだだけでそれ以外のところからは何も聞いておりません。教育局長がどうこうと話をしたということはあり得ません。それから文部省が最初三十一学級で統合がさしつかえないと言ったかということですが、これは申請書が文部省に行ってその審査の結果文部大臣の判断で結論が出る問題で目下事務段階では文部省が三十一学級でいいとも悪いとも言ったかどうか私は直接折衝していないのでわかりませんが、道教委では二十四学級の規模にしなければ適当でないという考え方に立って局長が町長のほうに話をもってきたということでございます。それから建築年度の問題ですが、新聞には五十三年度に二中ということでありますが、私は今まで話をしてきましたことは三校統合で二校舎ということでなしに西校を先にやって、それから二中をやるという順序の段階のときに西校を四十九、五十、五十一でやって、それからすぐ二中にかかるんだという言い方をしてきましたが五十三年という言い方は私はしたことはございません。ただそういう財政的な問題とか町教委の計画とかあるいは町の計画という内容を直接聞いてはっきりわからない一般町民が見れば四十九年、五十年、五十一年と三年で三校の改築を二校にしてやると、これが常識的に四年目に入るんでないかということを考えて、全部終ってから二中にかかるということになれば五十三年に二中にかかるんでないかということも考えられますが、私は学校が全部終ってから次の校舎の建築にかかるという考えをもっておりません。校舎の建築をやって最後の年度には次のほうに手をつけるという考えに立っておりますから私の考えからいけばこの年度は一年違い、五十三年というのは仮に四年かかるとしても五十二年と、私は四十九、五十、五十一年の三年目の五十一年に手をつけたいという考えはありますが、今二校一諸にやるという財源を検討してみますと三年で完全に負担しきれるかどうかという点は若干問題がありますし。しかし一般財源を直接出さなくてもまだ工事だけをやれるという方法もありうるわけですから三年間で完全に終るということも不可能ではないわけでありますそうすれば少くとも五十二年には手をつけるという考え方は今も変らないわけであります。

中学校生徒の長髪について

岩崎委員　長髪にしてもよい中学校と短髪に規制している中学校とがあるのはどういうわけですか。教育委員会として適切な指導をしたのかどうか、また長髪、短髪についての教育委員会の見解をお伺いします。

教育長　第二中学校は、昭和四十八年十二月二十六日から自由にしてもよい、もちろん長髪型の規制があります、えり足は正しい姿勢でカラーにかからないようにする、角刈は禁止、丸刈は三分とする、パーマ、アイロン、ポマードチックはつけない。このようなことを生徒会、PTAで十分守るということを前提にして行われました。また決定にあたっては生徒会保護者、先生が十分協議をされております。二中、二中が何回か協議を重ね同一方法でということで取組みましたが、第一中学校では保護者以外の方々のアンケートによると六十八・二パーセントが丸刈賛成、長髪が二十二・四パーセントということです。教育委員会では両方のPTA会長、校長先生にきていただきこの問題について協議をいたしましたが、やはり学校の自主性を尊重して十分教育的配慮のもとでそれぞれの学校がそれぞれの立場で考えたことは仕方ないという結論で一中、二中それぞれ違ってはおりますが以上のとおりであります。髪型に対して教育委員会としては自由にしてよいと考えております。

特殊教育奨学補助について

佐藤猶委員　特殊教育を受ける児童数が三十名とすれば特殊教育奨学補助費というものが現在予算に計上されているのが十一人、昨年は十名のはずで扶助費というのが不足ではないかと考えますが、この見解はどうですか。

教委総務課長　言語治療教室に入る生徒はすでに特殊学級に入っている生徒も重複しております。精薄の関係、言語障害の関係の方々も入っておりましてその中から話すことの不自由な生徒を言語障害教室に通わせるわけです。ですからご指摘の扶助費については前年からの実績もありますので間に合うと考えています。

町議会事務局辞令

議会事務局では、四月一日付でつぎのとおり発令しました（　）は前職名。

議会事務局長補佐兼議事係長
新谷守章（議事係長）

委員会のうごき

第1回定例会において各常任委員会及び特別委員会で継続調査・審査となった案件はつぎのとおりです。
※は今定例会において付託されたものです。

総務委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
財産の調査について		継続調査中
財産の取得調査について		〃
広域消防について		〃

社会文教委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
老人福祉に関すること		継続調査中
保育所の増設に関すること		〃
岩内町地区集会所の管理について		〃
統合校舎の新築について		〃
※公営住宅の管理について		〃
教職員に対する行政処分取消しに関する請願	北教組岩内支会長 堺善昭	継続審査中
北星学園余市高等学校通学生徒学費助成に関する陳情	北星学園余市高等学校岩内支部長 細坪信男	〃
道立高校新築についての陳情	岩宇方面父母と先生の会連絡協議会会長 岩城幸治	〃
※教職員住宅に関する陳情	北教組後志支部岩内支会長 沖政昭	〃

建設委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
町内主要道路の舗装並びに改良計画について		継続調査中
下水側溝の計画並びに維持補修について		〃
上・下水道の計画について		継続調査中
土木建築工事の調査について		〃
変電所東側側溝不備に伴なう建物土台取替えについての陳情	岩内町字御崎6の12 新山広治	継続審査中
町道整備についての陳情	岩内町字相生30北浜三道利	〃
ポン岩内川護岸整備についての陳情	岩内町字宮園291 旦尾謙	〃
岩内高校前西側道路の舗装並びに歩道新設についての陳情	岩内高等学校PTA会長 若林彦治 西宮園会会長 高橋勢治	〃
※万代、御崎通り歩道補修についての陳情	大和大通り会会長 楠政道	〃
※庚申坂改良についての陳情	岩内町字相生211 保科康夫	〃

産業委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
産業振興について		継続調査中
観光開発について		〃
原子力発電所について		〃
物価問題について		〃

岩内地方開発対策特別委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
岩内地方の開発に関すること		継続調査中
岩内地方の過疎対策に関すること		〃
岩内地方の市制実現に関すること		〃
広域市町村圏、広域生活圏等に関すること		〃
統合事務所設置反対についての請願	全北海道開発局労働組合小樽支部 執行委員長 大西等	継続審査中

議会だより

昭和49年8月1日発行

第 6 号

発行 岩内町議会

編集 議会運営委員会



審議した議件

議案第1号　昭和49年度岩内町一般会計補正予算（第3号）……原案可決

今回の補正予算は、西小学校、島野小学校など統合校舎建設用地の確保のための建物移転補償費や、御崎護岸の改修工事費、じん芥収集車の新車購入費、フエリー就航の調査費、その他緊急に追加を必要とする予算について補正するものです。

議案第2号　岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

国家公務員の給与について、昭和49年度に限りその俸給月額が10パーセント増額支給されることになりましたので、一般職員についてもそれに準じて支給しようとするものです

議案第3号　岩内町立小中学校の給食業務従事職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

国家公務員の給与について、昭和49年度に限りその俸給月額が10パーセント増額支給されることになりましたので、給食業務従事職員についてもそれに準じて支給しようとするものです。

議案第4号　岩内町営草地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

昭和48年度に造成した草地、第8牧区10ヘクタール、牧さく3,617メートルを供用開始するために、条例の一部を改正するものです

議案第5号　財産の取得について…原案可決

統合校舎建設用地を取得するにあたり、議会の議決を要することになるので提案したものです。

議案第6号　あらたに生じた土地の確認について……原案可決

公有水面の埋立てにより造成した港湾敷地を町の区域に所属させるため、確認をするものです。

議案第7号　字の区域変更について……原案可決

公有水面埋立地を字大浜及び字万代に編入するため、「字」の区域を変更するものです

議案第8号　岩内町土地開発公社定款の一部変更について……原案可決

公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づいて、岩内町土地開発公社の業務の範囲を拡大するため、定款を変更しようとするものです。

議案第9号　後志支庁管内公平委員会規約の一部を変更する規約設定について……原案可決

羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合の設置により、後志支庁管内公平委員会から、規約の一部変更の協議がなされたものです。

意見書案第1号　教職員住宅に係る住居手当の支給に関する意見書……原案可決

議員提案によるもので、教職員のために町が建設している公立学校共済組合融資の教職員住宅入居者についても住居手当が支給されるよう要望する意見書です。

岩内・寿都地方消防組合議員の互選について……選　任

さきに岩内・寿都地方消防組合議会に議員1名を選出しておりましたが、岩内町長が同組合の管理者となったため組合規約にもとづいて更に1名を同町議会議員から互選しようとするものです。

委員会審査報告

建設委員会に付託された

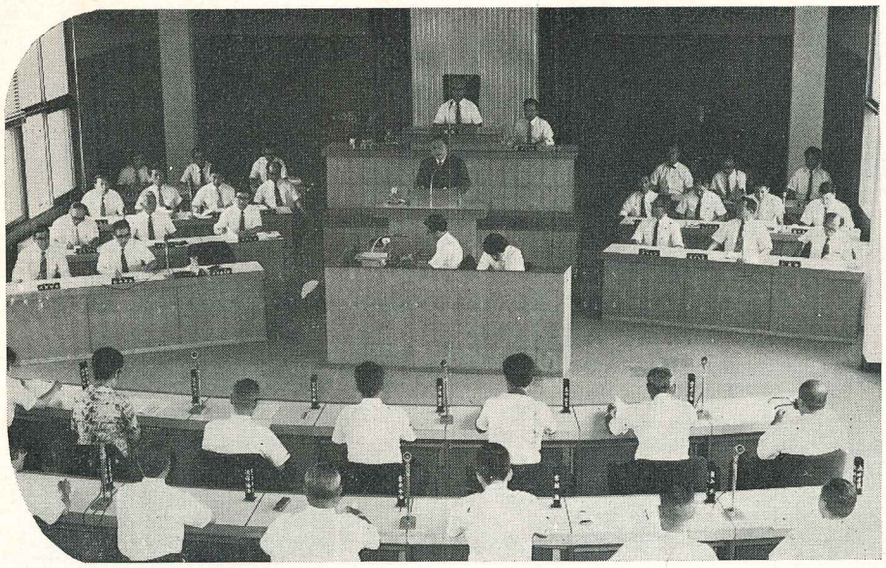
陳情13号　町道整備についての陳情……不採択

陳情20号　岩内高校前西側道路の舗装並びに歩道新設についての陳情……採　択

陳情22号　庚申坂改良についての陳情……不採択

以上委員長報告のとおり可決されました。

＜ 引きあげを急がれる廃船 ＞



昭和49年第２回定例会は、６月18日午後１時30分招集され会期を６月28日迄と決定し審議に入りました。

提出された案件は、議案９件、意見書案１件、岩内・寿都地方消防組合議員の互選、常任委員会の審査報告などです。

18日の本会議は、町長から各案件に対する提案理由の説明を受け、議案調査のため24日まで休会しました。再開あけの25日の本会議ではあらかじめ通告のあった一般質問が行われ引続き予算特別委員会を設置し各案件の審査を行い26日第２回定例会を閉会しました。

第２回定例会

一般質問

社会党議員会代表

坂井議員

物価問題について

物価上昇の全般的な対策と岩内価格に対する具体的対策についておたずねします。

電気料金の平均五十六・八二％の大幅な値上げ認可にはじまり、私鉄、国鉄運賃、消費者米価、郵便料、電話料金、新聞代、牛乳代正に目白押しの値上げラッシュであり、町民の今後の生活に重大な不安を与えております。

また、北海道価格ということを聞きますが、岩内価格も存在すると私は思います。そこで冬期間欠かすことのできない灯油の問題でありますが、七月一日から標準価格が撤廃されそのとたんに十八㍑一缶六百五十円に跳上り、全道的な問題として道や通産局が指導に乗り出しております。

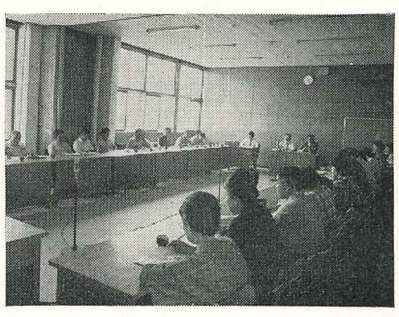
先般誕生した岩内消費者協会が調査した結果報告を見ますと、六月八日調べ最低六千八百円、六月十二日調べ七千円になり、六月二十四日調べ七千三百円と一カ月のうちに五百円から六百円値上りし最高価格では七千五百円になっております。これを十八㍑一缶にしますと、店頭渡し六百三十円、配達して七百円から七百三十円になると報告されています。

参考に昨日倶知安町の価格を聞いて見ますと、ドラム二百㍑で六千七百円、十八㍑缶店頭渡しで六百円から六百三円、配達して六百七十円ということの連絡でした。倶知安でドラム一本六千七円のものがどうして岩内では七千円から七千五百円でなければならないのか、ここに岩内価格が存在すると言わざるを得ません。一昨年の例からいっても寿都、黒松内、倶知安がドラム二千七百円から二千八百円のときに岩内は三千二百円の実例があります。このように町民は異常な物価高の中で、更に不公平、不平等な立場におかれているわけで、今後一層の値上りも予想されますので、これに対する対策について町側の答弁を求めるものであります。

町　長　物価問題に関連して特に灯油の問題についての質問ですが、値上げされるまでの経過を見ますと、家庭用の灯油の価格については、通産省の抑制策によって昨年の十月からあと、元売り仕切り価格の凍結が指導されておりますし、更に、今年に入って一月から国民生活安定緊急措置法によって、小売りの標準価格が設定されたかたちになってきたわけです。

ところが新聞で発表されておりますように、毎日新聞に出ている六月一日現在の灯油価格の実態を見ましても十八㍑で配達料込みで札幌四百円から四百五十円、旭川三百六十円から四百三十円、釧路では四百十円から四百五十円、帯広では三百八十円から四百三十円根室では四百二十円から四百五十円、留萌では三百八十円から四百五十円という状況で、これは北海道価格とか岩内価格とかいいますが、恐らく灯油の問題に関連しましては全国何千の市町村それぞれ何々価格というものが存在すると考えられている現状でございます。

岩内でも灯油の小売店価格を今月になって調べてみますと、六百円から七百円など店頭渡しと配達では多少違いますが、大体店頭渡しで一番安いのは六百円、高いのは六百三十円、配達で七百円、これを上廻っているのはないようです。六月に入り値段が急激に高騰し大変不安定な状態になった理由としては、灯油の需要期が終り元売り仕切り価格の凍結が解除され小売りの標準価格も六月一日から撤廃されたことが大きな要因になっていると考えます。標準価格の撤廃も通産局、道段階では行政指導を続けておりますけれど法的な根拠がなくなった現段階では、値上げの行政指導にも限界があり、徹底しないということは今申し上げたように全道各地の価格を見てもわかるわけです。しかしながらそれかといって手をこまねいていることではなしに、これに対する対策としては五月には北海道、東北七県の知事から政府及び関係機関に家庭用灯油の標準価格制度の堅持と安定供給の要請、知事からは元売り十一社と道石油商業組合に対し、価格抑制の要請。後志管内町村長会から関係機関に対し家庭用灯油等の標準価格の堅持と安定供給を要請しておりますこの内容とするものは、家庭用灯油、プロパンガスについて国民生活安定の見地から極力上幅を圧縮し低く押える、北海道価格の完全解消、積雪寒冷地の政策価格として補給方法を取ること、今年の秋以降の需要期に供給不安のないよう万全の措置を講じること、というものです。



今後の対策としては、標準価格制度の復活方を関係機関に要望するよう地元の石油販売業者及び消費者協会とも十分話し合いをしまして可能な条件の中での工夫、理解によって町民の方々の不安を出来る限り取り除くよう努力します。

町の機構としては、関係課長、消防長、農業委員会関係その他で岩内町石油等物資需給対策本部を作り、需給対策についての会議を開き実態をつかむ、その他必要に応じて随時対策を協議しているものでありまして、物価対策に取組んでいる現状でございます。

公新議員クラブ

菅原議員

岩内町福祉センター条例に関連して

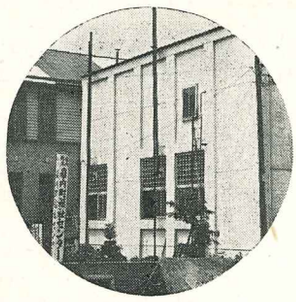
福祉センターの重要性と広範なきめ細かな業務内容から考えて、福祉課長の片手間に館長職を務めることで事足りるものでないと考えます。加えて専任職員さえも配置していないらしいという福祉センターの人事を眺めると福祉行政に臨む姿勢は後退しているのでないか。秋風の身にしむ町の福祉かな、の考えなきにしもあらずと思われるが、この点どう考えられるか。

町　長　専任館長を置いたのは昭和四十二年から昭和四十八年の十二月末までです。その後一月から専任館長が欠員で福祉課長が兼務し、現状では福祉課の相談係長は従来福祉課長が兼務でしたが独立の専任係長を置いたわけです。

相談業務については、その範囲も広いし福祉センターは心配ごと結婚相談も取扱い、ほかに一般町政相談も担当することにしております。相談係長は福祉センター内勤務としておりますので、ご質問の専任職員さえ配置していないということではありません。こうした現在の福祉センターの職員体制は、昨年十二月末までの専任嘱託館長の設置した当時に比べて事務処理体制はもちろん福祉センターの管理運営相談業務などについても少しも支障なく運営されております。もし、お耳に入りましたら

お聞かせいただければいくらでもご意見にしたがって改善いたします。

また、福祉というのは、その方針・政策は町長が自分の責任において直接考えることであり、福祉行政の実務の運営については、福祉課長が主体にならなければならない性格のものでありますから最適任者を福祉課長にあてたつもりであり、したがって、人事を眺めて町の福祉行政に後退が見られるということはないと考えております。



菅原議員

町立図書館建設の展望について

生涯教育の場としての町立図書館建設についてでありますが、岩内町総合計画には、昭和五十八年を目標年次として人口三万五千余人を想定しているのであるから、当然町立図書館建設の展望が示されてしかるべきと考えますがこの点どう考えますか。

公共上下水道、町立公園、図書館は近代都市形成の三要素とされておりますし、岩内町にも近い将来図書館を要望する運動が始まることは火を見るより明らかであると思います。幸い中央には日本図書館協会という専門指導機関もあり、また、全国的組織をもつ図書館問題研究会もあるので、相互の連携と協力によって岩内町に独立図書館という近代文化の出現をすることを待望してやみません、この際、理事者の遠大な構想と所見を承りたいのであります。

町　長　図書館の問題ですが、ご質問の要旨の中には、総合計画に図書館建設の展望が見られないということがありますが、これは調査不十分だと思います、岩内町総合計画については、前もってご覧いただき、あとでご意見を拝聴するのに都合がよいようにおくばりしておりますが、この中に社会教育の文化センター建設のところに、社会教育の総合的施設として図書館、大集会場を併設した文化センターを建設するとまとめてあるわけです。

蔵書は三万冊を目途に充実し、読書サークルの育成、児童閲覧室の設置と閲覧施設の充実をはかるとしてあります。

ただ、ご質問は独立した図書館というお話しでございますが、それとこの構想は合わないわけです図書館展望が全然基本構想にのってないという云い方は間違いで、ただ独立した図書館を作るという構想がないということは実際であります。

菅原議員

希望高校選択の指導に関連して

昭和四十九年四月七日発行の朝日新聞「声」の欄の投書記事を朗読、町内の実例を説明し、学校のメンツのために進学率を高めなければならないという意識の先行が生徒に対する指導助言の領域を越えさせ、一方的に進学先を押しつける結果となったのではないか、若しそうだとすれば一教師の主観や偏見が個々の伸長を阻む結果となったとすれば、これは憲法第二十六条並びに教育基本法第三条の立法趣旨に照し問題があるのではないかと指摘せざるを得ません。

そこで、生徒の進路指導上の限界が問題となってくると思われますが、理事者はどのように考えているか。

また、学校教育法第二十八条によれば「校長は、所属職員を監督する」とありますが、この問題は学校長の監督責任の範囲内に入るのか入らないのか明確にしていただきたいのでおたずねいたします

また、工専、高校の選択あるいは、高校普通科商業科の選択に当って担任教師の指導は具体的にどのようにおこなわれているか。特に商業科選択について学校当局の指導方針に是正を要するものがないかどうかについて伺います。それとあわせて今後の進路指導全般についていかにあるべきか、所信を承わりたい。

教育長　学習指導要領では、中学校の教育課程は教科、道徳、特別活動の三領域からなっていることはご存じのとおりで、進路指導は特別活動の中に入り、生徒が自分から就職、進学等の将来の進路選択計画をたて教師がそれを援助するという過程であります。具体的には、自分の個性家庭環境などについて理解し、職業上級学級について就職進学についての知識、将来生活における適用についての理解、以上のことがらについて指導するようになっております。こういうことが私から云えば限界でないかと考えるわけです。

それから学校長の監督権の問題ですが、これはご指摘のとおり学校教育法第二十八条に、その他学習指導要領、或は管理規則にのっておりまして前に述べましたように指導の目的が適正に行われるよう所属職員を指揮監督する責任があると思います。

つぎに進学校の選択指導ですが昭和四十七年から学区改正により北後志学区の中で岩宇地区は高校が少なく進学率の向上もあって、狭き門の状態であります。従って学区外の高校、全日制、普通科、進学が受入れられる範囲内五校ということで全道一区である私立高校、公立高校、全日制実業コース進学希望者以外は、岩内高校に進学するということです。そこで中学校における進路指導の基本的な考え方に立って指導し、どの高校を選択するかについても生徒の希望をあくまで尊重し、第一希望から第三希望までについて話し合いの上選択するようにしております進路指導全般にわたり、いかにあるべきかの所見についてでありますが、これは学校教育法の第三章中学校の第三十六条に三つの目的をあげております。その二つ目に社会教育に必要な職業についての基礎的な知識と技能、運動を重じる態度及び個性に応じて、将来の進路を選択する能力を養うことととあり、この目標達成につとめるようにしております。この点から進路指導は、中学校教育目標の一つにあげられており、学校教育全体の教育活動を通じて達成されなければならないと思います。

ですから、ご指摘したようなことのないようにつとめてまいりたいと思います。したがって一年から計画的に進路指導を実践しておりますし、これからも続けたいと思います。

一般質問

菅原議員

学校教育における「普工商農」の差別に関連して

いまの日本には幕政時代の「士農工商」のような身分制度こそ存在してませんが、学校教育には「普工商農」の差別があるといわれております。そしてこのために本来の教育がゆがめられていることも、識者の指摘するところです。

そこで、学校教育における「普工商農」の現状を理事者はどう考るか所見を伺います。

また、現状のような風潮を放置すれば、地域社会の商業教育は不毛地化する恐れがあると思いますが、商業教育に対する偏見を是正し正しい理解を得させるためにはどのような方策があるか所信を承わりたい。

教育長　前期中等教育を目指して中学校までが義務制となり、後期中等教育は、高等、普通教育及び専門教育をほどこすことを目的とし、新制高等学校が行うこととなり、現在では、産業社会の変化職業の性格の変化などから高校進学率が急上昇し、高校も準義務教育視されるようになりました。

したがって、高校の間口増、新設と教育内容についても検討が行われているようです。こうした状況の中で、個性、能力に応じて教育の場を考えるのは当然であり、希望に対応して多様な教育課程、いわゆる単に普通科のみならず、実業科コースの設定、充実が必要になって来る現状であります。

また、高等教育を目的とする大学への進学率も上昇し、学歴偏重といわれながらも更に進学率も上昇する傾向にあるようです。

このために、実業科コースよりも普通科を選択する生徒が増加し実業科を普通科に転換しているところも現実にあります。これら両者の調和ある施策が望まれるわけですが、なかなか全国にも面倒な問題のようです。

しかし、私は基本的には、普通科がよくて商業あるいは工業など実業科が悪いとは考えておりません、私も商業専修学校でありますが決して普通科の生徒よりも自分を駄目なんだとは考えてはおりません。これで同等であるという考えでおります、したがって学校の種別によって差別をされると、あるいは差別しているということはないと思います。そのような考えをもつ方があることはよいことではありませんし、全身をもって自分の適正に合う実業学校を修得すべきだというように私は考えます

学校側の提出する内申書の問題について

内申書のねらいは、ただ一回のペーパーテストによって子供の学力を評価するその危険性と不合理を排除し、中学校における学習成績を重視することで学力テスト一辺倒による受験の過熱化を防止し中学校教育を正常化することにあります。

そこで、高校選抜学力テストよりも、内申書の方が大きな比重を占めており、この内申書が長い間中学生とその父兄を蝕んできた病源といわれているが、町教委としてこの問題をどう考えるか、また対応療法を考えているか。

現行の内申書の矛盾についてどう考えるか。

関係機関に改革の要望意見を提出する用意があるか。

中学校間の格差はないものとする建前にたって、どの中学校の内申書も同じに扱われているが、現実の格差は無視できないと思う、この格差のため地元中学校出身者が高校を受験する場合、他校出身者に比べて不利益を受けるという問題が起り得るが、現在格差問題は解消されているのかどうか、以上について所見を承わりたい。

教育長　内申書の件については相当学者の中でもいろいろ意見があるようであり、昨日の北海道新聞にも内申書の問題について大きな見出しで論じられておりました学校間の格差のある実情というものはこれはあると思います。

内申書のうち教科評定については、実際の問題、中学校の現況では相対評価と絶対評価を加味して点数をつけております。しかし、内申に当っては相対評価によって行われます。相対評価は大数の法則にのっており評価される対象が少数では、その信頼性がうすれることになり、これを形成的にそのまま適用すれば矛盾が生じ、結果的に学校格差となることがあります。したがって、長期にわたる平常学習の観察あるいは、標準学力検査、智能検査の結果そういうようなこと総合して、その一発勝負のものと、内申書のものと、五分五分に採用することが望ましいのではないかと考えます。

岩内高校ではそのように行っています。なお、中学校と高校側とでは、定期的に協議していまの問題をいろいろ検討しているわけです。

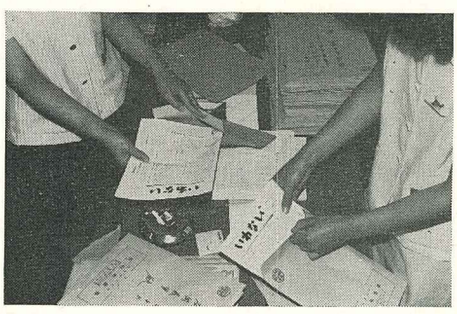
活発な質疑
予算特別委員会

予算特別委員会では、各議案の審査の中で活発な質疑が行なわれましたので、そのあらましをお知らせいたします。

岩崎委員
季節移動労働者共済掛金について

これは七百人からの出稼ぎの実態をつかむのにご苦労だと思いますが早急に実態をつかんで季節移動労働者の共済金の趣旨を皆さんに早く知らせて岩内の出稼ぎ労働者がこの制度に加入してもらうよう努力していただきたい。

福祉課長　六月一日から末までかけて民生委員に労働者の実態調査をしていただき、その結果を職業安定所の資料と照らしながらできるだけ正確に把握したいと考えております。共済制度のPRについては七月一日付の広報に登載し七月初旬に出稼者向けの「ふるさとだより」を出すよう準備中です。



又家族集会の際にも、そのようなことをPRしたいと考えております。

独居老人の付添いについて

岩崎委員　独居老人が入院し医師に、付添いが必要であると言われた場合どうなりますか。

付添い料が支庁からの支払が三カ月ほど遅れると聞いてますが町の方で一時立替えができないか。

付添い料二千百円位ですが増額の検討をしてほしいと思うがどうか。

福祉課長　現在町では独居老人の付添いということで二人の方を確保しております。若し病人が多くなったような場合は、別な角度から選定しなければならず確保が面倒になりますが今のところ該当者が出た場合には町の方に申し出て下されば、すぐ対応できる体制にあります。

付添い料支払いが遅れている問題ですが町が派遣している独居老人の看護料は一週間単位の支払いです。ですから質問は町の方から支出している看護料のことでないと思います。生活保護世帯で病院が付添い人を頼んだ場合の看護料だと思います。この場合は看護した本人が請求するのが建前ですが手続きそのものは、病院の方でやってもらっているのが実情のようです。又看護料は一月分をまとめて請求する方法をとっておりますが途中で看護が終った様な場合でも一ヵ月看護した人と同じようになるので手続きの過程で遅れるのでないかと思います。



大体、生活保護法の場合請求してから二週間から二十日前後で支払われているのが通常です。

町　長　この件については実態をよく調べさせます。そしてお話のようなことがあれば愛情金庫を利用しながら調査しつつ実態にそうようにいたします。

福祉課長　付添い料の問題ですが在宅療養の方もありますが、これは午前七時～午後六時まで一日二千円の看護料でお願いしております。一般の方が入院したときは、大体二千五百円～三千円の相場となっております。今後料金関係で変化があればその相場も見合わせながら上げたいと考えております

木森委員
港湾のしゅんせつについて

重機の借上料それと港湾しゅんせつ工事ですが私は上架場の手直しをするのではないかと思いますが、そのとおりですか。やるとすれば何処をやるのですか。それに関連して上架場の供用開始ということは、今の水位状態からいつになるのか、お聞きします。

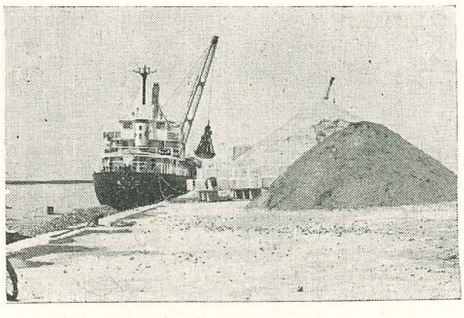
建設課長　重機の借上は、港湾の一番東側で、まず砂揚げ場を今年の秋頃までにある程度使用出来るように、来年の春から具体的に船揚げ場として供用が開始できるようにということを前提にして整備するというもので町有のブルドーザーでは埋りますので湿地ブルドーザーを必要とするものです。

しゅんせつ関係は今のイカ時期に二百六十隻位の外来船が入港しますのでその利用に支障のないようにということで岸壁の際を掘下げるものです。

小野委員
対岸貿易調査も併せて

北海道の開発、発展というものは、政府が進めているところのシベリア開発これが大きな問題になると思います。

結局これからは日本海が一番繁栄するんだということをよく言われますが北海道はシベリアの木材とか油の基地、又水産資源など特に岩内の水産加工も転機に来ているという感じを受けるのであります。このような時に、これからは岩内の港に直接入れる方法を考えなければならず、岩内に輸出入系協同組合でも出来てソ連と直接取引きが出来るような時代が来ると思うのであります。シベリアの石炭、木材等、木材などは堀株川とか野束川を利用して貯木場を設け岩内の木工団地等岩内の町づくりに関連してくると思います。そこでこういうような調査とか研究というものを町はおやりになる考えはないか。お伺いします。



町　長　対岸貿易の問題になりますが、この問題は何年前になりますか、本会議で出たことがあり小樽、留萌港の利用度を調べたことがありますが、その時は出るもの、入るものの材料の関係が岩内の港では成り立たない結論が出ており、そういう意味の答弁をしたことがあります。しかし時代も変わりフエリーの関係だけを考えても物資についてはある程度調査してありますし、対岸と取引きする可能性のあるものもあるわけで、フエリーの調査と併せて対岸貿易との関連も物資の出入りに重点をおいて調査しようと思います。そのため経費が必要であれば補正予算で追加するという考えです。

城崎委員
駐車場問題について

交通安全対策に関連してお聞きいたしますが、車の駐車場に困っている各町内会、団体において何らかの方法で車の駐車する場所を検討し対策を立てた際には町として協力して貰えるかどうかお聞きします。

町　長　対策の内容にもよりま

第2回臨時会

昭和49年5月17日午後1時30分から第2回臨時会が招集され、会期を1日と決定し審議に入りました。
まず町長から統合校舎の建築関係についての町政報告が行われ（別記のとおり）引きつづき、各議案について提案理由の説明を受けた後、質疑、討論、採決が行われ、同日午後6時12分閉会されました。

議案第1号　昭和49年度岩内町一般会計補正予算（第2号）……原案可決

今回の補正予算は、4月21日の風水害に伴う災害復旧費の追加を必要とする予算について補正するものです。

議案第2号　昭和49年度岩内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）……原案可決

昭和48年度岩内町国民健康保険特別会計の決算については、1,550万円の歳入の不足が見込まれますので、これを繰上げて充用して補てんするため予算を補正するものです。

議案第3号　昭和49年度岩内町温泉事業特別会計補正予算（第1号）……原案可決

今回の補正予算は、4月21日の風水害に伴う災害復旧費の追加を必要とする予算について補正するものです。

議案第4号　岩内町税条例の一部を改正する条例について……原案可決

地方税法の一部改正に伴いまして、個人町民税の所得控除額の引き上げ、法人町民税の法人税割の税率の引き上げ固定資産税の小規模住宅用地に対する減税措置、その他所要事項について改正するものです。

議案第5号　岩内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……原案可決

地方税法の一部改正に伴いまして、国民健康保険税の課税限度額の改正と減額対象世帯の範囲の拡大、その他所要事項について改正するものです。

議案第6号　岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……原案可決

昭和49年4月27日に在職する国家公務員に、期末手当が支給されることになりましたので、町費職員等についてもこれに準じて支給するものです。

報告第1号　専決処分した事件の承認について…承　認

昭和48年度の起債のうち、公営住宅建設事業に充当する起債が増額になるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて、昭和48年度岩内町一般会計補正予算を専決したので、報告し承認を求めるものです。

報告第2号　専決処分した事件の承認について…承　認

岩内町名誉町民佐藤爾十郎氏のご逝去に伴う町葬費の予算措置が必要となったので、地方自治法第119条第1項の規定に基づいて、昭和49年度岩内町一般会計補正予算を専決処分したので、報告し承認を求めるものです。

町政報告

統合校舎の補助どのように決るか
〝補助査定に六とおり〟

町長　統合校舎の建築の関係について概略説明いたします。工事費は建物だけで今の段階では西小学校が約十億円、中央小学校は十二億円、中央小学校が少し金額が多いのは屋内運動場の広さが西小学校と違って広く建てるというところに大きな要因があります。東小学校の屋体は横幅が若干狭いというご意見も出ておりますので東小学校の屋体よりは少し広くなります。中央小学校のほうは現在の東小学校の屋体の約二倍の広さをとるつもりであります。ここは少くとも千五百人は収容でき、会合がある場合には千五百人までは入って使えるということにするためにそういう大きさを考えたわけであります。今、スポーツセンターとか文化センターを建てろと、大集会所を建てろと言われてもここ三年や五年の問題にはならないと思いますので大きな会合をするためにはそれ相応の場所を一つだけはどうしても持っていなければ岩内町に大きな会合が来ないというようになりますので中央小学校の屋体を現在の東小学校の約二倍の広さにするという関係で建物だけが十二億円というものが出てくるわけであります。建物の工事費はそういう状況でございます。

それから付帯工事については約三億でございます。これは主に元の第一中学校の跡に建てるには焼けた屋体の始末だけが残りますが西小学校がああいう状況の場所に決まったことに付随した金がかなりの率を占めている状況でグランドの整地とか移転補償とか相生橋に歩道をつけるということや、その他いろいろな環境整備があるわけでございます。それが四億。したがって今の段階では西小学校十億、中央小学校十二億、付帯工事三億、合計二十五億という計算をしております。

参考までに申し上げますが校舎の場合の補助単価は現在一平方メートル六万七千円なんです。ところが建築単価は十一万千円でございます。それから屋体の場合は補助単価が五万五千円で建築単価が十六万四千円と、こういうところに一般財源が大きく加えられる要因があるわけです。そのほか補助の対象となる面積も実際に建てる面積と補助の対象になる面積とは違います。建てるもの全部の面積が補助の対象になるのではなくて、補助の基準面積というものがあってその基準の範囲内しか補助の対象にならないと。補助の対象にならない建物を建てなければならないところに自己負担が増えるという事情もあるわけでございます。

そこで財源としては国庫補助が約三億五千万円、起債が約三億五千万円、計七億。したがって一般財源が十八億。三年間に十八億の一般財源を工面しなければならないという結果になるわけであります。ご承知のとおり町税は一年間三億でございます。一年間の岩内町の人件費は四億でございます。こういう状況の中で一般財源を三年間で十八億用意しなければならないという困難な問題があるわけでございます。

それから現在どうなっているのかという現状について申し上げますが、これは補助金をもらうには六通りあるんです。あまり細かに言うと専門的になってわかりにくいから大ざっぱに申し上げますが㋑、一つは統合校舎の補助金と危険校舎の補助金と不足面積というのがあります。不足面積というのは、この学校はここまでなければならないものを現在はここまでしかないと、まだこれだけ建てなければならないという不足面積というのがあります。その統合の補助金と危険校舎の改築の補助金と不足面積の解消の補助金とを一般財源と組み合せる方法が一つ。

㋺、それから同じ危険校舎の補助金を入れるにしても現在の中央小学校は四十五㌫しか老朽でないのです。これを工事にかかる前にもう一回検査をやり直すようにしてもらって四十五㌫しかないものを八十㌫なら八十㌫危険だという老朽度の検定をもう一回やってもらって同じ危険の補助金をもらうのであっても八十㌫分の金をもらうというような方法が第二点でございます。



㋩、それから老朽校舎の補助金は四十五㌫でやむを得ないけれどもその他の建てるものは全部統合の建物として認めてもらうという方法があります。

㋥、それから危険校舎を八十㌫危険校舎だとみなして、そのほかは全部統合の補助金の対象にしてもらうという方法もあります。

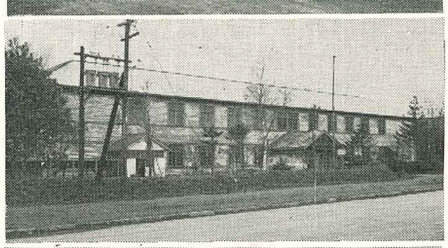
㋭、それから危険とかそういうことは一切言わないで、三校全部統合だと、無条件で統合の補助金をみてもらうと、これを先般東京でもいろいろやりましたが文部省で考えるのは西校と島野とを統合して一つ建てるんだと、西校と高台とを統合して一つ建てるんだという解釈です。我々が言っているように三校込みにして二つ建てるんだという解釈は立たないわけです。したがって今申し上げたようにそういうことを一切抜きにして全部統合してもらうと、無理なことはわかりますが、しかしこの問題はまだ私のほうではあきらめておりません。

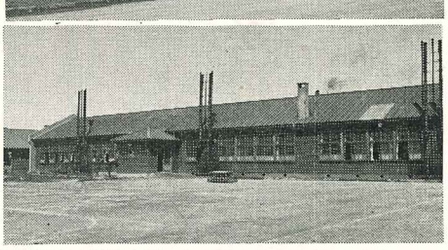
㋬、もう一つの問題は、今建てる中央小学校に統合される高台小学校というのは場所を変えるのだから、今の場所に建てるのではないのだから全く何もないものを新しく建てるという解釈に立って高台小学校というのは保有面積はゼロだと、保有面積をゼロとして西校の分は全部統合で、全体として二分の一補助の手続きをしてもらいたいと。この書類を作って今話を進めている段階でございます。

そういうような状況で現在最後に申し上げた方法でやってもらうように、道教委の段階ではそこまで考えましようということで話が進んでいて最終的に今申し上げた六つのどれになるかということはまだ決まりません。どれになるかということによって補助金が何千万と動くわけであります。

最後に補助金の内定の問題であります。







これは今共和でやっているとか泊でやっているような継続のものは今月中に補助金が全部決まってしまうのです。それから新規事業で特別に問題がないというものは第一次、第二次、第三次に分けられるけれども六月下旬までに補助金の内示があると。岩内の場合は特殊ですから、これはおそらく全道の最後になるはずですから七月中に話が決まれば大成功で場合によっては八月に入る恐れもあるという状況で簡単な問題ではありません。道段階では道の教育長も直接所管の管理部長も学校管理課長もそれぞれ何回もお会いしてさきほど申し上げたような方法でやっていただくようにお願いして文部省に持っていく用意をしておりまして文部省との交渉も始まっていると、その段階でどうしてもこの方法しか話がつかないんだということになる前に私のほうに連絡してくださいと、私のほうでそれしかやむを得ないと判断するか、政治的に動いていくか私のほうで判断しますと、その約束もついています。

以上、概略でございますがご報告申し上げます。

すけれども、ひとつは児童公園を駐車場に使い下を駐車場に上を子供の遊び場にというような施設をするなら町でもって、いくら補助を出させるかというようような場合とか、五軒なり八軒の方が共同して札幌のススキノのように建物を建てて、不用建物を全部取り去り駐車場を作るとか、いろいろな型や考え方があると思いますが、方法内容によっては協力を惜しみません。

真井委員　全修寺の階段をつぶし車道をつくりそのかわり人の歩くところを設けて境内に駐車場を設けるようお願いをする方法と、森嶋商店の横、佐久間の坂の階段を車が通れるようにしてはどうか。あの上の道路には或る程度駐車できるように思いますがお考えをお聞きします。



町　長　全修寺の境内の問題につきましては、お寺にそういう形にして使わせていただけるかどうか当ってみます。駐車場にして下さるということであれば、もう一度考えます。佐久間の坂は状況を調べさせて設計させてどの位の経費がかかるか計算をしてみて余り大きな金額にならず、又面倒なことにならなければ方法を考えます

廃船の処理について

斎藤委員　漁業協同組合関係の人

が集まりまして廃船処理ということで話し合いがなされたと聞いてますが、その内容と廃船に対し町の今後のお考えをお聞きします。

建設課長　漁業協同組合で産業廃棄物処理に対する協議会がありまして関係者が集まり、この廃船処理問題につき一時間半以上にわたり対策意見の交換がなされました現状では本来本人が処理するということが原則ですが現実の問題としては港内の廃船が二十五隻、大浜方面に三十五隻、合計六十隻の廃船があります。そのうちで所有者の判るものは僅かでこの処理について、どうしたら良いか非常に面倒な問題になっております。その方法として考えられることは、陸上処理では解体し乗てる。或は焼却炉で焼く、海上処理では法の規制があり沖合い水深千五百尋以上のところで浮かばないようにして沈めるなどの方法があります。これらは、どれを取り上げても直ちに出来ることでなく、はっきりした目途がつかないという状態になっております。

町　長　この問題は産業委員会でも出まして廃船処理工場のある所を調査し現地を見て対策を立てたいと申し上げておりましたがゴミ焼却炉のように億単位の金がかかるのであればとても出来ませんし、ちょっと、今のところ処理方法がつかないというのが実情であります。しかし焼却炉など機会があれば調査しどの位で出来るものか、どういうものか、対策を講じたいと思っております。

女子工員の募集について

斎藤委員　住友が国富に工場を造り各地から従業員を募集していると聞いております。当町のいろいろの職場からも二人三人と若い女子が引き抜かれて行くような態勢にあります。会社の責任者の話しによりますと、退職して次の職場に行く場合、仕度金が出るということを聞いていますが、住友に行く場合はこれがすぐ出て、普通退職した場合は仕度金が一ヵ月たっても出ないという格好で扱いが不公平だと思いますし、職安が大企業べったりの型でどしどし人を引き抜いていくのであれば当町の地場産業発展にも影響するという声が出ておりますので実情はどうなのかお聞きします。

福祉課長　就職仕度金は失業した後、新しく就職した場合に賃金が当らないので就職した一ヵ月間程度の仮の手当を出すということともう一つは安全的な就職を求めるために、それを奨励するという意味を込めて設けられた制度であり就職仕度金の請求は本人からなされることになっております。この支払事務は請求して二週間以内に支払いになっているのが実情のようです。ただ住友の場合を仮定してみますと、たまたま会社側がそのことに意欲的に恐らく従業員に対して手助けをしてあげたものと思います。仮に岩内町の業者がそういった方を雇用した場合に職業安定の立場から手続きを早くし、仕度金が早く貰えるように私共もそういう面のお手伝いをしながら町にとどまっている就業者に対する歯止めにしたいと考えております。

給食費の中の管理費を町費負担に出来ないか

斎藤委員　当町の給食費も話しによりますと三十粁ないし四十粁値上げされて実施されているとのことですが、各地の実情を調べてみますと給食費そのものは百粁子供の腹に入っている訳でなく一部は管理費として使われている訳です。この物価高で給食費が値上がりしている現状で管理費を自治体持ちとか、値上り分を町が半分負担するとかという措置をとっているところもありますので当町においてもこの管理費分だけを町が負担する考えはありませんか。又、ハム、ソーセージに使われているAF_2（防腐剤）について教育委員会としてどのように調査し実態はどうなっているかをお聞きします。

教育委員会次長　給食費の中の管理費を町費負担にする点につきましては現段階では負担する考えはもっておりません。AF_2の関係ですが今月二十二日各小中学校長に対し通達を出しAF_2の使用されている表示のあるものについては、又、豆腐や油揚げ等については業者にその使用の有無を確認し使用しないよう注意しておりま す。又、保健所におきましても製造業者に対してはAF_2の使用をしないようにと指導をされているようであります。

教育長　給食費の管理費と想定されるものとしては燃料費が主でありまして、あと洗剤とか雑費がありますが大体一食当り一円九十銭位になり、一ヵ月三十八円、年間にして全町で百六十万円ほどかかります。これは法的には食べる側が負担し、施設費、人件費等は設置者が負担とする原則がありま す。管内的にはこの管理費に当るものを町村費で負担しているところもあります。町教育委員会としましては、学校の施設設備等にも相当かかりますしやはり法的に食べる側が負担することになっているのですから、もうしばらく辛抱していただいて現段階では負担する考えはないということでありまして、将来的な問題につきましては今これはどうこうとお話し出来ないと思いますのでご了承願いたいと思います。



青山委員　今年の学校給食費の値上げ幅は例年であれば小学校は二十粁程度、中学校で二十粁弱ですが今年は小学校で四十粁中学校で四十二粁となっています。そのような中で金額を決める場合にも非常に多くの意見が出ており、これ以上はもう上げられないということで教育委員会と話し合いして全戸にビラを配った訳です。今年は年内に給食費の値上げしませんと言いながらも、今の物価の上昇を考えますと大変心配されるものがあり、各学校で給食費の進行状況を計算しております。学校側では遠足とか運動会などの特別食五日間分も廃止して給食費の値上りに対処している訳です。しかし、これが出来なくなりますと給食費がなくなったから子供達に弁当を持って通学せよという日が何日かやらなければならないという現況です。この様な場合に管理費、特に燃料費を何日か見て貰えば今年は急場をしのげるのでないかと思います。法的な原則は了解できるがこのような給食費の苦境に立った場合せめて燃料費位町が見てくれてもいいのでないかという声が非常に大きくなっているのです。教育長答弁の中で将来にということはなんとなく遠いものに感じられるのであります。果してそれまでもてるかどうか、その場合連Pとしてはこぞって教育委員会に管理費の補助で乗切ろうというような気持ちが濃厚になっているということです。授業に食い込む現状において給食費を増額するか補助でまかなうか、という状況の中で、全然町は考えてくれないのかという声が自然におきてくると思います。ですからあまりつれない返事をしないでせめて現段階においてということでとどめておいてもらえば非常によいと思います。教育長のお考えをお聞きします。

教育長　最初に現段階ではという言葉を申し上げたはずであります。今後についてはその立てまえをはっきり申し上げたものです。これは給食費といえども生活費であります。従って給食費の納入出来ない方々には生活保護法で、又は準要保護者でみているわけです。そういう関係から原則としては、やはり自分の食べるものは出すべきだという考えでいくことがよろしいのだということで申し上げたわけであとの問題については、町側ともよく協議しなければならない問題ですので現段階ではと申し上げたわけです。



統合校舎の補助内定
統合で二校同時着工
～社文委に報告～

統合校舎の建設については、その補助率の適用方法が六通りもあり種々難行を重ねておりましたが北海道教育委員会、後志地方教育局の格別のご高配をいただき、西小学校と島野小学校を統合して、西小学校。西小学校と高台小学校を統合して、中央小学校を、いずれも一番補助率のよい全部統合（町長が町政報告で説明している㉖の方法）で建設を進めることに決定して貰うことに北海道教育委員会の了解が得られました。

意見書案第一号
教職員住宅に係る住居手当の支給に関する意見書

公立学校共済組合融資の教職員住宅入居者は、住宅手当の支給対象外となっておりますが、教職員住宅家賃も年々高額になり、このため他の住宅に入居し住宅手当の支給を受けているものとの家賃差が出来、不均衡を生じている現状であります。

つきまして、公立学校共済組合融資住宅についても関係法令改正の上住居手当が支給されるよう要望いたします。

よって地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出いたします。

昭和四十九年六月二十六日

殿

提出先
北海道人事委員会委員長
北海道教育委員会委員長
北海道教育委員会教育長

提案理由
公立学校共済組合融資住宅（教職員住宅）に入居している先生についても住居手当が支給されるよう要望意見書を提出するものです。

この要望意見書は、議員提案によるもので社会文教委員が提案者となっております。

議会だより

昭和49年11月1日発行

第 7 号

発行　岩内町議会

編集　議会運営委員会



審議した議件

議案第1号　昭和49年度岩内町一般会計補正予算（第5号）…原案可決

今回の補正予算は、水害に伴う下水側溝の整備費及び重度心身障害者医療費の不足額その他緊急に追加を必要とする予算について、補正するものです。

議案第2号　岩内町公営住宅管理条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

昭和49年度建設の公営住宅の使用料及び敷金の額を定めるものです。

第1種簡易耐火構造住宅
　3DK　　17,100円
第2種簡易耐火構造住宅
　3DK　　13,900円
　2DK　　12,100円
敷金は家賃の各々2ヵ月分です。

議案第3号　岩内町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例設定について…原案可決

昭和49年度において、相生地区に建設の集会所を設置し、島野地区集会所の位置を変更するものです。

議案第4号　後志教育研修センター組合の規約設定について……原案可決

後志管内20ヵ市町村が共同で、教職員並びに社会教育指導者の研修及び研究に関する事業を処理し、後志地方の教育の充実発展を図るため、一部事務組合を設立しょうとするものです。

議案第5号　岩内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……原案同意

岩内町教育委員会委員若林彦治氏は、昭和49年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏を再任いたしたく議会の同意を得ようとするものです。

議案第6号　岩内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……原案同意

岩内町固定資産評価審査委員畑沢正雄氏は昭和49年10月8日をもって任期満了となりますので、同氏を再任いたしたく議会の同意を得ようとするものです。

認定第1号　昭和48年度岩内町水道事業会計決算認定について……原案認定

昭和48年度岩内町水道事業会計決算を地方公営企業法第30条第4項の規定により認定に付するものです。

—写真説明—

「デゴイチ」の愛称で私達に親しまれているD51形が登場したのは昭和10年です。D50の改良形で大変性能がよいので各方面で歓迎され、時代と共に貨物輸送が多くなったので1,115両も製造された機関車です。ですから機関車の発展史上の位置、最大の量産両数、普及して活動した功績など総合してD51こそわが国のSLを代表する形式に選ばれております。

＜運動公園に保存される日本の代表的D51型蒸気機関車＞　撮影　宮川信一

地域住民の愛護をまつ運上屋川

―住民と町の協力態勢で―



昭和49年第3回定例会は、9月17日午後1時30分招集され、会期を9月28日迄と決定したのち、町長から提出議案の説明を受け、9月29日まで6日間議案調査のため休会に入りました。

再開明けの24日は、あらかじめ通告のあった一般質問が行われ、引続き議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、議案の審査を行い、9月27日会期を1日残して閉会しました。

第3回定例会

一般質問

革新クラブ代表

昭和四十九年度産米の全量買上げを望む

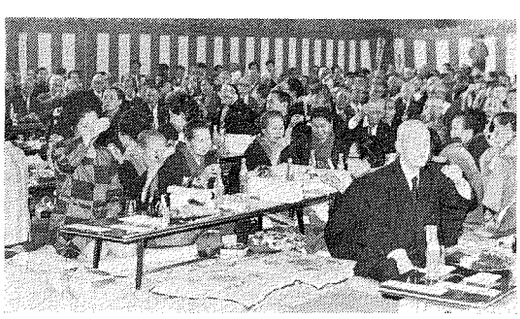
斎藤議員　町農業委員会の作況調査によると今年の作付面積一四九ヘクタール生産量を俵数にして一〇、四六三俵、農家飯米を三、〇〇〇俵と見て国の買上げ数量六、九九五俵、差し引き余剰米四六八俵となります昭和四十六年度から産米調整、そして休耕田、今度は米不足になり米作の積極的な指導をしており、猫の目のように農政が変わっていますが、せっかく作ったおいしい岩内米を全量政府が買上げてくれないということはあまりにも無責任であり、いきどおりを感じます米作農家は産米全部を政府が買上げしてくれてこそ収支のバランスがとれるのであり農家の重大問題であります。産米の全量買上げ措置を講ぜられるよう町として国に要望すべきであると考えますが、この対策につき町長のお考えをお伺いいたします。

町　長　予約限度超過米、余り米とも言いますが、この問題につきましては毎年四月頃に予約限度数量の申込みをして八月以降に出荷限度数量の配分が確定し指示されます。その後、実収高が大体明らかになった時機に調整が行われます。この余り米の処理については今年、北海道で見込まれる余り米は七万トン～十万トンといわれ、これを全部政府が買上げることについて関係方面に対し私共も運動をいろいろしておりますし、道の農務部長、副知事も上京運動しており、道議会の農務委員会でも陳情し、全道の市長会、町村会としても運動をし、更に北農中央会も運動しているような状態です見通しとしては今年の全国の作柄指数は八月十五日現在で全国が一〇二、北海道が一一三というのが実態です。九月十五日現在の第二回の作況発表時では今申し上げた指数を多少下回るのではないかというのが食糧庁の見解です。そこでその府県の下回る分を北海道に回すことは可能でありますから今のところ公表はできませんが食糧庁の見解としては北海道の余り米は全部政府買上げが可能だということで、おそらく実現されるという見通しに立っております。

出稼者の共済制度について

斎藤議員　道では北海道季節移動労働者福祉協会を設け、民間の保険会社と契約して労働者の傷害保険を実施しているが、これによりますと一ヵ月以上町外で働く出稼者が対象になりますが、同一条件と環境の中で働く町内での稼働者が対象となりません。このように地方に出る者のみを優遇するこの制度は働く者は町外に出なさいと奨励するようなものであり、また反面、道は過疎を促進しているのではないかと考えられます。どのような理由なのか町長のお考えをお尋ねします。

町　長　この問題については今年の七月から国、道、市町村と業者とその他の団体によって北海道季節移動労務者福祉協会が設けられ、共済制度の実施要領ができているわけです。現在、季節労働者は道内で約二十二万人に及んでおり、このうち居住地を離れて出稼ぎする労務者が約七万人と推計されております。これらの人々の実態を見ると就労期間中に災害、疾病、賃金不払い、行方不明というような社会問題がしばしば取り上げられ、これに対応するためにより広範な福祉対策を推進するためにこの協会が生まれたものであります。この福祉協会の仕事は季節移動労務者の就労、福祉に関する情報の提供、調査、研究という問題が一つ。福祉センターの運営管理や季節移動労働者及び家族に対する各種の援護活動の事業を行うこと。もう一つは肝心の季節移動労働者の共済制度の運営であります。労働者が居住地を離れて出稼ぎをするのに対し常に故郷との結びつきと安定した就労が確保されるような細かな対策として全道的に設けられたものであります。ご指摘のありましたこの制度の問題点となる町内就労者に対しても対象としてほしいというのは我々も同感であります。また一ヵ月未満の出稼ぎに対しても対象にしてほしいというのが我々も申し出ている点であります。更に町内稼働者の場合は漁業に従事している方も当然検討しなければなりません大変面倒な問題であります。要は季節移動労働者が家族を残し町外で就労する二重生活をすることなど考え合せて援護対策として設けられた制度です。もう一つは町外に就労する機会に家族と一諸に転出してしまうことをこのような対策によって防止するということで考えようによっては過疎を促進しているとも見られますが、逆に過疎に歯止めをしているという見方もできないわけではありませんいずれにしましてもこの問題は岩内町だけで処理することは極めて困難なことでありますのでそれぞれ関係機関に要請をして労務者の福祉増進をはかることに努めたいと考えます。



敬老会の年令引下げを望む

斎藤議員　今年の敬老会が東小体育館で七十七歳以上のお年寄り四百六十余人を招待して開かれ、心づくしのお膳を囲み、数々の余興で大喜びでお年寄りの評判も大変よく、また来年を楽しみにしております。そこでこの暖かい思いやりを七十五歳または七十歳から対象にできないものでしょうか。他町村の実情はどうなっておりますか、お尋ねいたします。

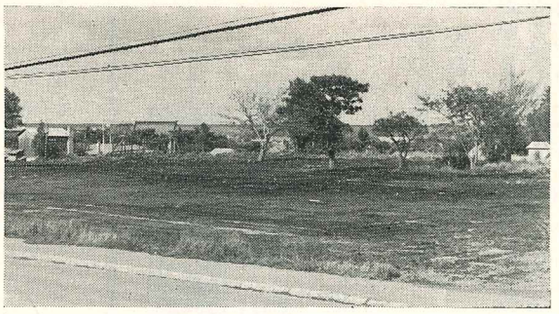
町　長　ご承知のように岩内では数え年七十七歳になった方ということで今年は四百六十一人でございます。人口動態を見ますと七十七歳に達する方が一年間に約九十人づつ増えて、それが七十八歳になると大体三十人が死亡して六十人が残るというくり返しが実態です。そこで敬老会にご招待する方の年令ですが、後志管内だけ調べてみますと数え年七十歳以上としているのが余市、積丹、仁木ニセコ、真狩。満七十歳以上としているのが倶知安、留寿都、蘭越数え年七十五歳以上が共和、泊、神恵内、喜茂別、京極、寿都。満七十五歳以上としているのが島牧というのが実態です。老人の祝いは六十一歳の還暦の祝い、七十歳の古希の祝い、七十七歳の喜寿の祝い、八十八歳の米寿の祝い、九十九歳の白寿の祝いとお祝いの年令があり、岩内の場合はそのうちから七十七歳の喜寿の祝いをとったということです。ただ数え年七十七歳としてますからその年の一月一日に満七十五歳になった方は祝いにあてはまるわけです。敬老会の年令の引下げは自分はまだ年をとっていないという意識の人も多く老人扱いされては困るという人も多いと思います。しかし老人福祉の一環としての敬老会問題で

すし、一般的に見て年令引下げも福祉向上のために必要なことで、今年から敬老祝い金も出しておりますし、いろいろな問題がからみますのでこれらを含めて来年度の予算編成の段階で前向きに検討し結論を出したいという考えです。

旧東小学校の跡地整備を望む

斎藤議員　町長は旧東小学校跡地には将来、市民、文化会館を建てたいという考えをお持ちであると聞いてますが、現在二校建設中の町としては財政多端の折からその実現はかなり時間がかかると思います。町としての跡地利用計画があればその内容についてお伺いいたします。また現在のままでは美化の点からも好ましくないので整地の上緑化し、特に東校は母校でありますので思い出のある樹木なども残し町民の憩の場として利用する考えはないかお尋ねします

町　長　旧東小跡地の利用問題は町有地の利用を含めて町内各会の代表の方々にお集りをいただき二回にわたってご意見をいただいております。それによりますと東小跡地利用についてはいろいろ意見が出ましたが、集約して総合



スポーツセンター、博物館を併設した公民館、市民会館、大規模スポーツセンター、大集会所等を建てろとの意見であり、大体のところ意見が一致している状態です。町としても町政執行方針で近い将来実現を期している主な懸案事項の中に文化センターがあり、どの程度近く建設されるか、かなり問題です。しかし各会のご意見を総合的に考えた施設という意味で、その候補地として地理的に最も適当な場所が東小跡地でないかという考え方ですので、その見通しのもとに置かれている場所として考えております。跡地整理につきましては今かなり荒れておりますが裁判所に旧校舎を一部貸しておりましたのが取りこわしになり基礎コンクリートのような障害物を直営で取除き子供達がけがをしないで遊べるような状態にしておきたいと考えます。お話にありました木で残っているものについては大事に扱うような方法を考えたいと思っています。

公新議員クラブ所属
少年とまむしの事件に関連して

菅原議員　この事件は結論から言えば関係者の敏速、適切な処置によって幸いにも少年の生命が守られ、逃げたまむしも首尾よく退治されけりがついたわけですが、この事件はいろいろな意味で我々の教訓となったと思います。そこで少年の一命を救ったのは血清であると聞いてますが、有事に備えての血清確保の状況はどうなっているか、あわせて関係方面との連係はどうなっているか。また毒へびを愛玩用として飼育することは生物観察の学習領域を越えておりこの辺に対する一般家庭の親、学校側として児童に対する指導はいかにあるべきか、理事者の見解と今後の指導方針を伺います。

町　長　血清は一年有効なものと五年有効なものがあり両方とも石倉病院と協会病院に保管してあります。これは医師会の方から各病院に全部連絡ついてあります。岩内はまむしぐらいで参るような町ではありません。



教育長　まむし事件については新聞紙上でご承知のことと思いますが最近、子供の中で昆虫やへびなどの小動物をペットとして飼っておりテレビでもそういうことを見ますからこういうことが起こったのではないかと思います。この事件の発生後、学校としても児童生徒に注意徹底する必要があるということで朝礼あるいは各担任の先生から子供達に対し注意しております。教育委員会としても文書をもって十分害のないようにしてほしいという通達を出しております。小学校三年の理科で冬眠する動物でへびが出てきますが、毒のあるものないものの分類は教師が指導しているようです。この事件を契機に今後こういう問題が起こらないよう十分指導徹底したいと思います

運上屋川の問題について

菅原議員　運上屋川の美化対策について昭和四十五年に私から町長に質問し、更にその後、昭和四十七年と思いますが北海タイムス紙の記事にもなりましたが、河川全体の状況としては良くなるどころか悪化する一方で浅ましい姿をさらしています。そこで運上屋川に愛の手を差しのべて美しい命のある川にするため恒久対策として町ぐるみ河川愛護運動を推進するいろいろな方法があると思いますが、理事者にこれと取り組む決意があるかどうか所信を伺います。

次に運上屋川の水質汚濁の問題については、この川の最大の汚染源はどこかと言うと現況から見て一日排水量五〇トンを越える日本アスパラ工場であり、更に五〇トン未満の工場が二つ、そのほか水産加工場がこれに次いでおります河川の荒廃公害を防止するには幅広い住民愛護運動の展開と町の公害防止体制の確立が絶対条件で車の車輪のごときものと思います。そこで公害対策審議会条例設定作業は本年中に完了する見通しがあるかないか理事者の所信をぜひ伺いたい。

町　長　運上屋川の問題はいろいろご指摘ございましたが、批判というものは理事者に対するもの、議会に対するものがほとんどであります。しかし地域住民の協力というのが足りず、むしろそれに対する罰則があってもよいという意味のことも出ました。しかしこのようなことはいくらくり返して言ってみてもやはり最後は住民の協力ということがなければ条例を作ったり罰則を作ったり立札を立ててみても解決しないと思います。それだからと言って放っておいてよい問題ではないわけで排水量五〇トン以上の事業所では年間二回有害物質やBODとかSSとかの検査を北海道公害防止研究所の手によって実施しており、基準を超えた排水の場合は行政指導、勧告改善命令が出ており、その始末をした例も現実に町にもあります。排水量五〇トン未満の事業所や家庭排水については、委嘱されている公害監視員四人の方の通報によって行政指導を行なっています。

運上屋川の問題については注目すべきことは九月二十一日の午後一時から高台の自治会が「運上屋川に清流を」という住民運動で川清掃が実施されました。同日、参加した人が約五〇人です。午後四時半までかかって大体百十メートルの間を清掃作業をしたわけで見違えるようにしていただきました。これから毎年一回やりましようと申合せもしておりますが、こういう運動により周囲の人が見てゴミを投げたりするのがだんだん減ってくるであろうと思います。これもやはり住民の協力です。町としてもゴミの収集車、人手、道具を提供し消防からも出て町と一諸になってやったということです。町としてはこのような方向でお願い申し上げていくし、できるだけのことをするという形で進めたいと考えます。

公害対策審議会設置の問題は、今の段階では町独自で公害源の発生などを調査し、どこに工場がありどこに原因があるかを調べましたので今年度中に審議会を発足させることで進めております。



清掃法の改正に伴う「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関連して

菅原議員　町には現在、清掃条例が設けられております。しかしこの条例は法改正によって根拠となる親法がなく、このままでは町が住民に対する正しい行政指導を行う上に支障があるのではないかと思いますが、この点どう考えられるか。あわせて順法は法治国の大原則であり自治体は住民に率先垂範の責務があると考えるが、これでよいのかどうかお尋ねしますまた道内各自治体の現在をながめて町条例の改正は焦眉の急務であり、ただちに作業に取りかかるべきと考えるが、町長はただちにやりますかやりませんか、結論を伺います。

またじん芥処理については岩内地方四ヵ町村の共同処理方式による建設計画を進めるとあり結構ですが法律に定める処理施設の設置に要する費用の補助は現時点において補助率と補助のタイムリミットの有無、ならびに建設計画の進度状況はどうなっていますか、お聞かせいただきたい。

町　長　清掃法が全部改正されて廃棄物の処理及び清掃に関する法律に変わりましたが、岩内町清掃条例は法的根拠をなくしてしまっても効力はないんだということにはならないんです。残されているのはご意見のように町では清掃条例を形式的に改正しなければならない部面が残っているということです。そこで町の清掃条例の一部改正するか、条例をなくして規則だけでも良いような状態ですから規則にするかが残された問題です。その根拠は法律の対象とするものの範囲は清掃法に規定している汚物の提議とは全く変わっていませんが質の点で変わり現在の実態に合せて法の中で一般廃棄物産業廃棄物と明確に提議づけと規定をし、その処理について法律によって明確に義務づけたいという

活発な質疑
予算特別委員会

予算特別委員会では、各議案の審査の中で活発な質疑が行われましたので、その中からつぎの質疑についてお知らせいたします。

準要保護世帯の所得基準について

岩崎委員　準要保護世帯が四人家族で所得計算上いくらぐらいになっているかお聞かせ願います。

教委総務課長　準要保護世帯の基準で言いますと、これは要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯で、この認定に当っては民生委員の方々に助言を求めながら一般的には要保護世帯の一・三倍程度が適当だとされております。ご質問の四人家族の場合では冬期加算金を含め個人別経費が三万六千二百八十円、世帯共通経費が一万二百四十三円、教育扶助費が二千三百三十円で月額五万一千二百九十三円、年額では六十一万五千五百十六円となります。それで先程説明しました一・三倍とした場合月額では六万六千六百

河川埋立地の管理について

木森委員　道路の場合、法の示すとおり町道、国道をとわず財産権は国にあると解釈していますが河川においても一級、二級、一般河川がありますがこれについても財産権は国にあると解釈してよろしいですか。

そこでオモナイ川の埋立て、柴田川の埋立てがなされましたが、公有水面の埋立てについては許可を得た上で将来の用途を考えて計画するわけですが、オモナイ川の埋立てした中央バスの横は中央バスの車の置場所のような状態でありまた柴田川の埋立てしたところは鉄筋、砂などの私有物があり、道路認定をするなどの正式な決定をしないことには取締る方法がないのではないかと考えますが、この点についての考え方を伺いたい。埋立てをするに当って許可を受けているのかどうか、三年間を経ても誰も所有権を主張しなければ国の財産になるという法律解釈もあるようなのでその点についてどのように処置しているのかお伺いします。

建設課長　河川敷地については国の敷地になるということはそのとおりです。

オモナイ川、柴田川の埋立ては年次計画で行っておりまして本来ならばその都度手続きをするのが正しい処理の方法とは思いますが、現在のところある程度の延長を見て行うということでその手続きを進めるために測量に入っている段階です。手続きは早急に終了するようにしたいと考えております。

埋立敷地内の私有物は管理上適当でありませんので実態を見まして杭打ち測量をしながら撤去方も要請しております。

管理責任については町にあります

水産加工団地造成地区の問題について

菅原議員　総合計画策定審議会の中で加工団地の候補地が共和地区内大浜方面砂丘地帯にしぼられたそうですが、その結論に達した主なる理由は何か。同地域に本決まりになった場合でも最大の問題点は業界の協力と考えられるが、協力態勢はできるという明るい見通しがあるかどうか。また野束地区と大浜地帯との立地条件の優劣につき公害防止対策の見地から十分比較検討評価が行われたか伺いたい。

町　長　今お話のありました島野の方から大浜の方に移すということはすでにお配りしてあります岩内町総合開発計画の案の中に砂丘地帯を工業団地として色塗りしてありますが、都市計画委員会のときに都市計画委員としての菅原委員からこの問題につき質問を受け理事者からお答えした経緯もありますので簡単に言いますと加工用水の確保の問題、港湾利用の問題、港から距離が近いという有利な問題、海水の利用が容易である、交通の利便、土地利用の点、これらについて水産加工の代表も出席して大浜のほうにまとめたほうがよいという加工業界の代表のご意見もくんでこういうことになったわけで経緯からみましても簡単なものではありませんが業界は最終的にはまとまっていくのではないかとの考え方をもっております。

次に比較検討ということになりますと問題は水産加工団地造成の目的の一つに公害防止対策を整備充実することが上げられますが、これは野束に造ろうと大浜に造ろうとやらなければならないことはやるわけですから同じです。ただ移転集約ということに対しては相当の受益者負担が伴い団地の操業が軌道にのるということはかなりの歳月が必要であろうと考えられます。しかし目標だけははっきりして事を進めていきたいと考えているわけです。

広報の配付について

坂井委員　私共の職場内でも広報が配達になっていないということで調べてみたところが入居者が変っていること、配達区域外であるとの原因がわかりました。

全道的にも高く評価されている立派な町の広報ですから町民の手に渡らないということは大変まずいことですし、配達区域内外の設定の仕方はどのようにされているか郵送料はどのくらいかかるのかお伺いします。また郵送でなしにこれを配達区域内に含めることには困難がありますか。

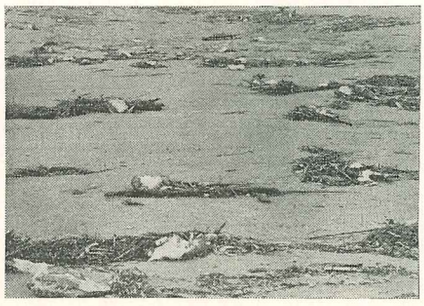
企画課長　広報は全部で七千五百三十八部印刷されており、このうち町内配付が七千二百三十八部、町内郵送が百九十八部、そのほか町外の発送が官公庁、その他の団体とかで百二部あります。

ご質問のありました分は先月郵送しましたが戻ってきております。これは転居されたためでしたがその後の入居者を確めて郵送しようという考えです。

郵送料は約三百ですから月大体六千円ぐらいになっていると考えています。

また町内の配達区域内であっても郵送しているところがあります。

これは従来の衛生組合単位で配達をお願いしていたのですがお世話する方々の都合でできない場合もあります。ですから同じ町内でも配付しているものもあるわけです今後その部落の方でお世話する方がございましたらお願いしたいと考えています。

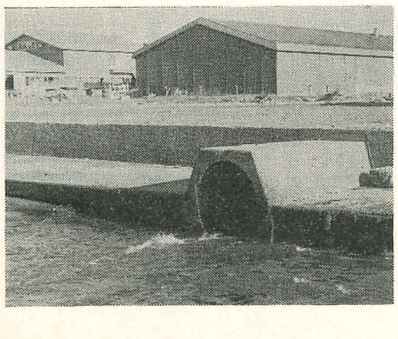


岩内港の汚染問題について

斎藤委員　ゴメがたくさん死んだ記事が新聞に出ていましたが、こういうことはあまりなかったことでありまして岩内湾はきれいな海という中でゴメが何を食べて死んだのかということで原因はどこにあるのかと考えるわけです。話を聞きますと港湾の中が非常にきたなくなっているんだということで今までですと港湾の水で魚のイケスをやっていたのが現在では水の汚れでできなくなり外海から七百万円も八百万円かけてやっているということです。一部には油もあり各排水路の最終がほとんど港に入っている状態ですが、港湾の海水でもイケスができるくらいにきれいな港湾にしなければならないと思いますので、その実態についてどのようにつかんでおられるかその対処についてお伺いします。

企画課長　海ネコの死につきましては昨日保健所から連絡があり、道の公害研究所から発表された資料では水質の汚染とか有毒物質のたれ流しということでなく、最後の結果がまだはっきりしませんが一応海ネコの羽根の変わる時期で生理的に非常に弱っているのと合わせて検体十一羽のうち四羽の胃袋からボツリヌス菌が発見されているというような状況でこれも直接の死因ではないというようなことが出ております。これに関連しまして水質汚濁のことは工場、水産加工場その他の排水は大体六〇パーセントのものが側溝を通じて港に流れておりまして、したがって水質汚染は当然考えられるわけで道の調査も入っております。更に先月道の水質審議会の委員三名が来町し、現地を見聞し環境の汚染の累計型の基準を定める作業をしていますが、これによりますと水産一級であればブリ、マグロ、ワカメの養殖ができる。水産二級であればボラ、ノリなどの水産生物が繁殖するということでありますそういう基準に岩内港はどれに当てはめたらよいのか調査中であります。

水質汚濁を防ぐ方法としては川の清掃とか加工場の汚染源の基準設定とかがありますが五〇トン以上の工場排水は規制されますがその他の場合は基準がないということである程度行政指導でやっております。今後は公害対策審議会などができた段階でよく協議して対策をたててゆきたいと考えておりますしかし現在の段階ではやはり下水道の整備をしなければ根本的な対策はできないと考えられます。



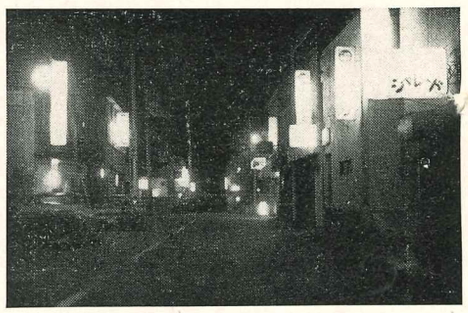
だ捕漁船の補償について

斎藤委員　だ捕漁船の補償について町の考えをお伺いしたいのですが、北方周辺海域でソ連にだ捕されたのが戦後二十九年間に一千四百二十五隻で人員にして一万二千人ということです。当町の場合も四隻がその中に入っているようですが、韓国並びに中国にだ捕された船は安全操業協定ができており関係漁民は経済的にも精神的にも損失については特別交付金の形でお金が出されているわけです。しかしソ連についてはいろいろな問題が解決されていないために全国の関係者が集まりそれでは困るので韓国、中国と同じようにだ捕漁船に対する補償をしてくれるように要望したのでありますが、当町としてはこのような実情を押えているかどうか、また岩内町としても関係方面におおいに働きかけをお願いしたいと思いますがいかがですか。

産業課長　お話しのように北方海域でだ捕された漁船は現在のところ国の補償の道はございません。韓国、中国の場合は漁業協定により国から補償してもらえる仕組みになっておりまして北方海域の不安な状態を一日も早く解決してほしいというのが漁民の願いです。このことは北海道水産会が中心となり道並びに道議会と協調しながら今年八月に中央に陳情いたしております。

内容は四十九年度で国の補正予算に計上し年度内に実現してほしいというものです。道としては今年六月だ捕抑留の乗組員に対し見舞金を出す制度ができまして十六日以上抑留された場合一人月額二万円、また帰りの旅費も支給するということです。岩内町で四十二年以降だ捕されたものは六隻あり乗組員は全員帰っておりますが船体が戻らないのが一隻あります。このような実情でありますので国の措置が早く実現しますよう全道的な陳情の中でその情勢の推移を見守って今後の対策をたててゆきたいと考えております。

夜間託児所の開設はできないか



真井委員　当町の特徴として夜の産業とでもいいましょうか飲食店がたくさんありこれがまた町の収入源になっていると思います。そこに働く従業員の中に母子家庭のお母さんも相当数おりますが、こどもを抱えて夜働く母親の苦労は大変なものであろうと思いますそこでこれら夜働く母親のために託児所を新設していただきたいと思います。

また十二時過ぎ勤務が終ったときにひと汗流したいという要望も強いわけですが、浴場組合のほうにお話しをし一軒くらいなんとか営業していただくような方法ができないか、夜働く方々の働きやすい岩内町ということで考えられないかお尋ねいたします。

福祉課長　全町内に母子家庭は約三百八十世帯程度おるだろうということですが、飲食店には何人くらい働いているかということは調査いたしておりません。母子家庭の場合であればこどもを保護してくれる方がいないものですから問題はあるように思います。しかし具体的に今託児所を建てるということよりも現実の問題としてどこかにこどもを預けて働いているというのが実情でないかと思いますが将来の課題として検討してみたいと思います。

つぎに浴場の件ですが、一般的には職場に行く前に入るのが通例でないかと思います。しかし別の職をもっているために入れない人もおると思いますので浴場組合のほうとお話ししてみたいと思います

上水道問題について

町　長　上水道の問題につきましては、建設委員会でお話が出ておりましてその後の経過をご存知ない方もいると思いますので概略をご説明申し上げます。水道の事業につきましては、総事業費はご承知のように十二億五千三百万円ということで四カ年計画で仕上げるということにして工事を進めておりますが、来年度は資金事情もいろいろ考えまして当初の予定を一部変更しまして浄水場の施設工事と導水管の敷設工事を今年度実施するということにいたしました。入札の結果、浄水場施設工事につきましては、これは継続事業でありますので工期は昭和五十年八月三十日までということにしまして業者は札幌市に出張所があります浅野工事株式会社に四億二千四百万円で施行させることに、それから導水管敷設工事につきましては工期を昭和四十九年十月三十日までということにしまして岩内町の進藤工務店と千四百万円でそれぞれ契約を締結しまして工事を進めているのが現状でございます。上水道につきましては以上でございます。

小学校統合校舎の建設について

町　長　小学校統合校舎の建設につきましては、先般の議会の町政報告でご報告申し上げたあと事情がかなり変わっておりますので先般の町政報告以降の変化と現状についてご報告申し上げます。この統合につきましてどういう形で文部省の補助金をもらうかということが最大の問題でありまして、先般申し上げましたようにいろいろな形の補助金の仕方がありまして高台小学校の危険校舎は現在四十五%ぐらいですが、もう一度老朽度の検査のやり直しをしてもらってもっと危険率を高めて少しでも補助金を増やしていただくようにお願いするということや高台小学校そのものはあの学校の規模としてはまだ足りない面積の分もありますので、そういうものは当然国の補助をもって建てられるのではないかというようにいろいろ要素がありましてそれを組み合わせると六通りの方法があると、そこまで報告いたしましたが、その後道教委あるいは文部省のいろいろなご配慮をいただきまして結果的には西小学校と島野とを統合して西小学校を建てるということと、それからはみ出している西小学校と高台小学校は統合の形をとって中央小学校を建てるという最終結論になりまして補助率は二分の一であります。しかし補助の対象になるところとならない部分がありまして端数が文部省に集まります。そのうちの一部が北海道にきた場合にはその五百平方メートル多少上のせしてあげましょうということになっておりますので今出してある予算は西小学校が千平方メートル、中央小学校が千平方メートルというように出してありますが五百平方メートルにプラスアルファがいくらになるか、これは未知数でありましてそこに予算が出てあります二千平方メートルというのは決定的なものではなくて、おそらくそこは頭が出ることはないと思います。

町政報告



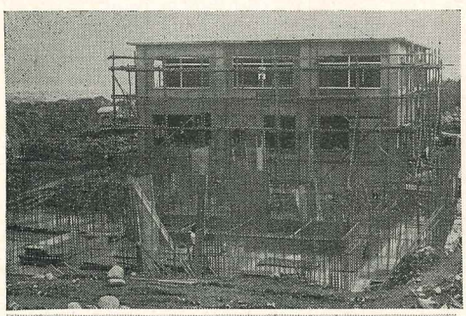
～第三回臨時会～

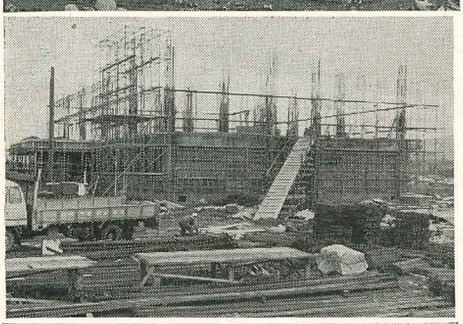
すから、これは建てるものが全部二分の一になるわけではありませんしかし決められている範囲内では最高の補助率をとって建てるということについて道教委と文部省の了解を得まして、もう一つ予算説明のところで申し上げるべきですが関連がありますので私から申し上げますが、今配分になりましたのは西小学校に五百平方メートル、中央小学校に五百平方メートル、これはこれだけの大きな学校を建てるのに五百平方メートルというのは極めてささいなものでありますけれども今回は補助の枠については両方とも統合でやってもらうという形ができさえすればあとは欲は申し上げませんということで五百平方メートルになりました。なお今全国で配分が終りまと思います。

～資料省略～

四十九年度の統合校舎の建設事業費の調べというのがございます。それを一番左端のほうに四十九年度事業費と予算措置と債務負担と三つに分けています。一番上の四十九年度の事業費これは実際にそこまで今年はやりたいと、配分の面積に関係なしにそこまで工事をやりたいということでございますそのための予算措置のところは今申し上げましたような事情で両方千平方メートルずつきちんと二千ではありませんけれども一応片方を千平方メートルとみて二千平方メートルの予算措置をすると、そうしますと実際に補助金がこない建物を建てるということになります。

これは建物は建てるけれども補助金は今年の補助金でなく来年度の補助金で財政的にまかなうんだとそういう意味でございます。こういうようにして今年は少いけれども三年間で全部仕上げて仮に三年間で全部できあがっても債務負担の形でやっていけば実際に払う金は四年目に金を払うような事情ができるかもしれないというような含みでございます従来は建ててしまったあとは補助の対象から全部切ってしまうということでございましたが、今度はそういう扱いも認めてもらうことにしまして、そういうことで今回の予算を出しているわけでございます。財政的には今年はなんとか目鼻がついておりますが、来年につきましては今年のような一般財源のなまやさしい負担ではないわけでありまして、いろいろな角度から皆さんのご意見を承って十分考えて来年度の予算編成をしてゆきたいと考えております。







第3回臨時会

昭和四十九年八月十六日午後一時三十分から第三回臨時会が招集され会期を一日と決定し審議に入りました。

最初に町長から上水道事業並びに小学校統合校舎の建設について町政報告があり（別記のとおり）引続き各議案について提案理由の説明を受け、質議、討論採決が行われ、同日午後三時十五分閉会されました

議案第一号　昭和四十九年度岩内町一般会計補正予算（第四号）

……原案可決

今回の補正予算は統合校舎として岩内西小学校及び岩内中央小学校の二校同時着工が決められましたのでその工事費並びに公営住宅及び福祉住宅建設用地の買収費について補正するものです。

議案第二号　工事請負契約の締結について……原案可決

第一種、第二種公営住宅建設工事、御崎海岸護岸消波工新設工事公園通り線道路改良工事、浜中大通り線舗装新設工事について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例にもとづいて工事請負契約を締結するものです。

第4回臨時会

昭和四十九年八月二十八日午後一時三十分から第四回臨時会が招集され会期を一日と決定し提案された議案の審議を行ない同日午後二時三十分閉会しました。

議案第一号　工事請負契約の締結について……原案可決

・岩内町立岩内西小学校新築（建築主体第一期）工事
・岩内町立岩内西小学校新築（電気設備第一期）工事
・岩内町立岩内西小学校新築（給排水衛生設備第一期）工事
・岩内町立岩内中央小学校新築（建設主体第一期）工事
・岩内町立岩内中央小学校新設（電気設備第一期）工事
・岩内町立岩内中央小学校新築（給排水衛生設備第一期）工事

右、昭和四十九年度において統合校舎として、岩内町立岩内西小学校及び岩内町立岩内中央小学校の各工事の請負契約を締結しようとするものです。

一部事務組合で運営する後志教育研修センター

現在一部事務組合を設立して共同処理しているものにつぎのものがあります。

1. 岩内地方衛生処理組合（昭43・3・30設置、岩宇四ヵ町村）
2. 岩内地方伝染病隔離病舎組合（昭99・8・19設置、岩宇四ヵ町村）
3. 岩内・寿都地方消防組合（昭49・4・1設置、岩宇、南後志七ヵ町村）
4. 後志教育研修センター組合（後志管内一市十九ヵ町村）

今回設置されるものは後志管内二十ヵ市町村が共同で教職員並びに社会教育指導者の研修及び研究に関する事業を処理し、後志地方の教育の充実発展を図るものです。

・後志教育研修センターは倶知安町に設置され、組合議会の議員の定数が四〇名です。
・任期は市町村長又は関係市町村の議会の議員の任期によります。
・組合の経費は関係市町村の負担金、補助金及び寄附金、組会の財産収入、その他の収入でまかないます。

委員会のうごき

第3回定例会において各常任委員会及び特別委員会で採択、不採択ならびに継続調査・審査となった案件はつぎのとおりです。

※は今定例会において付託されたものです。

総務委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
財産の調査について		継続調査中
財産の取得調査について		同

社会文教委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
老人福祉に関すること		継続調査中
保育所の増設に関すること		同
岩内町地区集会所の管理について		同
統合校舎の新築について		同
公営住宅の管理について		同
教職員に対する行政処分取消しに関する請願	北教組岩内支会長 堺善昭	継続審査中
北星学園余市高等学校通学生徒学費助成に関する陳情	北星学園余市高等学校 岩内支部長 細坪信男	同
道立高校新築についての陳情	岩宇方面父母と先生の会連絡協議会会長 岩城幸治	同
教職員住宅に関する陳情	北教組後志支部岩内支会長 沖政昭	同

建設委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
町内主要道路の舗装並びに改良計画について		継続調査中
下水側溝の計画並びに維持補修について		同
上・下水道の計画について		同
土木・建築工事の調査について		同
ポン岩内川護岸整備についての陳情	岩内町字宮園291 且尾謙	継続審査中
万代御崎通り歩道補修についての陳情	岩内町字大和17の5 大和通り会会長 楠政道	同
宮園60番地地帯の排水に就いての陳情	西宮園会会長 高橋勢治	同
※国道229号線岩内町市街地区間の車道並びに側溝改修についての陳情	岩内町字御崎5の13 郷土館通り自治会村岡金治外4名 岩内町字清住8の1二葉通り商店会自治会会長 中村武夫 外12名 岩内町字万代1の1鷹生会町内会会長 戸巻昌作外5名 岩内町字高台12の3 愛親会通り会 高井清吉外2名	同

件名	請願者及び陳情者	結果
	岩内町字高台83の1 名店街自治会会長 萬谷茂外8名 岩内町字万代10の69銀座通り親交会会長 小野与惣吉外19名 岩内町字大浜1の14 東大通り会 波田千代松外9名 岩内町字大浜16の1 大浜2町内会 裏田久助外12名 岩内町字大浜53の1 大浜みどり自治会 坂本直義外6名 岩内町字大浜39の1 友心自治会 後藤重信外7名 岩内町字万代6の12 名店街振興協同組合 山口文男外10名 岩内町字高台83の1 名店街青年会 万谷繁雄外6名 岩内町字万代6の6名店街アーケード会 野原昭幸外8名	
※国道229号線側溝浚渫についての陳情	岩内町字清住8の1 代表 中村武夫 岩内町字清住8の3 代表 木下武	処理中
※上水道給水年次繰上げについての陳情	岩内町字万代鉄道用地内 代表 岩内駅長 桜田豊久	審査中

産業委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
産業振興について		継続調査中
観光開発について		同
原子力発電所について		同
物価問題について		同
原発に関する岩内町長と北電との覚書の白紙撤回を求める請願	岩内町字万代1 岩内郡漁業協同組合 原子力発電所設置所対策委員会 委員長 伊野良市	継続審査中

岩内地方開発対策特別委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
岩内地方の開発に関すること		継続調査中
岩内地方の過疎対策に関すること		同
岩内地方の市制実現に関すること		同
広域市町村圏、広域生活圏等に関すること		同
統合事務所設置反対についての請願	全北海道開発局労働組合 小樽支部 執行委員長 大西等	継続審査中

議会だより

昭和50年1月25日発行

第 8 号

発行 岩内町議会

編集 議会運営委員会



年頭のあいさつ

岩内町議会議長 宮 下 佐 一

ここに昭和五十年の新春を迎え町民の皆様と共に新年をことほぎ併せて岩内町の繁栄をお祝いすることの出来ますことは誠にご同慶に堪えないところであります。

過ぎ去りました昭和四十九年は政治、経済、社会などあらゆる面において誠に変動の多い年でございまして、これが対策については正に東奔西走という状況で町民の皆様もご同様のことであったと存ずるのでございます。

明けて昭和五十年は、正にきびしい試練の年であろうと考えるのでございます。

まず第一に、私共議員は直接町民の皆様から厳粛なるご批判をいただく年に当り、更に道議、知事とこれまた、きびしい審判がなされる年でもあります。

また、昨年からの継続事業として施工されている西小学校、中央小学校両校の建設工事、同じく継続されている上水道工事など、町民の町政に寄せる大きな期待を実現するための財政上の問題など、真に前途多難なものがございます。

私共議会に席をおくものとして一層責任の重要性を深く認識すると共に、山積する町政の諸問題に渾身の努力をいたす所存でございます。

改めて町民の皆様の深いご理解と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げまして年頭のごあいさつといたします。

議長 宮下佐一　議員 宮越 進

副議長 猪股 武　倉島平治

議員 小野与惣吉　佐藤猶徳

西川栄太郎　菅原常雄

真井敏宏　岩崎 正

伊藤健三　斎藤栄太郎

笠原義雄　芝西市太郎

佐藤はつ江　石川貫一

坂井清明　中川隆之

清本清次郎　木森幸男

城崎孝策　黄川田春由

青山 栄　岡本正巳

氏名は議席順

御崎海岸護岸災害復旧応急工事完成

御崎海岸護岸災害復旧応急工事決まる

昭和49年第4回定例会は、12月17日午後1時30分招集され、会期を12月26日迄の10日間と決定したあと、町長から提出議案の説明を受け、緊急を要する議案第7号、工事請負契約の締結を先議し、このあと議会は23日まで6日間議案調査のための休会に入りました。

再開明けの24日は、あらかじめ通告のあった一般質問が行われ、引き続き予算特別委員会を設置し各議案の審査を行い、12月26日午後3時19分閉会しました。



第4回定例会

審議した議件

議案第一号　岩内町賛職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

国家公務員の給与改定に準じて一般職員の給与改定をするものです。

議案第二号　岩内町立小中学校の給食業務従事職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

国家公務員の給与改定に準じて、給食業務従事職員の給与改定を実施するものです。

議案第三号　非常勤職員に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

一般職の職員の給与改定を実施するにあたり、非常勤職員につきましても増額改定するものです。

議案第四号　遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

恩給法の一部改正に準じまして元町職員の遺族扶助料を増額改定するものです。

議案第五号　岩内町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

昭和四十九年十二月一日から岩内町の民生委員の定数が、増員となりましたので、民生委員が当ることになっている岩内町社会福祉委員の定数増と副委員長の数を二名に改正するものです。

議案第六号　岩内町の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

地方公務員公務災害補償法の一部が改正されましたことに伴い、岩内町の非常勤の職員の公務災害による障害補償年金、障害補償一時金及び遺族補償年金の額を増額改定するものです。

議案第七号　工事請負契約の締結について……原案可決

御崎海岸護岸災害復旧応急工事について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に基づいて、工事請負契約を締結するものです。

議案第八号　昭和四十九年度岩内町一般会計補正予算（第七号）……原案可決

一般会計の補正予算は、一般職並びに特別職の給与、報酬等の改定、医療費の改正等による公費負担、その他緊急に追加を必要とする予算について、補正するものです。

議案第九号　昭和四十九年度岩内町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）……原案可決

国民健康保険特別会計の補正予算は、職員の給与改定、医療費の改定等による療養費、その他緊急に追加を必要とする予算について補正するものです。

議案第十号　岩内町水道事業会計補正予算（第一号）……原案可決

水道事業会計の補正予算は、職員の給与改定、その他緊急に追加を必要とする予算について補正するものです。

議案第十一号　岩内町賛特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について…原案可決

岩内町賛特別職員の給料月額等について改定するものです。

議案第十二号　岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

岩内町教育委員会教育長の給料月額等について、改定するものです。

議案第十三号　岩内町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

岩内町議会議員の月額報酬等について、改定するものです。

議案第十四号　岩内町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について…原案可決

岩内町の非常勤の特別職の日額報酬について、改定するものです

意見案第一号

国民健康保険制度の改善充実に関する要望意見書

町村における国民健康保険事業は、比較的低所得者をもって占められている被保険者の実情と過疎化などによる被保険者数の減少によって、保険料の負担及び収入に限界を来たしている反面、年歳増加傾向にある医療受診件数と共に、四十八年度から実施された老人医療の無料化並びに本年二月と十月より実施の医療費の引き上げに加え、国民健康保険法改正による高額医療給付等大幅な支出要因の増加によって国保財政は破局的な状態に追い込まれている。

よって、国はこの現状を直視、国民の健康を守り、より充実した社会保障の実現を期して、国保財政の健全化のために早急に次の措置実行を強く要望する。

記

一、療養給付費の国庫負担率並びに財政調整交付金を大幅に引き上げること。

二、事務費は実質全額国庫負担とすること。

三、老人医療無料化と高額療養費給付による国保財政への波及分は全額国庫負担とすること。

なお、老人医療無料化制度は、国民健康保険制度よりはずし、総合的老人福祉対策の一環として別建の福祉制度によって実施すること。

四、へき地等の医療を確保するための特別立法を早急に実現すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和四十九年十二月二十六日

殿

提案理由

老人医療費の無料化並びに医療費の引き上げ、更には国民健康保険法改正等により医療給付が大幅に増加したため、自治体の国保財政は危機に直面している現状であります。

よって国民健康保険制度の改善充実を要望するため意見書を提出するものであります。

提出先

内閣総理大臣　三木武夫
厚生大臣　田中正巳
大蔵大臣　大平正芳
自治大臣　福田一
衆議院議長　前尾繁三郎
参議院議長　河野謙三

一般質問

（公正クラブ所属議員）

町の発展のために老古美中央通りの建設を早く

倉島議員　老古美中央通り（道路予定地）は、町の後背地の幹線道路と目されるもので、道路敷地の問題など関係官庁との間でどのようになっており、どのように処置していこうとしているのか。

又この路線は敷巾十間程ありますが、明治初年米国人ケプロン・ダンの道路設計もこのような大きな道路で、両側には桜の木を植え牧草を播いて利用したと聞いておりますが、町もこの道路を建設することによって街の発展に役立てレクリエーションの場として更に東にばかり延びる住宅街を南に延ばすにも必要なことだと考えますが、理事者の所見をお伺いします

町　長　この道路予定地は、昭和四十七年に小樽財務部で国の職員住宅を建てたいという話しがありましたが、町としては道路整備計画の中に入っている道路でもあり、又お説のように将来重要な路線になるとも考えられますので、建物を建てられては困ると云うことで他の土地をあっせんして道路用地は確保しておる経緯でございます。その時になるべく早く道路を完成するようにと話はありましたが、実際問題になりますと砂利を敷くだけで五千万円前後かかる計算で今までちょっと手を出せないでいたのが実情です。大正九年四月一日に道路認定議決をしておりますが財務部で云うのは、新しい法律に基いて認定をし直せという意味でありますが現状は道路の起点、終点、巾員、延長についても明らかでない。しかも現況が道路になっていないと、当然供用開始もされていないということですから、改めて道路として認定してほしいということでございます。これにつきましては手続きを進めると共に、とりあえず道々の取付け口から直営で道路整備に着手して用地の確保の作業を進めていきたいと考えております。

庚申坂の冬期通行問題について

倉島議員　冬の庚申坂はあの地域の住民の交通のネックでございます。小学校に通学させることが困難なため、街に住宅を用意したり息子の縁談の支障になったり、急病人、幼稚園の通学通園に困難をしている状態でございます。そこで町において、試験的に防雪柵をやってみてもらいたいと思うのですが、町長のご意見をお伺いします。

町　長　庚申坂の冬期の現状は皆さんご承知のとおりでありますが、ここを常時除雪するということは極めて困難な事情であり、西側の壁を考えますと防雪柵をしても二ヶ所位の凹地が出来てそこに雪が溜まり効果は極めてうすいというのが技術屋の見方でありますので対策としては、ブルで圧雪し出来るだけ交通を確保するということにいたしまして、今後何かよい方法があれば、陳情審査の経緯もありますので所管の委員会と審って対策を講じていきたいと考えます

老古美水無線通りの拡幅整備について

倉島議員　この道路は、相当以前道路両側の農家から三尺づつ土地の寄付を受けて二間巾を三間巾に改修して貰うという話しになっていたのですがその後そのままになっております。しかし農家は現在馬車から自動車に変り三間巾の道路では狭いわけです。そこでこの際片側六尺づつを提供を受け四間道路として拡巾整備を願いたいのですがご所見をお伺いします。

町　長　この老古美水無線通りは約二粁八百㍍の距離で沿線には農家が四軒ございます。これは戸数四軒ですが営農振興のうえから産業道路でございますが、近代的営農は車両に依存する度合が高まり、現状の道路では、確かに狭いことには間違いありません。道路沿線の関係の方々が道路を拡巾するために用地を寄付して下さるというお話しがございますが、このことは、寄付するお話しが具体的に実現した段階で検討いたしたいと存じます。今直ちに費用をかけて拡巾整備するということは、困難でございます。

初冬の柴田川氾濫防止対策について

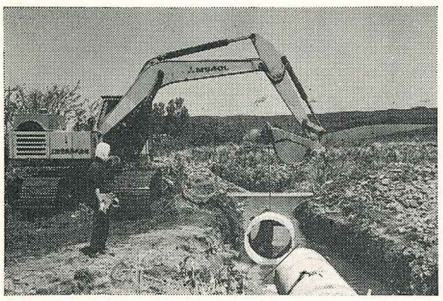
倉島議員　柴田川は十二月初めに氾濫し水は道路上一尺以上にもなり子供の通学、郵便も二～三日止まった状態です。部落では消防、役場に電話等で交渉しましたが、最終的には十四、五名の消防署員が二日間出動して水路をあけてくれましたが、これは、責任の所在がどこにあるのか。柴田川のヒューム管の埋設を現在の上の方にも施設してほしいのですが、これについてお伺いします。

又、上水道が完備した際には柴田川は必要ないと云う向きもあるようですが、ゴミなどを投げる不心得な人がなければ立派な清流であり私はこれを残してほしいと思うのですが、その辺のところをお聞かせいただきたい。

町　長　柴田川の水は町内の主要幹線に取り入れられ防火用水としての役割を果たしていることはご承知のとおりですが、冬になると水路が雪でふさがれることが今迄に何回もありまして、現在では消防が毎日用水の点検、確保のため見廻りをしており、障害があればそれを除去するというようにしている場所でございます。従って責任問題になりますと、町か、消防かということになれば、町である場合もあり、消防である場合もあります。防火用水に支障を来たすというような状態の場合は当然消防の責任であります。

それらの氾濫によって交通に重大な支障が生じているという段階になりますと、これは防火用水の範囲を超えた問題ですので当然町の責任であります。先般の程度のものであれば消防署の責任の範囲に属するというように判断しているわけです。

柴田川改修工事につきましては昭和四十一年から手をつけ今迄十年に亘って毎年いろいろな個所を整備してきていますが、上水道の整備に伴って防火については、消火栓による防火用水が確保できれば問題は解決することになりますしかし氾濫に対する対策はそれでは終らないわけでありまして、今後は上水道の整備にかかわらず対策の処置をとっていくように考えています。又柴田川を残すかどうかにつきましては、氾濫しないようにして残すというのが本当だと考えますけれどもこれにつきしては関係のご意見もよく聞いて最善の方法をとっていきます。



（公新議員クラブ所属）

郵便物配送のスピード対策について

菅原議員　郵便法第一条によれば「郵便の役務をなるべく安い料金であまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進するを目的とする。」と定めております

又同法第六条は「何人も郵便の利用について差別されることがない」と謳っております。そこで沿岸各地に配達される郵便物の実態はどうかというと古宇地方と寿都地方とを比較した場合その地域差が歴然としております。例えば、朝の八時までに局が受付けた古宇方面向け郵便物については中央バスに托送され翌日には配達されます。ところが磯谷、歌棄、寿都方面の郵便物は、朝の八時までに局が受付けたものは、小沢駅経由で黒松内に、ここから専用車で寿都に至り同局から中央バスに託送され、歌棄局で区分され磯谷に入り配達されるという順序になりますですから郵送所要日数は順調に運んでも三日かかり、東京宛速達便に相当しその鈍行ぶりは驚くばかりで住民は国鉄岩内線の開通以来約六十年の間郵便利用上の差別を嘆き続けて来たのであります。昭和三十八年雷電トンネルの開通を見て以来岩内と寿都方面との距離は、バスを利用すれば近いところは一時間以内遠くても一時間少々で往来できる現状です。しかし郵便物の郵送は旧態依然たる姿ですこれは郵政当局である国が公共福祉よりも経済性優先の考え方に立っているからでないかと指摘せざるを得ません。この問題の解消は地域住民の日常生活の上から切実な願いであり、岩内、寿都地方文化の発展上にもゆるがせに出来ない問題でもありますので理事者のご見解をお伺いします。又このことは町としてやれることとやれないことがあるわけでございますが前向きに検討の上郵政当局に改善方を強く要望すべきであると思いますがその考えがありますかどうか併せて所見をお伺いします。

町　長　郵便物の配送については、ただいまお話しのございましたような状態でこの改善要望については、古宇方面の配送は現在輸送機関を利用することが適当であると私共は考えます。局の方でもそういう意見でございます。

寿都方面につきましては、従来の方法を変えて中央バスを利用するということを誰れもが考えますが、中央バスの場合は運転手が一人でバスの運転業務に従事しており郵便物の運搬ということについてまでは責任がもてないということで、郵便物配送の責任問題にからんで、現在では中央バスを使うことは出来ないということです。もう一つは、中央バスの場合一つの郵送袋当り委託料は、百三円だそうでございまして、歌棄に四通単価二十円として八十円。このようなことで配送委託費の採算問題の上からもこれは困難であるという意見でございます。町としても町民の郵便物が早く到着するよう当然努力いたしますが関係機関である北海道郵政局、それから中央バスは近年新しいバス路線運行に伴う郵便物配送業務受託には一切応じていないのが現状で、従来受託されていたものも返上したいというのが中央バスの意見であります。又北海道郵便運送株式会社の運送車を使用するとなれば当然コスト高になりますので、局側としては実施に踏み切れないのが現状です。関係機関には、いろいろ意見を聞いて要望を申し上げておりますが、岩内から寿都方面への自動車による郵便物の配送は、現状ではちょっと見込みがないようでございます。

さきほど町としてやれること、やれないことがあると云われましたが正にそのとおりであります。しかしだからと云って努力しなくてもいいというものではありませんのでご意見に添って努力いたします。

委員会のうごき

第4回定例会において各常任委員会及び特別委員会で採択・不採択ならびに継続調査・審査となった案件はつぎのとおりです。

※は今定例会において付託されたものです。

総務委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
財産の調査について		継続調査
財産の取得調査について		同

社会文教委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
老人福祉に関すること		継続調査
保育所の増設に関すること		同
岩内町地区集会所の管理について		同
統合校舎の新築について		同
公営住宅の管理について		同
教職員に対する行政処分取消しに関する請願	北教組岩内支会長 堺 善昭	継続審査
北星学園余市高等学校通学生徒学費助成に関する陳情	北星学園余市高等学校 岩内支部長 細坪 信男	同
道立高校新築についての陳情	岩宇方面父母と先生の会連絡協議会会長 岩城 幸治	同
教職員住宅に関する陳情	北教組後志支部岩内支会長 沖 政昭	同
※私立幼稚園に対する町費助成についての陳情	岩内町字高台180 岩内幼稚園長 甲田武典 岩内町字清住229 岩内大谷幼稚園長 福島晃陽 岩内町字栄136 高田幼稚園長 鳴海真誠	同

建設委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
町内主要道路の舗装並びに改良計画について		継続調査
下水側溝の計画並びに維持補修計画について		同
上・下水道の計画について		同
土木・建築工事の調査について		同
ポン岩内川護岸整備についての陳情	岩内町字宮園291 且尾 謙	継続審査
万代御崎通り歩道補修についての陳情	岩内町字大和17の5 大和通り会会長 楠 政道	同
宮園60番地地帯の排水に就いての陳情	西宮園会会長 高橋勢治	同
国道229号線岩内町市街地区間の車道並びに側溝改修についての陳情	岩内町字御崎5の13 郷土館通り自治会村岡金治 外4名 岩内町字清住8の1二葉通り商店会自治会会長 中村武夫 外12名 岩内町字万代1の1鷹生会町内会会長 戸巻昌作 外5名 岩内町字高台12の3 愛親会通り会 高井清吉 外2名 岩内町字高台83の1 名店街自治会会長 萬谷茂 外8名 岩内町字万代10の69 銀座通り親交会会長 小野与惣吉外19名 岩内町字大浜1の14 東大通り会 波田千代松 外9名 岩内町字大浜16の1 大浜町内会 裏田久助 外12名 岩内町字大浜53の1 大浜みどり自治会 坂本直義外6名 岩内町字大浜39の1 友心自治会 後藤重信 外7名 岩内町字万代6の12 名店街振興協同組合 山口文男 外10名 岩内町字高台83の1 名店街青年会 萬谷繁雄 外6名	採択可決
	岩内町字万代6の6 名店街アーケード会 野原 昭幸 外8名	
国道229号線側溝浚渫についての陳情	岩内町字清住8の6 代表 中村 武夫 岩内町字清住8の3 代表 木下 武	処理中
上水道給水年次繰上げについての陳情	岩内町字万代鉄道用地内 代表岩内駅長 桜田豊久	審査中

産業委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
産業振興について		継続調査
観光開発について		同
原子力発電所について		同
物価問題について		同
原発に関する岩内町長と北電との覚書の白紙撤回を求める請願	岩内町万代1 岩内郡漁業協同組合原子力発電所設置反対対策委員会 委員長 伊野 良市	継続審査

岩内地方開発対策特別委員会

件名	請願者及び陳情者	結果
岩内地方の開発に関すること		継続調査
岩内地方の過疎対策に関すること		同
岩内地方の市制実現に関すること		同
広域市町村圏、広域生活圏等に関すること		同

第5回臨時会

昭和49年11月21日午後1時30分から第5回臨時会が招集され、会期を28日までと決定し、決算特別委員会を設置し審査に入りましたが慎重審査の結果、各会計ともそれぞれ認定され会期を1日残し27日閉会しました。なお、臨時会に提出された議件はつぎのとおりです。

認定第一号　昭和四十八年度岩内町各会計歳入歳出決算認定について……原案同意議決

- 岩内町一般会計歳入歳出決算
- 岩内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 岩内町温泉事業特別会計歳入歳出決算
- 岩内町簡易水道特別会計歳入歳出決算

以上の各会計を地方自治法第二百三十三条第三項の規定によって議会の認定に付するものです。

諮問第一号　人権擁護委員の推せんにつき同意を求めることについて……原案同意議決

法務大臣から委嘱を受けている人権擁護委員西沢憲氏は、昭和四十九年十一月十四日付をもって任期満了となったため、同氏を再度推せんいたしたいので議会の意見を求めるものです。

議案第一号　昭和四十九年度岩内町一般会計補正予算（第六号）……原案可決

今回の補正予算は、御崎海岸護岸災害復旧費のうち緊急追加を必要とする応急工事費の予算について補正するものです。

昭和四十八年度 岩内町各会計決算認定される

議会だより

昭和50年8月1日発行

第 9 号

発行　岩内町議会

編集　議会運営委員会



―松浦武四郎岩内紀行絵―

このたび郷土館に山岸正巳画伯の描かれた大きな絵が、掲げられました。
この絵には、つぎのような説明がついております。

「安政３年４月26日、松浦武四郎、土人スイド、サケノカロ、和人庄内塩越村　常吉松前　富次郎の４名を伴い磯谷より雷電の難所を越えて岩内の地に立つ」と。

議会構成

岩内町議会

議長　宮下佐一
副議長　芝西市太郎

総務委員会

委員長　中川隆之
副委員長　笠原義雄
委員　伊藤健三
〃　木森幸男
〃　猪股武
〃　宮下佐一

社会文教委員会

委員長　小野与惣吉
副委員長　堀川俊彦
委員　最上輝昭
〃　小林靖幸
〃　佐藤猶徳
〃　西川栄太郎

建設委員会

委員長　岩崎正
副委員長　城崎孝策
委員　品田多三郎
〃　内田誠一
〃　石川貫一
〃　青山栄

産業委員会

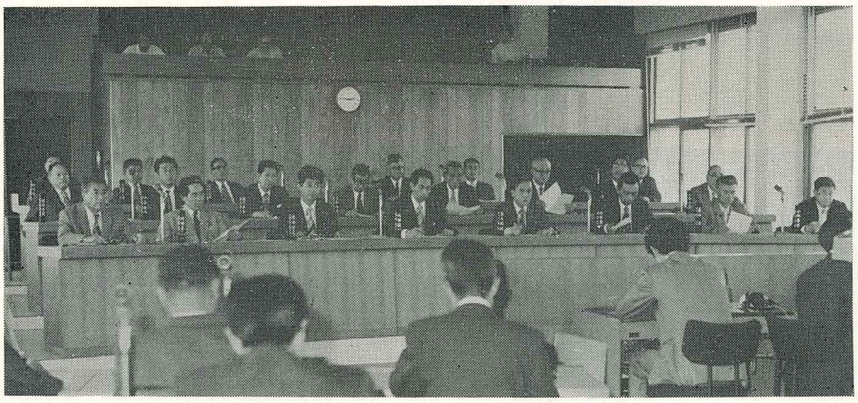
委員長　真井敏宏
副委員長　宮越進
委員　村田正二
〃　竹田豊一
〃　倉島平治
〃　芝西市太郎

活発に動き出した 改選後　初の定例会

昭和50年第二回定例会は、6月19日午後1時30分招集され、会期を27日迄と決定した後、町長から提出議案の説明を受け、直ちに、工事発注に係る議案第三号並びに議会運営に係る会議規則の改正議案第四号を、原案どおり可決して、24日までの5日間議案調査のため休会しました。

再開明けの25日は、あらかじめ各会派から通告のあった、代表者の一般質問が活発に行われました。

翌26日は、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置して議案の審査に入り、26日に特別委員会を了しましたが、農業委員の推せんの件などでまとまらず遂に深夜に及び、会期を一日延長しました。28日午前零時29分開会の本会議では、教育委員会委員の任命案件、を可決し農業委員会委員の推せんは見送り同日午前1時1分閉会しました。



第２回定例会

日本共産党議員団代表 一般質問

魚価安定制度の実施について

①沿岸漁業経営を守り、町の基幹産業である漁業経営をより発展させ町経済の振興をはかるために魚価安定制度の確立を必要と考えるが、どうか。

②魚価安定制度は町だけでできるものでなく、知事の公約中にも水産物の価格保証の助成制度を約束しているが、一日も早く関係方面と連絡をとり運動すべきと考えるが、以上の二点につき町長のご見解は。

町　長　魚価安定対策につきましては、去年五月、全国漁業協同組合連合会主催の漁業危機突破大会が東京で開催され、具体的要望事項として、水産物価格安定事業団を創設せよ、全漁連や民間団体の建設する大型冷蔵庫などの調整保管施設を国が援助せよ、などが中心です。今年は五月札幌で全道漁業組合長会議が開催され、水産物価格安定事業団を早期設立せよ、の問題、漁業用の燃料、生産資材の格下げ措置、魚価経営安定資金の拡充、のことが出ており、こうしたことを中央に対し要望すると共に実行運動が展開されております。六月には各地区から正副組合長が決議実行委員会になり、岩内からも組合長が参加し水産省、農林省、通産省、農林中央金庫、農林漁業金融公庫に働きかけています。このことは全国的な緊急性の強い問題でありまして、漁業協同組合ともよく連係のうえ適切な対策を講ずる方向にもっていきたいと思います。



高校入学間口増設について

高校間口増は進学希望の生徒をもつ父母にとって切実な要求でありますので今後の実現に対する見通しとその対策について町長のご見解を。

教育長　高校間口の問題は、ここ数年来岩宇連Pにおいて当局に陳情を続けております。その結果、岩内高校間口増は困難であり、この問題を検討するときは共和農業高校をぬきにしては考えられないという現状です。共和町におきましても同高校の将来の問題を含めまして具体策を検討していると承っております。いずれにしましても岩内地方の住民等しく関心の高い必要な問題でありまして、今後は共和町の意見を尊重しながら関係町村協力して早急に解決するよう努力していかなければならないと考えます。

教員住宅について

教員住宅について新たな五カ年計画を策定し建設を進めていただきたいと考えるが、町長のご見解を。

町　長　教員住宅は現在までに三十九戸建設され、補修費、土地借上料をみないで町費負担の借金が七千六百万円残り、これでは町費負担が多すぎるという問題があります。

つぎに教員住宅使用料は公営住宅使用料とは別な考え方で決定されているいきさつの点、これは教員住宅としては住宅使用料が高すぎるという主張があるが、町としては町負担が多いので一般町民は限度額どおりで入居させ、教員だけ額を下げるということは町としてでき難い事情にあるので、このような使用料の決め方でいくのであれば教員住宅をどんどん建てて借金を将来につくっていってよいのかという問題があります。

つぎは、教員住宅は住宅手当の支給対象になっていないという点これは町議会としても『教員住宅にかかわる住宅手当に関する意見書』を道の人事委員会、道教育長に提出し住宅手当が支給されるよう要望した問題であります。

そこで教職員住宅確保については公住を充当する方法があるかどうかの点も残されており、結論としては現状のままで新たに建設する五カ年計画を策定する考えは今のところ固めておりません。

保育所新設について

東山保育所の九十名定員を一教室を増設して百二十名定員とするお考えはないか。

また島野地区に保育所を新設していただきたい。なお町長はさきに暫定的に島野小学校を使うということは不可能ではないと述べておられますが、今後の保育所建設の見通しと共にお答えを願います。

町　長　保育所の新設、増設の必要は私は十分認識しております。対策としては東山保育所に一教室増設し三十人分の定員を増加するか島野小学校の一部改築で六十人程度を新設するか、更に住宅分布を考えて西側の適当な場所に、最終的には百二十人収容施設を新設する、この三点の方法が考えられます。結論としては、これらの実現の順序、場所、時期等について来年度の予算編成の段階でやれるかやれないか検討することにいたします。



保育料値下げについて

町の保育料は国が定めた基準額で定めているが、通達では市町村が必要に応じ極力弾力性をもって徴収してよいことになっております。そこで保育料が年々値下げされ家計に占める割合も多くなっている現状から保育料を値下げしていただきたいと考えるが、町長のご見解を。

町　長　この問題は見方によって高いとも適正とも言えるし、高いから下げると言えば簡単のようですが、かなり複雑な内容をもっているわけです。保育料の階層区分は十一段階に分かれており、それによって保育料が定められています。保育料値上げの趣旨は理解できますが、このことによって更に一般財源所要額が増大するということは財政的にも非常に困難性が伴う問題でもありますので当面は現状どおりの保育料にしたいと考えております。

文化総合会館及びスポーツ体育館の建設について

町の文化発展を願う町民多数が要求している①文化総合会館及び

スポーツ体育館の建設見通しについて町長のご見解を。②文化総合会館及びスポーツ体育館の建設敷地をただちに決定し町民の要求にこたえるべきと考えますが、町長のご見解は。

町　長　この問題は建設の見通し位置、敷地など町として大きな政策上の問題でもあります。建設の見通しは、統合校舎が終り、更に第二中学校の改築を含めた学校建築事業が終了する時期に表面に出てくると考えます。建設敷地は、さきに町内各界のご意見を十分承っている東校跡地に文化会館を考えております。スポーツセンターについても他のスポーツ施設との関連もあり、いずれ近い将来に検討される時期がくるものと考えます。

学童保育について

①当町の労働力は主婦に相当の依存を示している現状から学童保育の制度確立のために積極的に働きかけることが必要と考えるが、町長のご見解は。

②国の段階で学童保育制度の確立がなされない場合でも児童福祉法によって保育することができるとうたわれており、規定の運用で十分いけると思いますし全国百七十の市町村で千百七十ヵ所の学童保育所が設置されております。当町としても早急に実施すべきと考えますが、町長のご見解は。

町　長　この問題は、さきほどのお話のように国会レベルで論議されているということは承知しております。町の特殊事情から見て共稼ぎが多く児童の健全な保育からみて大事に扱わなければならないことは私も痛感しております。しかし現状の保育所は定員いっぱいに収容しており、これに対する施設確保の問題、学習指導、余暇指導に対する先生の確保の問題、学校との連絡提携、そのほか関連する事項もたくさんありまして、町として大事な今後の課題として検討することにいたします。

町有地譲渡について

町が町有地を売払いする場合、競走入札で売払いしているが、土地の高騰につながるのではないかと思われる。今後町有地を譲渡する場合、住宅用地に適する土地を分筆し適正な価格で譲渡していただきたいが、町長のご見解は。

町　長　競走入札は土地の高騰につながるのではないかのお話の是非は別として競走入札を否定するという考え方は町としてできません。

つぎに町民に宅地をということですが、現町有地の中で住宅用地として分譲可能と考えられるのは公園橋を渡った野地東区に約一万五千坪、これは二中の改築に使うますが、町長のご見解は。

町　長　この跡地四千五百坪。島野グランド用地約千七百坪。島野小学校跡地約千三百坪が宅地候補地として考えられます。そのほか土地開発公社事業として土地買収し宅地造成し分譲することも考えられるわけで、町民の住宅地確保の問題は町財政確保のことも考慮の上で検討することにいたします。

防犯灯について

①住宅地域の防犯灯の新増設はすべて全額町費で行い町内の無灯地域をなくしていただきたい。

②この電気料金については全額町費で負担していただきたい。以上二点につき町長のご見解を。

町　長　防犯灯設置に対する町の考え方は、要項をつくり防犯灯設置者に対し補助を行い防犯灯や交通安全の施策を講じており、現在までに五百九灯、約二百万円支出しております。仮に電灯料と維持管理費等全額町費負担となれば年間千万円はかかります。料金算出ができ難い問題でもありますし自治会における維持費の比重も知っておりますので現在は財政的な事情もありますので当分の間はこのままで辛抱していただき、いずれなんとかしなければならない問題と考えております。

審議した議件

議案第1号　昭和50年度岩内町一般会計補正予算（第一号）……原案可決

一般会計の補正予算は、フェリー就航基地の港湾調査費、交通安全防護柵の新設工事費、岩内地方たばこ販売協同組合事業費補助金その他緊急に追加を必要とする予算について補正するものです。

議案第2号　岩内港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

岩内港の臨港地区に、新たに工業港区を設けたので、その分区の横築物の規制等について改正するものです。

議案第3号　工事請負契約の締結について……原案可決

浜中大通り舗装新設工事、御崎海岸護岸災害復旧工事について、工事請負契約を締結するものです

議案第5号　岩内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……原案同意

岩内町教育委員会委員小林靖幸氏は昭和五十年四月二日辞職いたしましたので同氏の後任として脇坂はつゑ氏を任命いたしたく議会の同意を得ようとするものです。

公明党議員

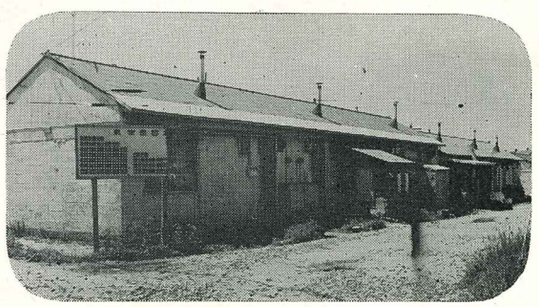
住宅行政について

火災復旧二十年を経過した現在公営住宅の老朽化が著しいため、住宅がスラム化していくことは重大な問題と思う。そこで住宅を総点検し単年度で欠陥個所を全面的に修理すべきである。

また、土地の高度利用上から高層化を含めた建替えを計画する考えはないか。

町　長　町の公営住宅は一、八八六戸あります。お話の住宅は、大火により建設されたもので、四十七、四十八、四十九年の三ヵ年だけの営繕費を見ましても約三千万円かかっており、この中身を見ますと後の二十九、三十年で建てた九百戸の営繕費が約二千万円使われており、これを見ても老朽程度がわかるわけです。これを単年度で全面的改修せよということは財政事情からみて無理なお話です。

また、建替えは、借地に六三八戸あり、町有地に二六二戸、これも問題ですし、また建替え工事費は約四十三億かかり新しい公住を九〇〇戸建てるということと同じです。いずれにしましても、十分調査のうえ将来の町の大きな問題として考えていかなければならないと考えております。



高校増設と専門学校の開設について

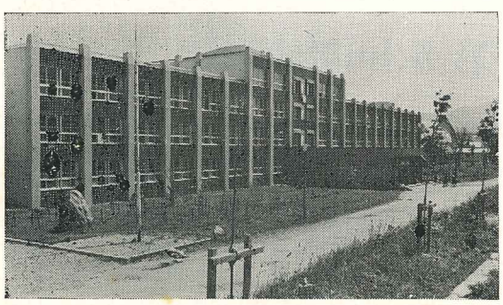
①　高校全入制の実現が叫ばれ、全町民が地元に高校の増設を熱望しているが、共和農高の今後の方向づけがその鍵を握ると理解しておりましたが、その後どう具体的に進展しているのか、当町としてどんな運動をし、どう取り組んでいくのかご見解を。

②　新聞紙上で地元に実業専門学校開設プランがあり、町理事者も最大限の協力を約束したとあるが私もその実現を切望するものでその後、どのようなことになり、見通しはどうか。理事者のご見解を。

教育長　このことは、さきに小林議員に説明したとおりです。現在岩宇連Pから一学級～三学級程度の高校設置の陳情を受けておりますが、共和農高との関連があり共和町議会においてもなんらかの形で発表されるのではないかと期待している状況です。いずれにしてもこの問題は岩宇地方共通の問題として解決しなければならないと考えております。

町　長　高校増設の問題は教育長答弁のとおりですが、関係者で共和中心の組織をつくり強力な運動をしなければならず、間口間口と言っていたのでは解決しないと考えます。

北海道実業専門学校の件は、前の議会で旧校舎の利用の点は非常に可能性の強いものですし関係方面とも十分協議して結論を出して全面的にご協力したいと答弁しておりまして、このことは今も変わりありません。その後いろいろの動きはあるようですが、まとまったものにはなっていないようですしかし今後町民の動きに応じて相談にのって動きたいと考えております。



し尿処理問題について

一般質問の中で質問することは一部事務組合の問題だけに好ましくありませんが、町長の立場においてさしつかえのない範囲で説明をいただければ結構です。それはし尿のくみ取り申し込みをしてもすぐにきてもらえず住民の大きな悩みとなっているので早く解決してほしいという点でございます。

町　長　町長として知っている範囲を申し上げます。し尿処理場を建てたときは五万人まで処理できることとし、一人一日あたり一リットル計算でしたが、現在厚生省では食生活の変化で一・四リットル計算でなければだめだということです。そこで岩内地方衛生処理組合では来年度から二ヵ年総工費三億円で二十キロ建て増しょうと計画しています。これは手続上漁業協同組合のご協力や住民のご協力をいただく問題もありますので組合議会を開きこの問題の結論を出したいという段階です。

道路、下水側溝の整備について

新築中の西小学校の通学路、その他主要道路は都市計画街路の指定を受けて整備していきたいとしてますが、道路舗装整備は統合校舎の完成と平行して完備されなければならないと考えます。そこで整備の時期とその進行状況、あわせて八幡通りの舗装についてもお知らせ下さい。

町　長　関係路線は今年中に都市計画街路として知事決定されるよう目下進めております。これが決まれば一番先に相生橋から西小学校入口まで、来年は拡幅、五十一年用地買収等をする予定で、その後に相生橋の両側歩道のこと、橋から銀水までの舗装のことなどがあり、したがって子供の通学とあわせて完成せよといってもできる仕事ではありません。八幡通りは通学路と平行してやるか、その後にやるかは今後の検討する問題です。

公政クラブ代表

国設スキー場開発について

年々増加しているスキー人口に対処する上からも一年でも早く岩内岳国設スキー場の指定を受けることが大切だと考えます。そこで今日まで実施して来た事業量と今後の見通しにつきお伺いします。

円山温泉は第二の湯の里として期待を持たれ諸病によく効き町民が湯治していると聞いております。夏冬通して楽しみながら利用できるよう方法を考えていただきたいがご見解を。

町　長　昭和四十二年から着手し用地買収約十三町歩。昭和四十三年、国設スキー場設定基本計画書提出、コース造成工事。昭和四十四年、道路用地買収約八千平方メートル。昭和四十五年、道路拡幅千七百十一平方メートル。昭和四十八年、道路用地その他買収二十一万五千六百平方メートル。昭和四十九年、スキー場道路道々昇格運動。今後の見通しは林野庁の地域専用計画に上げられてますが、用地の地価高騰により買収に困難性が出ておりますが、早いうちに用地確保をして施設の整備をしたいと考えております。

またスキー場開発に関連して円山温泉の開発を進めておりますが実際問題になりますとなかなか面倒なことです。目下総合的な開発計画をたてるべく設計コンサルタントに委託しております。いずれにしても町民の皆さんや議会のご意見をよく聞き開発計画を進めたいと思います。なお、ただいまのお湯の出ているところは河川敷地内で厳密には建物を建てることも好ましくないところであり、また付近の土地も買収もできず現状ではいかんともしがたいというのが実情です。

駐車禁止について

駐車禁止区域の増加によるしわよせで一般住民も大いに迷惑している状態です。どうして駐車禁止にしなくともよいと思われるところが禁止区域となるのかお伺いしたい。



町　長　駐車禁止は公安委員会と警察署がやるものですが、道路幅員が狭くて事故発生の恐れがある又歩行者絶対優先の原則から歩行者の交通量の多い地域から車の交通を規制する。これが駐車禁止の理由のようであります。

散水事業について

①町内を二台の散水車では満足すべき防じんができないので散水効果を高めるための防じん剤混入等の方法を考えられないか。②砂利石の飛散による危険な被害が出ておりますので、砂利の代わりに石粉を敷き散水するなどの方法はないか。

町　長　防じん剤を混入して散水をということですが、小樽土現などでは今のところ実施しておられません。ただ過去に海水を散水した例がありますが、車のいたみが激しいのでやめております。塩化カルシウムは一回散きますと二十日間有効ですが雨が降れば効力がなくなります。しかし現在の散水路線に一回散きますと七百二十万円かかり、ちょっと実施できません。

つぎに砂利の上に石粉を散くことですが、これは五割増程度の効果はあるようです。舗装は多額の財源と年月がかかりますので、今の段階では特に必要と認めるところについてはある程度石粉を使うことが良いようですので来年度の予算の編成に十分考えるようにします。



知安引揚げの問題は、そのような場合には地元町村と十分協議する方針になっております。

町としてはこうした動きを十分注意して心配される事態にならないよう対処していきたいと考えますまた逆に転入してもらう方向で対処することも大事な問題で道立養護学校、国民年金保養センターも大変なことですが誘致運動中ですまた後志支庁岩内社会福祉事務出張所の設置運動も進めております

道の出先機関を一カ所に集める合同庁舎建設の問題は、町の当面の懸案事項としてかなり長い間運動を続けました。しかし岩内保健所の改築された段階で一時とまったという経緯があります。したがいまして今後に対処していきたいと思います。

環境白書について

先般発表になった日本の環境白書の中で、全国二二八カ所の大気汚染の調査をしたと記されております。そこで岩宇地方、後志管内は二二八カ所の調査の中に入っているかどうか、またこの地方にはこのようなことを調査する機械器具があるのかどうか。つぎに全国で自然が残されている地域というのがあり、この中にわが後志管内の海岸線が書かれておりますがこれは大変幸せだと思うわけです。

そこでこの海岸線に連なる関係町村が連係をとり全国で数少ない自然海岸をこのまま存続してほしいと考えますが理事者のお考えを伺います。

町　長　残念ながら環境白書は手に入りませんので読んでおりません。しかし新聞や官報登載のあらましの資料は読みました。この程度でわかっただけを申し上げます。

国が常時監視する必要があると認めた都市の測定局（調査地点）が二百二十八局あり北海道は札幌だけです。このほかに国から委任を受けて常時監視しているのは後志管内では小樽が入っております。それから自然が保護されている海岸線の保護については破壊されないように保存するようにし、そのため道が計画している後志地方海岸線緑化事業の促進、広域生活圏の計画の中の海中公園、自然公園森林公園の指定など関係町村が協力し地域住民の理解と協力を得て自然保護に努力していかなければならないと考えます。

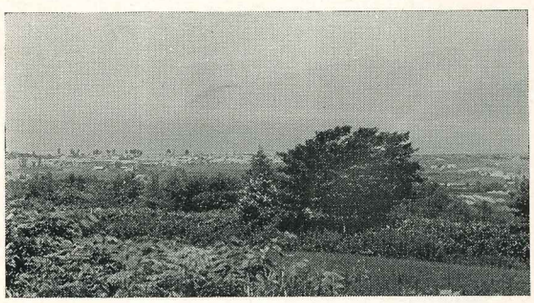
清和クラブ代表

出先機関の統合と合同庁舎建設について

いろいろの出先機関が合理化の名のもとで統合されそれが倶知安町に集中されるということは、地域住民の利便の上かも断固として反対いたします。

そこで寿都町などに建設されている合同庁舎を岩内町にもつくって後志支庁の税務出張所の流出を止め、更に福祉事務所を設置するよう運動してはどうかと考えますが理事者の所見は。

町　長　後志支庁税務出張所の倶



第5回臨時会

昭和五十年五月二十八日午後一時三十分から第五回臨時会が招集され会期を一日と決定し審議に入り、同日午後四時二十分閉会しました。

議案第一号　岩内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……原案同意

固定資産評価審査委員守谷春吉氏は、五月十六日をもって任期満了となるので、同氏を再任いたしたく、議会の同意を得よとするものです

議案第二号　岩内町税条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

地方税法の一部改正に伴いまして、個人町民税の障害者等の非課税限度額の引き上げ、入湯税の税率の引き上げ、その他所要事項の改正と更に、固定資産税の減免について一部を改正するものです。

議案第三号　岩内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額対象世帯の範囲の拡大による改正と、条文を整備するものです。

議案第四号　財産処分について……原案可決

土地を処分するため「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に基づいて提案するものです。

上水道特別委員会設置される

五月十九日、二十日の両日にわたる改選後、初の第四回臨時会において、上水道問題を専門に取扱う特別委員会設置に関する決議が、各会派共同提案でおこなわれました。

委員長　佐藤猶徳
副委員長　西川栄太郎
委員　村田正二
〃　真井敏宏
〃　内田誠一
〃　最上輝昭
〃　岩崎正
〃　小林靖幸
〃　小野与惣吉
〃　堀川俊彦
〃　石川貫一
〃　青山栄

議会だより

昭和50年11月1日発行

第 10 号

発行　岩内町議会

編集　議会運営委員会



〈復旧を急がれるポンイワナイ川〉

昭和五十年第三回定例会は九月二十二日午後一時三十分招集され会期を十月三日までの十二日間と決定し杉本助役から提出議案の説明を受け、直ちに人事案件、議案第六号、教育委員会委員の任命、議案第七号、監査委員の選任の二件を先議し原案のとおり同意議決した後、議案調査のため、九月二十八日まで休会しました。再開明けの九月二十九日は、あらかじめ、各会派から通告のあった一般質問が活発に行われました。翌三十日は、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置して議案の審査に入り同日で予算特別委員会の審査を終りましたが、その後原子力発電所対策特別委員会(仮称)の設置をめぐり意見がまとまらず散会しました。翌十月一日は前日に引きつづき原発特別委設置の問題で協議しましたがいったん、本会議を再開し、各議案を原案どおり可決した後更に同問題につき協議が続けられ深夜に及びました。翌日は原発特別委設置問題をめぐり公政クラブは会派が分かれ、政友クラブとして四人の新会派が生まれるなど、紛糾しましたが、正副議長のあっせんにより、二日午後六時三十四分閉会されました。

一般質問

公政クラブ代表

上水道問題について

①　聞くところによれば、町に上水道の施設費の½程度を負担し、水を供給してほしいとの申し入れがあるとのことですが事実かどうか。

②　このことが事実とすれば、水道料金にどのような影響がでるか。

③　水道料金はどれほどの額になるか、その見通しにつきお知らせ願います。

町　長　第一点は、北電からご質問のような申し入れがあったかどうかですが、上水道問題に関連して北電からつぎの三点につきお話しがありました。

一点目は、将来真水の使用を必要とするので、その節には町の上水道の水を使用させてもらえるかということについて、いいかえれば、これは上水道の水を売ってもらえるかどうかという意味でございます。

二点目は、使わしてもらえるとなるとこれだけの大工事の結果生まれてくる水ですから、その工事の段階で工事費の一部を負担させてもらえるかどうかということについて、

三点目は、前二点に関連して工事費の一部負担の問題ですが、最終的な金額は聞いておりません。また、私の方でも結論的な金額には触れておりませんが、基本的な考え方としては、町の上水道の一日の給水量は一万トン、町全体の家庭の給水量は一日約三千トンを必要とするとのことですから、町の上水道の一日給水可能量の約⅓を必要とする時期があるわけですので、工事費の⅓程度負担させてもらいたいということであろうと私は判断しております。この工事費をいくらに押えて計算するなどのところまでは話し合いはしておりません。

以上の三点が、北電からお話しがありました事実の内容でございます。

質問の第二点は、水道料金にどのような影響が出るかとのことですが、実際に今申し上げました負担金を受取るとかあるいは水を供給した、水道料金が入ってくるという段階になった場合には、水道料金に相当の影響があることは誰が考えても当然のことであります

つぎに第三点目は、水道料金はどの程度の額になるかその見通しについてということですが、北電から話しがあったことの中には不確定な問題も含まれておりますし未解決な要素も含まれておりますので、今ここで計算して二、二〇〇円の水道基本料金がいくらになるという数字を出すというわけには参りません。ただ誰が考えても考えられることは、一つのリンゴを二人の子供に分けて食べさせれば、一人の子供の量は½であります。一つのリンゴ半分というのは水道料金に相当するわけであります。四人の子供に分けて食べさせれば¼となり、水道料金の計算は一つのリンゴを二人の子供で食うか、四人の子供で食うかというのと同じ理屈でありまして、このことはすぐに計算ができるわけであり、皆さん方も見当のつくはずであります。この問題につきましては、当然上水道特別委員会で慎重に検討されなければならない問題でありまして、その結果によって私も熟慮して私なりの結論を出したいと考えております。

再質問　考え方として十トン、二二〇〇円の基本料金が½の一、一〇〇になるという想像の受取り方をしてよいか再質問いたします。

町　長　水道料金の計算方式は、費用割る有水水量＝水道料金ということで、経営に要する費用を売れた水の量で割ったものが水道料金です。

したがって、今の場合売れる水の量が変り、その分母が変りますと出てくる水道料金は変ります。

ですから経営に要する費用が動かないで、売れる水の量が倍になったとすれば、出てくる答えの水道料金は半分になります。ですからそういう水道料金の算出方式にあてはめて計算していけば、今のご質問のとおりになるといえると思います。

公明党議員

国民年金保養センターの誘致について

当町の雷電地区並びに円山地区の観光開発プランとの関連において国民年金保養センターを誘致するべきと考えるが、その見通しとわかれば規模等についてご見解を伺いたい。

町長　国民年金保養センターの規模というのは、敷地面積は約二万平方メートル必要で建物の面積は延約三千五百平方メートルが基準であります。鉄筋コンクリート三階建で全国ほとんどこのとおりです。宿泊人員は百人で宿泊料は被保険者は一泊二食付で二千五百円、受給権者は一泊二食付で二千五百円、一般利用者は一泊二食付で二千八百円程度であります。

この建物は厚生省が建てて、その経営については、岩内町にたとえれば社会福祉事業団というものを設立して、経営を委託するわけです。その後は赤字が出てもこれは道も国も一切責任を負わず委託を受けたものが責任を負い経営に投資事業団に町が加わっておれば、赤字について町自体が責任を負う形のものです。この誘致については、雷電の現在の町営温泉センターのあの場所も考えて、厚生省の建物の一角に町営温泉センターをまとめて町営の方は町が独自で経営する考え方で誘致運動をはじめたわけです。この施設は現在北海道には一カ所もなく恐らく北海道には大体二、三カ所建てられると思いますが名のりをあげているのが岩内町の外に一～二カ所だけであります。温泉があるということが一つの条件でありますので、町としてはすでに関係方面と話を進めており北海道に決まり道の方で岩内でもよいとなったら岩内に建てますというところまで話がついております。一泊二千五百円とか二千八百円の料金で赤字を出さないでやっていけるかどうかが問題で道内では郵政省でやっている簡易保険保養センターが三カ所ありますが黒字のところはありませんそれとほとんど同じようなものです。円山温泉地区の開発のためなら非常にいいことですが、これに手を出して黒字で経営していけるかどうか今のところ自信をもてませんので、ほんの何カ所かを調べて冬の雪の少ないこの地方で赤字にならずやっていけるかどうか検討しております。経営の見通しが立てば誘致の可能性は十分もっています。

高齢者老人ホーム入居調査について

町では老人ホーム入居意志の有無につき調査していると聞くが、この調査は町としてなんらかの福祉政策、たとえば軽費老人ホームの計画によってなされたものかどうかその理由についてお伺いします。もしそうであるならばその計画の見通しについてご所見をお聞かせ願います。

町長　老人ホームには、寝たきり老人を入れる特別養護老人ホーム、健康で身寄りのない老人を入れる養護老人ホームそれに軽費老人ホームのA型B型があります。今岩内で考えているのはB型でアパートの形態で自炊を建前とするもので、利用する方は通勤も出来るし、施設の中で軽い作業をしながら生計を維持していける六十歳以上の方を入れようと考えて、道とも協議して建てるならば道で補助をつけましょうということで話が進み、来年度の予算ではこれを実現しようといたしましたが、しかし老人はこう言うものにはすぐに「うん」と言って下さいません。そこで今六十五歳以上の入居対象者になる人が千八百人おりますから民生委員に頼んでこのようなものを建てるけれども建てたら入って下さいますか、という調査を一人一人についてしていただきました。大体八～九割調査を終りましたが入りますというのは五人しかおりません。五十人収容で一億五千万円の建物を建て入るのが五人では一体何を作ったんだということになりますので町としてのPR不足もありますがここに問題があるわけです。私が考えたのは、六十歳から六十四歳のお年寄りで一人で公住に入っている人は十九人、六十五歳以上で一人で公住に入っている方が五十三人、全部で七十二人が公住に入っておりますので、大井さんに寄付していただいた土地にきれいな立派な建物をつくって入ってもらい観音山の温泉をすぐに引いてお湯に入ってゆっくりしてもらいたいと考えたのですが今のところ入る人が十人にもならないと思います。この状態で建物一億五千万円このうち町の一般財源が四千八百万円かかり館長、寮母、管理人費が年間大体一千三百万円かかりますから町からは八百万円から一千万円の金が持出しになります。これではちょっと今すぐ手を出す仕事にはならないと思います。この施設を建てることにより、公営住宅五十戸あきますので公住に入居を待っている方々は入居出来一方老人の方も又喜こんでもらえると考えたのですが、やはり息子のところ、孫のところに居たいというのが老人共通の願いであり私達の考えていることと年寄りの方の考えている気持とは別であります。以上のようなことで実際仕事に手をつける結果にはならないだろうというのが現状です。

一般質問

日本共産党団代表議員

地方財政危機打開対策について

地方自治体の財政危機の中で政府自民党は、今日の地方財政危機の原因は自治体職員の人件費が高すぎることや、安易な福祉のばらまき対策によるものと攻撃して、この財政危機を切り抜けようとしているが、町長のご見解は、

また、今日の財政危機は保守革新をとわず、すべての地方自治体共通の問題ですが、当町における超過負担の実態を町民に明らかにすべきと考えますし、同時にこの解消策について道・国にどのように働きかけるか、町長のご見解は更に、国の機関委任事務の大幅整理など国と地方の行財政の再配分することを要求していくことが必要と考えるが、町長のご見解を伺います。

町長　超過負担といいますと我々自治体側から言えば「国が本来負担しなければならんものを単価数量の関係で、国が値切るから自治体の負担が増えている」と言いますが、国の立場で言えば、また一つの見解があるわけで、国と自治体の立場では仲々見解が違って合わないわけです、したがって岩内の超過負担はこれこれですと言っても天下御免で通用する数字とは必ずしもならないとお断りして町の実態を説明します。

文教施設について、統合校舎建設事業費でみれば四十九年度では事業費として町がみる額と国が補助の基本額としてみるものの差は七千六百九十万八千円、これが超過負担で、国ではこういうぜいたくな学校をつくって、それを超過負担というのはどういうわけだという面もありましょう。五十年度では、学校の事業費と補助の基本額との開きは、約一億六千万円となる見込みです。この原因のほとんどは単価の違いによるものですたとえば、去年の例では西小学校一平方米の補助単価は、八万九千五百円、実際には十一万七百三十七円、中央小学校一平方米補助単価九万八千九百円で、実際には十一万六千九百八十二円、保育所の場合、四十八年度の東山保育所の場合で国からは補助がつかず、道からは補助がつかないのが気の毒ということで一千万円特別にみていただきまして、町費で三千二百二十五万円、それから公営住宅の建設事業費とか農業委員会、国民年金の事務費、保育所の措置費、失対対策の事業費、国民健康保険の事務費、結核予防事業費、選挙費がありますが、その合計が四十九年度で超過負担にあたるものが四千六百七十二万五千円、五十年度では六千八百八万円という額になります。統合校舎の分も入れますと合計で四十九年度は一億二千三百六十三万三千円、五十年度は二億六千百八十二万九千円の超過負担

この解消対策については、毎年予算時期になりますと各町村長も上京し一生懸命運動いたしておりまして、十一月には全国知事会、全国都道府県の議会議長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会、地方公共団体の関係団体で地方超過負担解消対策特別委員会をつくって強力な解決運動を進めております。これは各町村が勝手に数字を並べても話しになりませんので超過負担のルールを全道的調査で同じ立場で計算して、まとめて運動しようと手をつけている最中です

職員の給与改訂について

人事院勧告は、国家公務員に対し四月一日にさかのぼり平均一〇・八五%引上げるよう勧告されましたが、早急に勧告に準じて当町においても改定すべきと考えますが町長のご見解を伺います。

町長　これは国家公務員が人事院勧告のとおり、四月にさかのぼり給与改定をはかる予定でありますので、町としてもこれに準じて四月にさかのぼり給与改定をする予定であります。

単身者の住宅建設について

実態調査によりますと九割以上の方々が老人ホーム等に入りたくないとの意志表示しているとのことで、独立した生活を希望する傾向にあると考えますので、町の公住建設計画の中に老人専門の住宅建設が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

町長　軽費老人ホームの問題でお話ししましたが、ご質問の意味は一人で入る住宅を別個に建ててはという意味にとれますが、五十人に一部屋づつをつくろうとそれが軽費老人ホームでありますが、一人に一戸づつとなりますと土地代含めないで大体二十平方米位で一DK六坪位で計算してみますと約百五十万円程かかります。

建てるとなれば補助、融資、起債の制度はありませんので、全額町費の持出しとなり検討します。

実際問題としては出来ません。

児童会館設置について

前の定例会でも質問していますが、当町の「カギッ子」対策は緊急なものと考えます。

当面施設問題は、公民館、各町内会の集会所を利用すれば解決すると思いますが児童指導員を配置すれば、ただちに実施出来ると考えますので、町長のご見解を伺います。

町長　当町の総合計画の中には児童福祉会館を三カ所つくろうという計画があり、これは集会所のような形であります。

しかし、今のところ仲々手が出ません。とりあえず公民館、集会所利用のお話も出ましたが、公民館の利用実績をみましても相当な数にのぼり、昼も夜もほとんど空いていない状態です。集会所についても施設の状況あるいは指導者の問題等もありなかなか利用困難な状況が実状のようです。

小林議員の学童保育についてご質問がありましたが、保育の面だけでなく青少年会館などスポーツ施設を利用するような少年スポーツの振興と合わせて、今後、教育委員会としても検討すべき性質の課題であろうと考えます。

議会だより

昭和51年2月1日発行

第 11 号

発行　岩内町議会

編集　議会運営委員会



あいさつ

岩内町議会議長　宮下佐一

昭和五十一年の新春を迎え、町民各位と共に新年のお慶びを申し上げることの出来ますことは、まことにご同慶に堪えません。

昨年は、私共議会議員一同厳粛なる審判をいただき、町民の与望を担い、心を新たにして歩み初めた年でございました。

更に、きびしい経済情勢のなかにありながら、町民各位のご協力を得ながら、継続する幾つかの大事業が着々と進められて参りました。

また、特に考えさせられますことは、昨年の国勢調査の結果、後志管内各町村が大きな過疎化の波に洗われつつあるとき、たとえ数の上では僅かであっても人口が増加しているというこの現象は、今迄の町がやり来たった町政効果の現われであろうと高く評価をすべきものと思うのでございます。

ここに私は、町理事者の並々ならぬご苦労に対し深く感謝を申し上げると共に、町民各位の町政に寄せられました大きなご協力に対し深く敬意を表するものでございます。

さて、新年の町政につきましては、各種事業の推進充実を期することはもとよりでございますが、この際心気を一新し理事者と相はかり、町政進展のために、尚一層の努力をして参りたいと念願するものでありまして、ここに旧に倍し変らぬご支援を賜りますよう切にお願いを申し上げ、ごあいさつといたします。

議長　宮下佐一
副議長　芝西市太郎
議員　品田多三郎
〃　村田正二
〃　真井敏宏
〃　内田誠一
〃　最上輝昭
〃　竹田豊一
〃　岩崎　正
〃　小林靖幸
〃　城崎孝策
〃　伊藤健三
〃　堀川俊彦
〃　佐藤猶徳
〃　西川栄太郎
〃　倉島平治
〃　宮越　進
〃　小野与惣吉
〃　中川隆之
〃　笠原義雄
〃　石川貫一
〃　青山　栄
〃　木森幸男
〃　猪股　武

＜蘆山岳内岩を待つ開発＞

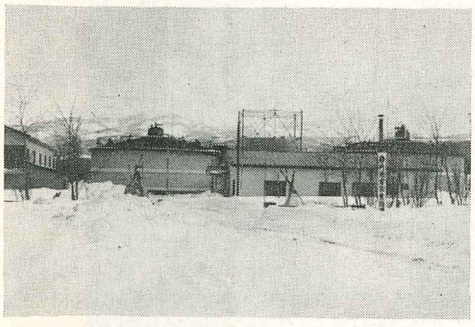


第四回定例会は、十二月十一日午後一時三十分から招集され会期を十九日までの九日間と決定、町長から提出議案の説明を受け、議案調査のため、十六日まで休会しました。再開の十七日の本会議ではあらかじめ各会派から通告のあった一般質問が活発におこなわれました。このあと引きつづき予算特別委員会を設置し議案の審査に入り、翌十八日で審査を終りました。十九日本会議を再開し予算特別委員長報告を受け、全議案を原案のとおり可決しました。このあと、原子力発電所問題を協議する特別委員会設置について、各会派の話し合いが行われましたが、まとまらず、十二月二十二日まで三日間会期の延長をし協議が続けられました。しかしながら同問題については、全会派の意見の一致は見られず、更に二十四日迄二日間会期を再延長し、二十三日の深夜に及び「原子力発電所問題特別委員会設置に関する決議案第一号」が提出されました。議会は同決議案をめぐり議長不信任案、副議長不信任案が出され、無記名投票により否決したあと同決議案は無記名投票により可決し、二十四日午前〇時四十五分、全日程を終り閉会されました。

第４回定例会

増設を急がれる衛生処理場

漁協10ＰＰＭ以下に要望



公政クラブ代表

衛生処理施設の増設に伴う漁業協同組合の同意について

衛生処理施設の増設についていまだ漁業協同組合の同意が得られないと聞きますが、交渉の経過についてお伺いしたい。

また、同意を得られないような問題点があるのかどうか、併せて今後の見通しにつきお知らせ願いたい。

町　長　このことについては、前から漁業協同組合にお願いしておりましたが、現在未解決の状態であります。この十一月に入り資料により数字を出して増設の必要性も説明しており、組合としては先月末理事会が開かれ、組合長からその結果につきお話を聞いております。

問題として取り上げられている中に、し尿処理場のＢＯＤの法定基準値30ＰＰＭ以下を、今回の増設分については10ＰＰＭ以下に下げるように、つぎに既存の施設についても10ＰＰＭ以下にするように要望があります。

これに対し増設分については工事費として約三億円、公害防止施設として約七千万円かかり、組合議会に諮った上で決めてもらおうということで、独断ではありますが承諾いたしました。

既設の施設については、30ＰＰＭということでつくられているものを、第三次処理施設により、さらに10ＰＰＭに下げるとすれば約一億円の設備費が必要です。これも組合議会に諮った上で出来るだけ希望に添うようにしたいとは考えますが、経費の80％近くが当町で負担することは財政的に簡単に返事の出来難い問題でありますので、出来るだけ監視を厳重にし、基準値をオーバーしないようにきびしく監督し、いままでどおり使用させてもらうようにお願いしているわけです。

つぎは、原発と港湾使用の問題です。

これは、昭和48年開発で中央埠頭の延長工事をする際に、漁業協同組合の同意が必要であり、当時原発問題とのからみ合いで工事が順調に進められない事情もありましたので「岩内港の中央埠頭の延長工事は、第四次港湾整備五ヵ年計画として原発と関係なく、閣議決定されているもので、本年度で漁業埠頭が完成し、さらに中央埠頭が完成してもそのまま北電が使用できる設計で工事をするのではない」という説明の文書を町長から漁協組合長に出しているわけであります。その中に「港湾使用については、漁民の理解が得られない限り中央埠頭を利用して原発機材の荷揚げに使うことはしない」という意味の言葉があり、それを再確認するということで、当時の文書はそのまま生きておりますからご了承をいただいたわけです。

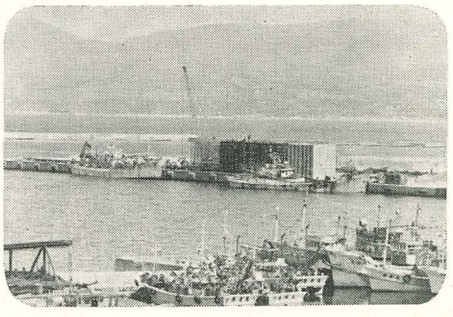
以上、三点につき組合長の了承をいただいたわけで、組合としての協議を重ねられ、近く回答を得られるものと考えております。

再質問　現在30ＰＰＭ以下であるのに対し10ＰＰＭ以下にというのは、現在までに問題があったのかどうか。

また、原発問題とし尿処理場の問題とは違うと思うのですが、その中にそういう条件が出されることは疑問に思います。

しかしこれについては答弁はいりません。

町　長　いままでに何回となく調べております。ただ、48年の七月十一月の調査では基準を超えた数字が出ており、なぜそのような数字が出るのか原因究明を指示しておりますが、しかしその後二ヵ年にわたり八回調査してますが、全然基準を超えておりません。いわゆる基準以下であれば害はないというように判断しております。



一般質問

決議案第1号
原子力発電所問題特別委員会設置に関する決議

昭和五十年十二月二十三日提出

提出者　岩内町議会
　議員　小野与惣吉
　〃　中川隆之
　〃　真井敏宏

賛成者
　議員　木森幸男
　〃　城崎孝策

岩内町議会議長宮下佐一殿

決議文

1、本町議会に二十四人の委員をもって構成する原子力発電所問題特別委員会を設置する。

2、議会は原子力発電所問題特別委員会に対し次の事項の調査を付託する。

(1)　原子力発電所に関すること。

3、本特別委員会の調査に要する経費は百万円以内とする。

4、本特別委員会は議会の閉会中も調査を行うことができることとし、議会が本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

以上決議する。

岩内町議会

決議案は特別委員会設置に賛成する会派の代表者名をもって二十三日、午後十一時提出され、提案者からつぎのとおり提案説明がなされました。

「原子力発電所問題特別委員会を設置し本問題の総合的研究をなすためここに決議案を提出するものである。」この後引続き質疑討論がおこなわれ、無記名投票による採決の結果

総投票数　二十二票
有効投票数　二十二票
賛成　十七票
反対　五票

以上のとおり賛成多数をもって決議案第一号は原案のとおり可決されました。

公明党議員

新年度予算は財政難だが 町政の後退はしない

財政問題について

①深刻なインフレ、不況の中で各市町村も財源不足から思い切った経費節減に追われ、町民も大きな影響を受けることを予想しています。そこで五十年度末の財政見通しについて。

②財政難による行政水準低下の不安がありますが、来年度予算編成にあたり具体的な考え方について

③来年度の職員の新規採用計画について

町長 ①一般会計十二月の予算の執行率は二十二億四千万円で七十八%になる見込みで総体的には予定通り執行されていると考えます町税などの減収分を地方交付税、国庫補助金などの伸びによりおぎない、更に不足分については財政調整基金を取りくずして繰入れし五十年度も若干の黒字になる見通しです。

②来年度予算編成の基本的な考え方としては金が足りないから行政水準が下がるのではとのことですが、これは相当前から考えておりましたことで今具体的に資料を取りまとめ中ですが、財政的に深刻になることは事実です。しかし事業費の効率的な配分と財源確保により積極的な努力をはらい現在やってきた政策水準を後退させるようなことは絶対しないという確信をもっており、行政水準を絶対低下させないつもりです。

③職員の新規採用の問題は、職員の欠員、退職予定者の補充はそれぞれ考えております。しかし技術系統は手配してありますが、なかなか見つかりません。五十年度は中間の欠員は絶対補充しない方針で実施してきましたが、来年度も特殊業種以外は途中の欠員は補充しないという方針でいこうと考えています。



町民参加の町政について

町民は町長から岩内町の将来の見通しなど直接聞きたい。また自分達の意見も町政に反映してほしいと希望しており、その方法としては町政懇談会を定期的に設置してほしいが、いかがですか。

町長 町政懇談会は昭和三十八年から始め、開催会場を八カ所までに増し行なってきましたが、なかなか集まっていただけない状態です。町内会によっては大変有効と思われるところもありますが、三人、五人の集まりですと非常に無駄が出ますので広聴葉書の方法をとったことがあります。これも回収率一・二%、団体アンケートは十二%でした。アンケートはご意見を承る形で今年も続けます。しかし町政懇談会は打切るということでなく時をおいてまたやりたいと考えています。



町民交通傷害保険制度について

交通事故にあった町民を救済し生活と福祉の増進をはかるのが主旨でありながら加入者が少なく、これはこの保険制度が広く理解されていないことや関心の薄さが要因と思います。この制度を普及するには町は積極的に加入推進の取組みをすべきと思いますが、いかがですか。

町長 ご指摘のように問題はあります。町の広報や街頭放送でPRチラシ、ビラなど印刷物の配付、各事業者宛に依頼状の発送、各種会合を利用して説明、できるだけ努力をしてきましたが交通傷害保険への依存度が非常に低くなっているのも一つの原因のようです。今後も今申し上げたようなPR方法を続けていきたいと思います。

政友クラブ代表

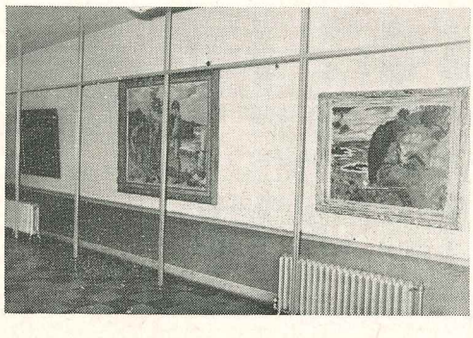
公民館の絵画の管理について

公民館の絵は、町内の絵画を描く方々から寄贈を受け約二十年を経過しており特に三階に展示してある百号、六十号、五十号などは鋭利な刃物で切られた傷が見られますので早急に補修されるよう善処方を願いたいと思います。又三階の使用は多目的であるので絵画の展示には不適当と考えますが他に移転することができるかどうか伺います。

教育長 公民館には現在洋画十八点、日本画一点、色紙二点、掛け軸四点があります。

このほとんどは、昭和三十一年公民館落成の際に町民の情操のためにと美術協会が中心となり寄贈いただいたものであり、ご指摘の損傷が見られ、この点管理の面において深く反省をしております。又補修には専門的な技術が必要で関係者と相談中ですが多少経費をかけても寄贈を受けた目的が生かされるようにしたいと考えます。

公民館三階の絵の展示については、三階の用途との関係について今後十分検討して行きたいと思います。



審議した議件

議案第1号　昭和50年度岩内町一般会計補正予算（第3号）……原案可決

今回の補正予算は、職員の給与改定、医療費助成扶助費の増、統合小学校建設費、災害復旧費の事業費補正と、その他緊急に必要とする予算について、補正するものです。

議案第2号　昭和50年度岩内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）……原案可決

今回の補正予算は、職員の給与改定、その他緊急に追加を必要とする予算について、補正するものです。

議案第3号　岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について…原案可決

国家公務員の給与に準じて、一般職員の給与改定を実施するものです。

議案第4号　岩内町立小中学校の給食業務従事職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

一般職員の給与改定を実施するにあたり、非常勤職員についても増額改定するものです。

議案第6号　遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

恩給法の一部改正に準じて、元町費職員の遺族扶助料を増額改定するものです。

議案第7号　岩内地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

昭和50年度において、敷島内地区に建設の集会所を設置するものです。

議案第8号　岩内町水道事業給水条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

昭和50年11月1日から上水道の営業開始に伴い、雷電地区の簡易水道使用料を改正しようとするものです。

議案第9号　町道路線の廃止について……原案可決

昭和50年3月31日付をもって認定された、道々野束清住線に係る関係路線の受渡しを、昭和50年11月25日付をもって完了したので、関係町道路線を廃止しようとするものです。

議案第10号　町道路線の変更について……原案可決

昭和50年3月31日付をもって、認定された、道々野束清住線に係る関係路線の受渡しを、昭和50年11月25日付をもって完了したので関係町道路線の一部を変更しようとするものであります。

議案第11号　岩内町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

岩内町の非常勤の特別職の日額報酬について、改定をするものです。

議案第12号　岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

岩内町費特別職員の給料月額について、改正するものです。

議案第13号　岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定について……原案可決

岩内町教育委員会教育長の給料月額について、改定するものです

議案第14号　岩内地方じん芥処理組合規約設定について…原案可決

じん芥を、衛生的かつ効率的に処理するため、岩宇四カ町村共同で一部事務組合を設立しようとするものです。

委員会のうごき

第4回定例会において各常任委員会及び特別委員会で採択・不採択ならびに継続調査・審査となった案件はつぎのとおりです。

総務委員会

件名	請願者及び陳情者	結果	措置
財産の調査について		継続調査	

社会文教委員会

件名	請願者及び陳情者	結果	措置
福祉施設の整備について		継続調査	
公営住宅の管理について		同	
統合校舎の新築について		同	
保育所増設についての陳情	岩内町字野束47～1 島野地区保健福祉推進協議会 副会長　藤田　長一	継続審査	
教育予算の増額並びに児童生徒の補導についての陳情	岩内町父母と先生の会連合会 会　長　岩城　幸治	同	

建設委員会

件名	請願者及び陳情者	結果	措置
土木建築工事の調査について		継続調査	
町道の舗装並びに改良計画について		同	
下水側溝の整備について		同	
通学道路の整備についての陳情	岩内町父母と先生の会 会　長　岩城　幸治	採択（可決）	町長に送付

産業委員会

件名	請願者及び陳情者	結果	措置
産業振興について		継続調査	
観光開発について		同	

上水道特別委員会

件名	請願者及び陳情者	結果	措置
上水道に関すること		継続調査	
水道料金引き下げについての請願	岩内町字栄3の6 鳥　木　良　一 外717名	継続審査	

原子力発電所問題特別委員会

件名	請願者及び陳情者	結果	措置
原子力発電所に関すること		継続調査	



人口2万人以上の町村議会運営状況比較（49. 1. 1 ～ 49. 12. 31）

人口段階区分	町村名	定例会 回数	定例会 本会議日数	定例会 委員会日数	定例会 休会日数	定例会 計（重複日数は除く）	臨時会 回数	臨時会 本会議日数	臨時会 委員会日数	臨時会 休会日数	臨時会 計（重複日数は除く）	年間計 回数	年間計 本会議日数	年間計 委員会日数	年間計 休会日数	年間計 計（重複日数は除く）	議員による臨時会招集請求 請求回数	議員による臨時会招集請求 招集	未招集
		回	日	日	日	日	回	日	日	日	日	回	日	日	日	日	回	回	回
二万人以上11町村	上磯町	4	13	8	4	25	6	6			6	10	19	8	4	31			
	岩内町	**4**	**16**	**2**	**30**	**48**	**5**	**7**		**4**	**11**	**9**	**23**	**2**	**34**	**59**			
	余市町	4	13	4	6	23	8	8			8	12	21	4	6	31			
	羽幌町	4	18	2	14	34	4	4			4	8	22	2	14	38			
	遠軽町	4	21	2	4	27	3	3			3	7	24	2	4	30			
	美幌町	4	18		3	21	7	7			7	11	25		3	28			
	白老町	4	9	1	12	22	3	3			3	7	12	1	12	25			
	浦河町	4	15		4	19	4	4			4	8	19		4	23			
	静内町	4	15	1	4	20	2	2			2	6	17	1	4	22			
	音更町	4	16	13	8	37	5	5			5	9	21	13	8	42			
	小計	44	168	40	97	305	56	59	4	6	69	100	227	44	103	374			
	平均	**4**	**15.3**	**3.6**	**8.8**	**27.7**	**5.1**	**5.4**	**0.3**	**0.6**	**6.3**	**9.1**	**20.6**	**4**	**9.4**	**34**			
	該当平均	4	15.3	4.4	8.8	27.7	5.1	5.4	4	3	6.3	9.1	20.6	4.9	9.4	34			
180町村	合計	720	1,944	407	843	3,194	934	968	13	40	1,021	1,654	2,912	425	892	4,229	2	2	
	平均	**4**	**10.8**	**2.2**	**4.7**	**17.7**	**5.2**	**5.4**	**0.1**	**0.2**	**5.7**	**9.2**	**16.2**	**2.3**	**5**	**23.5**			
	該当平均	4	10.8	3.9	5.4	17.7	5.2	5.4	1.9	3.1	5.7	9.2	16.2	4	5.6	23.5			